



号)

金鶏勲章に関する請願(小島徹三君紹介)(第六七二号)

同(住業作君紹介)(第六九四号)

同(石井一君紹介)(第七一三号)

同(河本敏夫君紹介)(第七一四号)

同(戸井田三郎君紹介)(第七三七号)

同(松本十郎君紹介)(第七三八号)

同(佐々木良作君紹介)(第七六一号)

同(根本龍太郎君紹介)(第七六二号)

旧軍人恩給の改善に関する請願外四件(上村千一郎君紹介)(第六七二号)

同外四件(江崎直澄君紹介)(第六九五号)

同外四件(海部俊樹君紹介)(第六九六号)

同(浦野幸男君紹介)(第七二二号)

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(藤本孝雄君紹介)(第七三六号)

同(稻富稔人君紹介)(第七六三二号)

同(奥野誠亮君紹介)(第七六四号)

同(中村弘海君紹介)(第七六五号)

同(受田新吉君紹介)(第七七八号)

同月五日

官公労働者のストライキ権回復に関する請願(石母田達君紹介)(第八五五号)

天皇陛下御在位満五十年奉祝国民大会開催に関する請願外五件(伊藤宗一郎君紹介)(第八五六号)

同(伊藤宗一郎君紹介)(第九三二号)

旧軍人恩給の改善に関する請願外三件(中垣國男君紹介)(第八五七号)

同(内海英男君紹介)(第八六三二号)

同(小淵惠三君紹介)(第八六四号)

同(越智伊平君紹介)(第八六五号)

同(大西正男君紹介)(第八六六号)

同(木村武千代君紹介)(第八六七号)

同(小泉純一郎君紹介)(第八六八号)

同(小山市二君紹介)(第八六九号)

同(佐藤文生君紹介)(第八七〇号)

同(坂村吉正君紹介)(第八七一〇号)

同(篠田弘作君紹介)(第八七二〇号)

同(田中六助君紹介)(第八七三〇号)

同(田村良平君紹介)(第八七四〇号)

同(中村寅太郎君紹介)(第八七五〇号)

同(橋本進君紹介)(第八七六〇号)

同(羽田野忠文君紹介)(第八七七〇号)

同(長谷川峻君紹介)(第八七八〇号)

同(原健三郎君紹介)(第八七九〇号)

同(藤尾正行君紹介)(第八八〇〇号)

同(藤本孝雄君紹介)(第八八一〇号)

同(毛利松平君紹介)(第八八二〇号)

同(森下元晴君紹介)(第八八三〇号)

同(山崎拓君紹介)(第八八四〇号)

同(山崎平八郎君紹介)(第八八五〇号)

同(吉永治市君紹介)(第八八六〇号)

同(今井勇君紹介)(第八八七〇号)

同(三塚博君紹介)(第八八八〇号)

靖国神社の国家護持に関する請願(大竹太郎君紹介)(第九三〇号)

同月六日

旧軍人恩給の改善に関する請願外十一件(渡海元三郎君紹介)(第一〇〇六号)

金鶏勲章に関する請願(園田直君紹介)(第一〇〇七号)

同(田中龍夫君紹介)(第一〇〇八号)

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(鯨岡兵輔君紹介)(第一〇〇九号)

同(鬼木勝利君紹介)(第一〇〇九号)

同月九日

金鶏勲章に関する請願(有田喜一君紹介)(第一〇一〇号)

同(小林正巳君紹介)(第一一六七号)

同(林義郎君紹介)(第一一六八号)

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(伊能繁次郎君紹介)(第一一六九号)

同(井上泉君紹介)(第一一七〇号)

同(加藤清政君紹介)(第一一七二〇号)

同(金子みつ君紹介)(第一一七四〇号)

同(島田琢郎君紹介)(第一一七五〇号)

同(成田知巳君紹介)(第一一七六〇号)

同(藤田高敏君紹介)(第一一七七〇号)

同(三宅正一君紹介)(第一一七八〇号)

同(湯山勇君紹介)(第一一七九〇号)

同(米内山義一郎君紹介)(第一二五〇号)

扶助料等の支給率引上げに関する請願(馬場昇君紹介)(第一二四二号)

同月十一日

金鶏勲章に関する請願(浦野幸男君紹介)(第一二二三号)

同(久野忠治君紹介)(第一二三三〇号)

同(木村武千代君紹介)(第一二三八八号)

同(竹内黎一君紹介)(第一二三六九号)

同(福永一臣君紹介)(第一二三七〇号)

同(赤城宗徳君紹介)(第一二四二六号)

同(上村千一郎君紹介)(第一二四二七号)

同(春日一幸君紹介)(第一二四二八号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第一二四二九号)

同(八田貞義君紹介)(第一二四三〇号)

旧軍人恩給の改善に関する請願(上村千一郎君紹介)(第一四二五号)

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(芳賀貞君紹介)(第一四三二号)

同月十八日

天皇陛下御在位満五十年奉祝国民大会開催に関する請願外二件(田中龍夫君紹介)(第一四九九号)

同外一件(足立篤郎君紹介)(第一六四〇号)

金鶏勲章に関する請願(田中覚君紹介)(第一五〇〇号)

同(三ツ林弥太郎君紹介)(第一五五二号)

同(田澤吉郎君紹介)(第一六〇六号)

同(野中英一君紹介)(第一六〇七号)

同(宇田國榮君紹介)(第一六四一〇号)

同(小宮山重四郎君紹介)(第一六四二〇号)

同(竹中修一君紹介)(第一六四三〇号)

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(鈴切康雄君紹介)(第一五〇一〇号)

同月十九日

天皇陛下御在位満五十年奉祝国民大会開催に関する請願外一件(足立篤郎君紹介)(第一六八九号)

同(足立篤郎君紹介)(第一八一七号)

金鶏勲章に関する請願(大西正男君紹介)(第一六九〇号)

同(小宮武喜君紹介)(第一七四五号)

同(澁谷直藏君紹介)(第一七四六号)

同(坪川信三君紹介)(第一七四七号)

同(野呂恭一君紹介)(第一七四八号)

同(宮崎茂一君紹介)(第一七四九号)

同(龜山孝一君紹介)(第一八一八号)

同(木部佳昭君紹介)(第一八一九号)

同(中山利生君紹介)(第一八二〇号)

同(羽田野忠文君紹介)(第一八二二号)

同(前田正男君紹介)(第一八二二号)

同(綿貫民輔君紹介)(第一八二三号)

同月二十五日

官公労働者のストライキ権回復に関する請願(久保三郎君紹介)(第一八五八号)

同(広瀬秀吉君紹介)(第一八五九号)

同(久保三郎君紹介)(第一九一五号)

同(植兼次郎君紹介)(第一九一六号)

同(福岡義登君紹介)(第一九一七号)

同(植兼次郎君紹介)(第一九一七号)

同(枝村要作君紹介)(第一九六二号)

同(植兼次郎君紹介)(第一九六二号)

同(福岡義登君紹介)(第一九六三号)

同(福岡義登君紹介)(第一九六四号)

同(山田耻日君紹介)(第一九六五号)

金鶏勲章に関する請願(天野光晴君紹介)(第一

九六五号)

同(山田耻日君紹介)(第一九六五号)

同(山田耻日君紹介)(第一九六五号)

同(山田耻日君紹介)(第一九六五号)

同(山田耻日君紹介)(第一九六五号)

同(山田耻日君紹介)(第一九六五号)

同(山田耻日君紹介)(第一九六五号)

同(山田耻日君紹介)(第一九六五号)

同(山田耻日君紹介)(第一九六五号)



同(橋兼次郎君紹介)(第二五九八号)  
 岐阜県徳山村の寒冷地手当引上げ等に関する請願(大野明君外一名紹介)(第二五九九号)  
 同(橋兼次郎君紹介)(第二六〇〇号)  
 岐阜県美山町北山地区以外地域の寒冷地手当引上げ等に関する請願(大野明君外一名紹介)(第二六〇一号)  
 同(橋兼次郎君紹介)(第二六〇二号)  
 岐阜県上石津町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(大野明君外一名紹介)(第二六〇三号)  
 同(橋兼次郎君紹介)(第二六〇四号)  
 岐阜県明智町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(渡辺栄一君紹介)(第二六〇五号)  
 岐阜県八幡町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(渡辺栄一君紹介)(第二六〇六号)  
 同(橋兼次郎君紹介)(第二六〇七号)  
 岐阜県秋原町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(渡辺栄一君紹介)(第二六〇八号)  
 同(橋兼次郎君紹介)(第二六〇九号)  
 岐阜県小坂町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(渡辺栄一君紹介)(第二六一〇号)  
 同(橋兼次郎君紹介)(第二六一一号)  
 岐阜県馬瀬村の寒冷地手当引上げ等に関する請願(渡辺栄一君紹介)(第二六一二号)  
 同(橋兼次郎君紹介)(第二六一三号)  
 岐阜県白鳥町内の寒冷地手当引上げ等に関する請願(渡辺栄一君紹介)(第二六一四号)  
 岐阜県串原村の寒冷地手当引上げ等に関する請願(渡辺栄一君紹介)(第二六一五号)  
 同月八日  
 栃木県藤原町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(船田中君紹介)(第二六一六号)  
 同(森山欽司君紹介)(第二六一七号)  
 同(渡辺美智雄君紹介)(第二六一八号)  
 栃木県那須町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(船田中君紹介)(第二六一九号)  
 同(森山欽司君紹介)(第二二〇号)  
 同(渡辺美智雄君紹介)(第二二〇号)  
 栃木県日光市の寒冷地手当引上げ等に関する請願(船田中君紹介)(第二二〇号)

願(船田中君紹介)(第二六一八号)  
 同(森山欽司君紹介)(第二二一九号)  
 同(渡辺美智雄君紹介)(第二二二〇号)  
 栃木県足尾町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(船田中君紹介)(第二二二一号)  
 同(森山欽司君紹介)(第二二二二号)  
 栃木県鹿沼市の寒冷地手当引上げ等に関する請願(船田中君紹介)(第二二二三号)  
 同(森山欽司君紹介)(第二二二四号)  
 同(渡辺美智雄君紹介)(第二二二五号)  
 岐阜県各市町村の寒冷地手当引上げ等に関する請願(武藤嘉文君紹介)(第二二二六号)  
 岐阜県大野町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(武藤嘉文君紹介)(第二二二七号)  
 岐阜県東野町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(武藤嘉文君紹介)(第二二二八号)  
 岐阜県関ヶ原町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(武藤嘉文君紹介)(第二二二九号)  
 岐阜県板取村の寒冷地手当引上げ等に関する請願(武藤嘉文君紹介)(第二二三〇号)  
 岐阜県藤橋村の寒冷地手当引上げ等に関する請願(武藤嘉文君紹介)(第二二三一号)  
 岐阜県久瀬村の寒冷地手当引上げ等に関する請願(武藤嘉文君紹介)(第二二三二号)  
 岐阜県春日村の寒冷地手当引上げ等に関する請願(武藤嘉文君紹介)(第二二三三号)  
 岐阜県根尾村の寒冷地手当引上げ等に関する請願(武藤嘉文君紹介)(第二二三四号)  
 岐阜県徳山村の寒冷地手当引上げ等に関する請願(武藤嘉文君紹介)(第二二三五号)  
 岐阜県美山町北山地区以外地域の寒冷地手当引上げ等に関する請願(武藤嘉文君紹介)(第二二三六号)  
 同(渡辺美智雄君紹介)(第二二三七号)  
 同(森山欽司君紹介)(第二二三八号)  
 同(渡辺美智雄君紹介)(第二二三九号)  
 同(森山欽司君紹介)(第二二四〇号)  
 宮城県岩出山町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(外三件)(内海英男君紹介)(第二二四七号)  
 同(外百十二件)(大石武一君紹介)(第二二四八号)  
 同(外二件)(日野吉夫君紹介)(第二二四九号)  
 宮城県七ヶ宿町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(大石武一君紹介)(第二二五〇号)  
 栃木県茂木町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(小平久雄君紹介)(第二二五一号)  
 群馬県水上町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(田邊誠君紹介)(第二二五二号)  
 兵庫県青垣町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(外一件)(有田喜一君紹介)(第二二五三号)  
 兵庫県篠山町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(外一件)(有田喜一君紹介)(第二二五四号)  
 兵庫県但東町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(外一件)(有田喜一君紹介)(第二二五五号)  
 兵庫県伊東町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(外一件)(有田喜一君紹介)(第二二五六号)  
 兵庫県養父町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(有田喜一君紹介)(第二二五七号)  
 兵庫県竹野町内旧竹野村等の寒冷地手当引上げ等に関する請願(佐々木良作君紹介)(第二二五八号)  
 兵庫県野田町内の寒冷地手当引上げ等に関する請願(佐々木良作君紹介)(第二二五九号)  
 兵庫県出石町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(外一件)(有田喜一君紹介)(第二二六〇号)  
 同月十二日  
 福島県会津若松市の寒冷地手当引上げ等に関する請願(伊東正義君紹介)(第二二六九号)  
 同(八田貞義君紹介)(第二二七〇号)  
 福島県北会津村の寒冷地手当引上げ等に関する請願(伊東正義君紹介)(第二二七一六号)  
 同(八田貞義君紹介)(第二二七一七号)  
 福島県湯川村の寒冷地手当引上げ等に関する請願(伊東正義君紹介)(第二二七一八号)  
 同(八田貞義君紹介)(第二二七一九号)  
 福島県塩川町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(伊東正義君紹介)(第二二八〇二号)

同(八田貞義君紹介)(第二二九一八号)  
 福島県本郷町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(伊東正義君紹介)(第二二九三三号)  
 同(八田貞義君紹介)(第二二九三九号)  
 福島県河東村の寒冷地手当引上げ等に関する請願(伊東正義君紹介)(第二二九四四号)  
 同(八田貞義君紹介)(第二二九三〇号)  
 兵庫県村岡町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(佐々木良作君紹介)(第二二八〇五号)  
 栃木県茂木町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(武藤嘉文君紹介)(第二二八〇六号)  
 同(稲村利幸君紹介)(第二二九三三号)  
 同(神田大作君紹介)(第二二九三四号)  
 群馬県水上町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(田邊誠君紹介)(第二二八〇七号)  
 官公労働者のストライキ権回復に関する請願(岡田哲児君紹介)(第二二八〇八号)  
 同(勝澤芳雄君紹介)(第二二八〇九号)  
 同(兒玉末男君紹介)(第二二八一〇号)  
 同(下平正一君紹介)(第二二八一一号)  
 同(福岡義登君紹介)(第二二八一二号)  
 同(岡田哲児君紹介)(第二二九三三号)  
 同(下平正一君紹介)(第二二九三三号)  
 宮城県小野田町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(外二十一件)(伊藤宗一郎君紹介)(第二二九一八号)  
 同(三塚博君紹介)(第二二九一九号)  
 宮城県秋保町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(三塚博君紹介)(第二二九二〇号)  
 島根県仁多町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(大橋武夫君紹介)(第二二九二二号)  
 宮城県七ヶ宿町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(三塚博君紹介)(第二二九三二号)  
 天皇陛下御在位満五十年奉祝国民大会開催に関する請願(伊藤宗一郎君紹介)(第二二九三二号)  
 同月十三日  
 長野県小海町等の寒冷地手当引上げ等に関する請願(外二件)(原茂君紹介)(第二三〇〇六号)  
 福島県会津若松市の寒冷地手当引上げ等に関する請願(伊東正義君紹介)(第二三〇〇七号)

同(八田貞義君紹介)(第二二九一八号)  
 福島県本郷町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(伊東正義君紹介)(第二二九三三号)  
 同(八田貞義君紹介)(第二二九三九号)  
 福島県河東村の寒冷地手当引上げ等に関する請願(伊東正義君紹介)(第二二九四四号)  
 同(八田貞義君紹介)(第二二九三〇号)  
 兵庫県村岡町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(佐々木良作君紹介)(第二二八〇五号)  
 栃木県茂木町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(武藤嘉文君紹介)(第二二八〇六号)  
 同(稲村利幸君紹介)(第二二九三三号)  
 同(神田大作君紹介)(第二二九三四号)  
 群馬県水上町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(田邊誠君紹介)(第二二八〇七号)  
 官公労働者のストライキ権回復に関する請願(岡田哲児君紹介)(第二二八〇八号)  
 同(勝澤芳雄君紹介)(第二二八〇九号)  
 同(兒玉末男君紹介)(第二二八一〇号)  
 同(下平正一君紹介)(第二二八一一号)  
 同(福岡義登君紹介)(第二二八一二号)  
 同(岡田哲児君紹介)(第二二九三三号)  
 同(下平正一君紹介)(第二二九三三号)  
 宮城県小野田町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(外二十一件)(伊藤宗一郎君紹介)(第二二九一八号)  
 同(三塚博君紹介)(第二二九一九号)  
 宮城県秋保町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(三塚博君紹介)(第二二九二〇号)  
 島根県仁多町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(大橋武夫君紹介)(第二二九二二号)  
 宮城県七ヶ宿町の寒冷地手当引上げ等に関する請願(三塚博君紹介)(第二二九三二号)  
 天皇陛下御在位満五十年奉祝国民大会開催に関する請願(伊藤宗一郎君紹介)(第二二九三二号)  
 同月十三日  
 長野県小海町等の寒冷地手当引上げ等に関する請願(外二件)(原茂君紹介)(第二三〇〇六号)  
 福島県会津若松市の寒冷地手当引上げ等に関する請願(伊東正義君紹介)(第二三〇〇七号)

る請願外七十二件(八田貞義君紹介)(第三〇〇七号)  
宮城県秋保町の寒冷地手当引上げ等に関する請願外十六件(伊藤宗一郎君紹介)(第三〇〇八号)  
同(佐々木三三君紹介)(第三〇〇七号)  
宮城県七ヶ宿町の寒冷地手当引上げ等に関する請願外二十七件(伊藤宗一郎君紹介)(第三〇〇九号)

金鶏勲章に関する請願(大橋武夫君紹介)(第三〇一〇号)  
同(唐沢俊二郎君紹介)(第三〇七四号)  
同(西村英一君紹介)(第三〇七五号)  
同(坊秀男君紹介)(第三〇七六号)  
官公労働者のストライキ権回復に関する請願(枝村要作君紹介)(第三〇一七号)

同(岡田哲見君紹介)(第三〇二二号)  
同(広瀬秀吉君紹介)(第三〇二二号)  
同(山田趾目君紹介)(第三〇二四号)  
同(枝村要作君紹介)(第三〇二七号)  
同(岡田哲見君紹介)(第三〇二七号)  
同(兒玉末男君紹介)(第三〇二九号)  
同(山田趾目君紹介)(第三〇二八号)

山形県上市市の寒冷地手当引上げ等に関する請願(黒金泰美君紹介)(第三〇六九号)  
山形県天童市の寒冷地手当引上げ等に関する請願(黒金泰美君紹介)(第三〇七〇号)  
山形市の寒冷地手当引上げ等に関する請願(黒金泰美君紹介)(第三〇七一号)  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(關谷勝利君紹介)(第三〇七三三号)

同(渡辺三郎君紹介)(第三二五八号)  
同(渡辺三郎君紹介)(第三二五九号)  
同(渡辺三郎君紹介)(第三二六〇号)  
同(渡辺三郎君紹介)(第三二六一号)  
同(兒玉末男君紹介)(第三二六二号)  
同(兒玉末男君紹介)(第三二六三号)  
同(下平正一君紹介)(第三二六七号)  
同(兒玉末男君紹介)(第三二七〇号)  
同(下平正一君紹介)(第三二七四号)

同(西村英一君紹介)(第三二七五号)  
同(坊秀男君紹介)(第三二七六号)  
同(岡田哲見君紹介)(第三二七七号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二七八号)  
同(枝村要作君紹介)(第三二七九号)  
同(岡田哲見君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)

山形市の寒冷地手当引上げ等に関する請願(安宅常彦君紹介)(第三二五九号)  
同(渡辺三郎君紹介)(第三二六〇号)  
官公労働者のストライキ権回復に関する請願外一件(兒玉末男君紹介)(第三二六一号)  
同(廣瀬秀吉君紹介)(第三二六二号)  
同(兒玉末男君紹介)(第三二六三号)  
同(下平正一君紹介)(第三二六七号)  
同(兒玉末男君紹介)(第三二七〇号)  
同(下平正一君紹介)(第三二七四号)

同(西村英一君紹介)(第三二七五号)  
同(坊秀男君紹介)(第三二七六号)  
同(岡田哲見君紹介)(第三二七七号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二七八号)  
同(枝村要作君紹介)(第三二七九号)  
同(岡田哲見君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)

同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)

同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)

同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)

同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)

福島県湯川村の寒冷地手当引上げ等に関する請願外一件(澁谷直藏君紹介)(第三四七五号)  
福島県本郷町の寒冷地手当引上げ等に関する請願外一件(澁谷直藏君紹介)(第三四七六号)  
福島県河東村の寒冷地手当引上げ等に関する請願外一件(澁谷直藏君紹介)(第三四七七号)  
金鶏勲章に関する請願(西岡武夫君紹介)(第三四八四号)

同(西村英一君紹介)(第三二七五号)  
同(坊秀男君紹介)(第三二七六号)  
同(岡田哲見君紹介)(第三二七七号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二七八号)  
同(枝村要作君紹介)(第三二七九号)  
同(岡田哲見君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)

同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)

同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)

同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)

同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)

本一彦君紹介(第四〇四八号)  
同(河上民雄君紹介)(第四〇九三三号)  
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第四〇九四四号)  
同(諫山博君紹介)(第四〇九五五号)  
同(石母田達君紹介)(第四〇九六六号)  
同(浦井洋君紹介)(第四〇九七七号)  
同(紺野与次郎君紹介)(第四〇九八八号)  
同(庄司幸助君紹介)(第四〇九九九号)  
同(田代文久君紹介)(第四一〇〇〇号)  
同(田中美智子君紹介)(第四一〇〇一號)  
同(中川利三郎君紹介)(第四一〇〇二號)  
同(中路雅弘君紹介)(第四一〇〇三號)  
同(平田藤吉君紹介)(第四一〇〇四號)  
同(不破哲三君紹介)(第四一〇〇五號)  
同(正森成一君紹介)(第四一〇〇六號)  
同(増本一彦君紹介)(第四一〇〇七號)  
同(三浦久君紹介)(第四一〇〇八號)  
同(山原健二郎君紹介)(第四一〇〇九號)

同(西村英一君紹介)(第三二七五号)  
同(坊秀男君紹介)(第三二七六号)  
同(岡田哲見君紹介)(第三二七七号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二七八号)  
同(枝村要作君紹介)(第三二七九号)  
同(岡田哲見君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)

同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)

同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)

同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)

同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)  
同(山田趾目君紹介)(第三二八〇号)

案を議題といたします。植木総理府総務長官。趣旨の説明を求めます。

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○植木国務大臣 たいま議題となりました国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年二月二十六日、人事院から国家公務員法二十三条の規定に基づき、国会及び内閣に対して、公務上の災害または通勤による災害を受け長期にわたる療養する職員の実情等にかんがみ、国家公務員災害補償制度に関し、傷病補償年金等の創設、身体障害に対する評価の改善、他の法令による給付との調整方法の改善を図る必要がある旨の意見の申し出がありました。

政府としましては、その内容を検討した結果、この意見の申し出に従い、国家公務員災害補償法等の一部を改正する必要がある旨の法律案を提出した次第であります。

次に、改正の内容についてその概要を御説明申し上げます。

まず第一は、療養の開始後一年六月を経過しても治らない病状の重い長期療養者に対しては、現行の休業補償にかえて、障害等級第一級から第三級までの障害補償年金の額に相当する額の傷病補償年金を支給することとしたことであり、

第二は、神経系統の機能または精神の障害等について、障害等級表の改正を行うこととしたことであり、

第三は、災害補償の年金と厚生年金保険法等による年金とが併給される場合における災害補償の年金額の調整について、その方法を改善整備したことであり、

第四は、補償額の算定の基礎となる平均給与額

について、一般私傷病のため勤務することができなかった場合についても、その計算の基礎となる日数及び給与から控除して算定することとしたこととあります。

第五は、審査の申し立て制度を改善し、福祉施設の運営について不服のある者について、人事院に対する措置の申し立てができることとしたこととあります。

なお、以上の改正は、障害等級表の改善については昭和五十年九月一日から、審査の申し立て制度の改善についてはこの法律の公布の日から、その他については労働者災害補償保険法の改正の時期に合わせて、昭和五十二年四月一日から実施することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○竹中委員長代理 これにて趣旨の説明は終わりました。

○竹中委員長代理 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 国家公務員災害補償法案がしばらくぶりで出ているわけですが、きょうは、実はそれに絡みまして、本来これは労災見合でございまして、労働省の方々にお見えをいただいたわけでありまして、どうも週休二日制などをめぐりましても関係の中で労働省が反対だということを実は耳にするわけでありまして、不可解な気がいたします。これらの問題を掘り下げたいと思っておりますのでありますけれども、この後、この委員会は法務省にかかわる法案の審議しなければならぬ委員会でございますので、そのときにいきなり問題提起をするのもどうも唐突でございますから、労働省の皆さんに、警察庁の方の時間の関係もございまして、ちょっとわずかな時間でございませうけれども、整理の意味で最初に問題提起をし、あわせて一言、一言承っておきたいことがございます。

それは、労働省所管でございますが、認可をいたしました法人がございまして、この法人をめぐる詐欺事件、私は明確な詐欺であろうという気がするのでありますけれども、詐欺容疑濃厚である、こう言った方が言い方としてはいいと思っておりますけれども、簡単に申し上げますので、警察庁の平井捜査第二課長さん、お見えになっておりますから承りまして、それから労働省の責任という問題について、次の質問の機会までに御検討いただき、誠意ある態度をひとつ明らかにしていただきたいのであります。

と申しますのは、登記簿本によりますと勤労者福祉協会、こういう名称の財団法人がございまして、この財団法人、理事長さんは、さきの都知事でございまして、東電太郎さんであります。それから、まあそうそうたるメンバーが理事その他に就任をされておられます、念のためにちょっと挙げておきたいのであります。理事の方々は、日刊工業新聞社の責任者である白井十四雄さん、専務さんは新原安郎さんとおっしゃる方でありまして、専務理事であります。同じく理事に、いま時の人の一人でございます。全日空の社長さんをやっておりました大庭哲夫さん。それから順天堂大学の東俊郎さん。野津診療所、有名な方でありまして、野津謙さん。これは悪意で申し上げるのじやないので、ひとつ誤解いただきたくないであります。が、私どもの同僚である大野明さん。それから経団連の、この方も有名な方でございまして、与党の皆さんへの国民協会のパイプ等ではない、活躍なさっている方でありまして、花村仁八郎さん。東京商工会議所の影山衛司さん、それから共済信用金庫の森岡謹一郎さん、黒川建設設計事務所所の伊藤貞逸さん、それから全国勤労青少年会館の、さきの労働次官でございますが、中西実さん。まだ何人かおいでになります。横浜市の副市長の私のところの大島君なども入っております。

こういう方々がずらつと理事に並んでおられる法人であります。

それでこの法人は、登記面によりますと、勤労者共同の使用に供するため、体育施設を主とし、その他娯楽、文化機関を含む付帯施設を有する総合グラウンドの建設及び運営管理というふうなことが仕事でありまして、各職域における勤労者の体力テストの実施、労働者はいろいろな問題を抱えておりますので、たとえば労働者の心身修養のための研究施設であるとか講習会施設であるとか、あるいは勤労者及びその家族のための各種親睦会であるとか運動会の開催などまで入っております。法人であります。そういうたくさんの目的を持つて、資本金はきわめて少ないのであります。

それで、この法人は労働省の認可団体、したがって、監督官庁は労働省でございます。四十六か七か労働省の認可したこの種の団体がございまして、その一つであります。

それで、この団体がいろいろな計画を、時間がありまから申し上げませんが、各所に持つていく。その中の一つに、長野県の下伊那郡平谷村というところで勤労者のための安いゴルフ場をつくるということと金を集めていく。ところがこれは昨年の五月初めに労働省がこの専務理事を呼びまして、資金もないのにそういうことをやるのはよろしくないということをやめろという勧告をしたわけですね。だから、労働省はだめだと言って五月にすでに勧告をしてやめさせると言うことであつた。そして新原専務理事の名前で、六月十一日には長野県下伊那郡平谷村の村長である熊谷靖郎さんあてに、労働省からやめろという勧告を受けました。労働省からやめろという勧告を受けたというふうな事情もあつて、せつなくお進めをいただいたがでございまして、この後、昭和五十年六月十一日労働省五〇第一〇一〇号、こうなつておりました。ところがこの後で、つまり労働省に五月の初旬に勧告されておるのに不思議なことが行われているのです。民間

建設工事請負契約という契約書がここにございませぬ。つまり、下伊那郡平谷村のゴルフ場用地をまだ買っているわけでも何でもないわけでございます。すけれども、村長その他に話して、政治的な話が進んでこへつくるうという事だったわけでありませぬ。だめだというので労働者が勧告をした。もうそうなつてはつきりしているのに、民間建設工事請負契約書というのがここに正式なものがあります。これは財団法人労働者福祉協会と横浜にございませぬ。総合芝生株式会社という会社との間で調印されている正式の契約書でございます。何をやらせるかという、下伊那郡の国民ゴルフ場の芝生造成、この工事一式の請負をさせるという発注であります。

それで、この契約は三億五千万円の契約でございます。この三億五千万円の契約をいたしまして、したがって、入会金その他の金を出してくれという事で、片や手形を切っているわけでありませぬ。つまりこの総合芝生株式会社に三億五千万円の仕事をしてもらう着手金という様な意味で、東電太郎さんの名前で契約が成立したという事で、五十年九月三十日支払いの千二百五十万円の手形を八千代信用金庫渋谷支店から振り出した、こういうわけでありませぬ。これを九月に振り出して、入会金その他でいま金を払ってくれと、逆はこの総合芝生から合計千二百万円の金を四回に分けて、労協協入金金一口分十万が最初でございまして、それから六百万円、二百四十万、三百六十万、四百二十万、四百八十万、五百二十万、五百六十万、六百二十万、六百六十万、七百二十万、七百六十万、八百二十万、八百六十万、九百二十万、九百六十万、千二百五十万の形でございませぬ。つまり、総合芝生が払うこの千二百五十万は全部労協協に受け入れられておられます。だから労働者福祉協会、東電太郎さんのところは業者から千二百万円、金は受け取った。ところが逆に、着手金ということで切った千二百五十万の手形の方はみごとにな渡りである。明らかにゴルフ場はもうできないことになつて、労働省はつくらせないということ、平谷村の村長さんあてに東電太郎さん理事長なるところ

の労働者福祉協会から取りやめの文書が行つていませぬ。わかっている。にもかかわらず民間建設工事請負契約書に正式に調印をして、東電太郎さんの名前で千二百五十万の着手金を手形を切つて業者に渡した。逆に千二百五十万、金を取った。そちらは現金で入つていて、手形は不渡りである。このやり方はどこから考えても詐欺容疑濃厚としか言ひようがない。

私はこの件について——これは一業者ではございませぬ。埼玉県にも同じような被害を受けている業者がもう一つございませぬ。そこで、この業者が警視庁あてに告発書を持って二回にわたつて行かれたがなかなかお取り上げにならぬということ、実は質問する気になつて物を申し上げましたが、その後警察の側は告発を受ける、したがつて捜査をするという御連絡はいたしておりましたが、ここでも承りたいのは、この団体にはこの種の負債が三億ぐらいある。これはだれが考えてもこれだけそうするメンバが並んでおれば、資本金は五百万円であつた、一番最初の理事さんの中には三菱の副社長の寺尾さんも入つておられるわけですね。これは抹消登記をしておられますけれども、寺尾さんも入つておられる。こういうのも、これは信用しない方がおかし。この信用のもとにこういうことをやつた。しかも、元労働省の次官まで理事に名を連ねておられる。労働省が監督官庁であり、認可した財団法人である。それで、警察の方に私はお願いをしたいのは、これはやはり刑事事件として正規な捜査を進めるべきである、社会的に責任の所在を明らかにすべきである。

きない。一体この被害者の救済措置はどうあるべきなのか。私は事を起こすだけわらつておられるんじゃない。そうするメンバなんですから、たとえば千二百五十万の被害に遭つた人に千二百五十万の補償がでなくなつた。それなりの救済措置はやはり講ずべきである。

労働省にも承つておきたいのでありますが、なせこういうことになつたかということ、労働省の責任上、この財団法人が目的とするところ、企画がいかでも正しいとお考えになつておられるなら、かつての理事さんあるいはいまの理事さん等を全部集めて救済措置について考えるなり、さきの次官も入つておられるわけでありませぬ。労働省主導型で何らかの形でこの計画を進めようということになるなら改めてそういう方向をとつて、その中で、工事の発注なら発注ということの中でこの被害者の救済を、別に利益にならぬでもいいのでありますから、考えてあげるとか、これはそうであれば国の責任ですから、私はそこまでの処理は当然行つべきだといふふうに考えておられるわけでありませぬ。どうも労働省を含めてみんな逃げつてしまつて。

定に立ちまして鋭意捜査を進めております。なるべく速やかに結論を出すようにしてまいりたい、かように考えております。

○藤縄政府委員 労働省の監督下にございませぬ公益法人におきまして、いま大出先生言われましたような事態を引き起こした事については、まことに遺憾に存しておるわけでございます。

確かに、設立申請時におきましては東理事長以下のメンバでございまして、その後いまだお挙げた方にもございませぬ。目的それから内容、資産等から見ても、これは適正なものとして認可をいたしましたわけでございますが、いまあるお述べになつたような事件を引き起こしてしまつたわけでございます。

私は、それでは事は済まぬと思ひますが、いま申し上げた趣旨で警察からひとつお答えをいただきます。労働省からお答えをいただきます。問題の点で、次の法務省の法案をめぐります。問題の中でもう一遍取り上げさせていただきます。私と思つておられます。それまでにはしかとひとつその方法を明らかにしていただきたい、こう思ひます。質問に入ります前にひとつ警察庁、労働省からお答えをいただきたいと思ひます。

○平井説明員 いまお話がありました件につきましては、警視庁におきまして三月十日の日に告訴状を受理いたしまして、捜査を行つておられるところでございます。捜査進行中の段階でございます。明確な捜査上の判断、方針については申し上げる段階ではございませぬけれども、いまおっしゃられたような事実関係に對しまして、警視庁におきましては、詐欺の容疑があるという認識に立ちまして鋭意捜査を進めております。なるべく速やかに結論を出すようにしてまいりたい、かように考えております。

○藤縄政府委員 労働省の監督下にございませぬ公益法人におきまして、いま大出先生言われましたような事態を引き起こした事については、まことに遺憾に存しておるわけでございます。

確かに、設立申請時におきましては東理事長以下のメンバでございまして、その後いまだお挙げた方にもございませぬ。目的それから内容、資産等から見ても、これは適正なものとして認可をいたしましたわけでございますが、いまあるお述べになつたような事件を引き起こしてしまつたわけでございます。

五十年の四月に、私どもにおきましては、いま問題になりました国民ゴルフ場計画なるものが、まことにどうも適切ではないので、強くやめるように指示をいたしたのであります。それにもかかわらず、そのような計画を推し進めて、契約までしてしまつて不渡りを出したというのが実態でございます。その後、しばしば私も新原専務理事も呼びましたし、私自身理事長とも二回お目にかかつておられます。私どもとしては、こういうことはまことに遺憾だ、もうこういう協会の存在は適切でないといふふうにも考えたいところでございますけれども、関係者がたくさんございませぬ。ゴルフ場の会員権を入手してございませぬ。ゴルフ場の会員権を入手してございませぬ。しかも相手が労働者である方もございませぬ。そういう措置だけが必ずしもよいわけではな。むしろ何とかしてこの協会を存続させながら、後始末といひますか、それができるような方法がないかといふこと、いろいろ相談をいたしたのでございませぬけれども、非常に率直に言ひましてむずかしい段階になつておられます。

この協会では、その後新原専務理事は専務理事を辞任いたしました。そして特別の委員会を設けて対策を検討してございまして、近く関係者の集會





ので、その被害をできるだけ何とかするということに焦点を合わせなければならぬと思いますが、しかし、持っている資産が非常に貧弱でございます。長野にありまます車山山荘というのが唯一のものでございます。これを売つてもなかなかカバーできないというような事態にございますので、なお総合的な検討も含めてもう一度考えさせていただきますというふうに思います。

○大出委員 これはせっかく設立した財団法人で、人間が悪ければ責任を追及する傍ら、かえなければならぬわけですよ。しかるべき人間を選定してやらせるということではあるわけですね。

私も実は、御存じのとおり全通本部の書記長だ、副委員長だなんかやっておりますし、総評本部の副議長も長くやっておりますから、たとえば新宿の厚生年金会館なんというのは、当時の労働大臣、労政局長さん以下に、私、総評副議長時代に何遍かひざ詰めで話し合いをいたしまして、厚生年金の積立金なんか、これは全駐労なんという組織はいい例で、かつて四十万もいたわけですよ。みんな厚生年金に入っていた。これはみんな途中で掛け放ししておしまい。いまの総評議長の市川さんが副委員長の時代で、彼が総評大会で、こんなばかことがあるか、おれのところの組合、みんな厚生年金に入って、みんな何にもならぬで終わっているじゃないかという大演説をぶつたことがあるのですが、そのことを受けて、私は労働大臣に会い、労政局長さんにも会い、時間がかかりましたが、厚生年金の積立金を勤労者のために使うべきだということで、大変こわ談判いたしました。たしか五十億だと思いましたが、あのときに、それならばということになって、時の大臣、大変に英断をふるっていただいて、第一号、新宿に会館をつくることになったわけでありまして、私にも直接的経験がございます。

だから、この種のことをやろうとお考えなら、やつてできないわけじゃない。しかし、どこまで労働省が本腰を入れてこの種のものを育てていく

かというところに問題があると私は思ふ。だから、たまたまずかつたというなら、その人をかえて、しかもその責任を明らかにさせて、社会的な意味での処置のできるようにして、そして被害者の救済というものについても考えていただいで、この趣旨はこの趣旨で生かして進めるにはどうするかという一この関係者の方々、途中で理事をやめたから責任がないというのじゃないのですよ、私に言わせれば、それは、ここに中西さんが談話で言っておられますけれども、職安局長をやつておる遠藤政夫さん、安定局長から頼まれたからなら、遠藤さん、それから先、おれにそれ以上責任を言われても困ると言っているのですが、遠藤さんに聞いてみたら、はくは遠藤さんとはそれこそ私が組合時代からのえらい長いおつき合いですから、大変仲のいいおつき合いですから、電話をいただいでいろいろ聞いてみたらよく事情がわかりまして、だからそれはよくわかりましたということにしたわけですよ。つまり労働省だつて、そのOBの方々でかわり合いがある人があるのだから、だからそうならば、やはりその方々に、理事をやめたからといって責任がないんじゃない。しかもいまの登記面を見ると、やめないう方がまだたくさんある。だからそういう意味で、やめた方、やめないう方、そうそうたるメンバーなんです。それこそ超一流の方々なんです。やはり皆さんの道義的責任をも含めてひとつお骨折りをいただいで、どういふ方向でこの種のことを生かしていくかという、そういう将来展望が私は欲しいのですよ。そこらのところをひとつ念のために申し上げて、改めて承りますが、それまでにひとつおたたくの方でどつちの方向に、債権者集会なんかも開かれていられるのですから、どういふふうにしていくつもりなのか、次回はずきり聞かしていただきたいのですが、よろしゅうございますか。

○藤縄政府委員 いま御指摘のように、労働保険その他で集まりました金をなるだけこつこつ施設にも投下するという趣旨で、雇用保険あるいは労働保険からの資金でいろいろ福祉施設をやつて

おります。ただ、先生御承知のように、それは雇用促進事業団とか労働福祉事業団というような形で普通やつてきておるわけでございます。それから、この団体につきましては、いま労働団体のお話も出ましたが、実は途中経過でございますけれども、労働三団体に少くも肩入れをしていただくかというふうな動きもあつたわけでございます。やはりどうもまずいということを手を引かれたやに伺つておりますし、いろいろな経過がございます。

しかし、御趣旨はこもつともでございますので、省内でもう一度関係者よく集まりまして、何とか方途が見出せないものかというふうなことを検討いたしたいと思ひます。

○大出委員 これをこのままにしますと、この種のことを次々に今度は考えた場合に、労働三団体も四団体も乗りません。片つ方はこちら側の方々、つまりそうそうたる、経団連の花村さんまで入つていられるのですから、日刊工業新聞だとかこういう方々サイドでやろうとしたら、うまくなかつたからといって三団体に持つてこられたつて、そういうわけにはいかぬ。こつちが悪ければこつちだというのは、それは乗りようがないでしよう。私も、前官礼遇で、いま行つたつて顔が通用しないんじゃないのだから、骨折らなければならぬことなら、はくらだつて一生懸命骨を折りますよ、それは、私の出身の全通だつて、金なんか山ほど持つていられるのだから、そんなことは、会館三つや四つ建てるぐらい何でもなし。だけれども、片つ方を持つていってぐあい悪いから片つ方ということになると、これは乗りようがないでしよう。趣旨が悪くないのだから、何もゴルフ場といつてはわけじゃないのですよ、レジャーランドをつくるならやりようは幾らでもある。だからそういう意味で、皆さんの方で将来この種のことを考えても、この例があるからということになつたのでは困るから私は言つて、いまおつじやつたように、ひとつ改めてどうするかということについての御検討を願ひますよ

次に、国家公務員災害補償法で幾つか承つておきたいのでありますが、時間が二時間ちょっとしかございませんので、実は長い議論をしているとしてもいいながら、明かきません。したがつて、ごく要点だけ申し上げておきたいのであります。

それからもう一点つけ加えておきますのは、実は労働あるいは国家公務員災害補償法あるいは地方公務員災害補償法、三本あるわけでありまして、これはいろいろ問題がその間にございます。不公平もございまして、そういう意味で、労働四団体のうちの総評主導型でこの問題についての労災、国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法にかかわる集会を開いているわけでありまして、そこでしさいに検討したい、私は意見めいたことは話しておきましたが、その結論がきょう出てくると思つておられますが、そういう意味で次の機会に、この点は改めて、実は修正提案になるかあるいは附帯決議になるかわかりませんが、その結果に基づいてひとつお諮りを願ひたい

にお願ひ申し上げておきたい。よろしゅうございますね。

○藤縄政府委員 たいまお答えしましたように、十分各方面と検討してみたいというふうには思ひます。

○大出委員 それで、直接的に大きな被害者があつたわけでありまして、そういう意味の救済措置というふうなものも、これは道義的責任を含めてどうするかを一遍あわせて御検討願ひたいので

この問題は問題提起だけにさしていただくわけでございます。週休二日制であるとか労働者災害であるとかいふ問題を全般的に見直さなければならぬ時期には私は来ていると思ひますから、ぜひ御検討いただきますようお願いを申し上げます。警察庁の平井さんどうも済みません、お忙しいところをどうも。ロッキード事件で大分忙しいなかに来ていただいて恐縮でございますが、そちらの方も急いでいただかないと困るものから。

九

と思つておるわけでありすが、その点あらかじめ申し上げておきたいと思ひます。

そこで、まず第一に、かつて私は、何年か前でありすが、細かい議論をしたことがございませう。さつきちよつと口にしたしましたが、発想の基本になるもの、民間と官庁の大きな違い、無過失責任主義をおとりになつておるわけでありすが、その意味では迅速であり、確実であるということになります。当面、必ずしもそれが悪いわけではなくて、だからやつてきたわけでありすが、だが、かつて私は、それでは終わらないじやないか。たとえば民間の場合はさつき申し上げたように法定外給付というものがある、見舞い金なども出てくる。国家公務員はこれがつてつてんである。民間は労災が底辺である、最低保障である。そうじやなくて、国家公務員の方はそれが天である。これは一体どういふことなんだ。そこで労災見合いでなくていいんじやないか、国家公務員災害補償法というものは改めて独自のものを考へていいんじやないか、こういう発想で実は物を申し上げたことがある。この大きな差をどうするかという、これが一つ。

それからもう一つ、そのときにも申し上げましたが、町の真ん中で、車にぶつてられて死んだ人が不幸にしていたとすると、千五百万円ぐらひは自動車賠償保険に基づいて金がもらえる。遺族も助かる。ところが、国家公務員が公務で亡くなつた場合に、それが通産省の庭であつても、これは確かに奥さんに年金ということになるわけでありすが、それと、一時金をくれと言つたら千日分。これでは余りにひどくはないか、どうも町の中で車にぶつてられた方が得だつたというばかなことを放任はできぬじやないかということも言つたことがある。このときに私は、あわせて通勤途上をどうするか。国家公務員災害補償法の中には通勤途上に対する措置を取り込んでいない。だから、団体交渉権を持つておるといふところは話し合つて、明けて帰つた場合に、朝七時までに家に着いた、その途中の災害は見るとか、そういう

措置をやつておるじやないかということも提起したら、その方はその後の改正で取り込まれたわけでありまして、だから三つ、四つはそのときに申し上げましたが、まずもつて一つを皆さんが処理をされたのだから、そうそう勝手なことも言えぬと思つて、私は以来がまんした。

だが、ここでもう一つ問題がある。この間の改正のときに、浅間山荘の事件で警察庁の内田二機隊長が私のお亡くなりになつた。このときに土金官房は、国家公務員災害補償法の特例をつくるより方ははなからかうと思つたという意見を申し上げた。だから、この際一番先にこの改正案を出してもらえぬか、何とか各党の皆さんとも相談をして特例というところで、一千万なら一千万よけい金を私うことを認めるという措置をとりたいと思つたというふに申し上げたことがある。たまたま早くお出しになつた。したがつて、混乱をする前に成立をして措置ができたわけでありすが、このときに、警察官だからということになると、これは各党簡単にオーケーは出てこない。たとえば地方公務員の方が災害地に派遣をされて第二次災害で亡くなつた方もいる。それならこれは特例措置の対象にならぬのか。学校の先生が子供さんを連れて海水浴に行つたのだが、子供がおぼれる、飛び込んで本人が死んだということもあるわけでありすが、から、その種の世間一般にある公務員ということも死んだ人の場合に特例措置たるべきのことがないことはない。ただ単に警察官、天下の耳目を集めていた浅間山荘というあの事件で亡くなつたからということだけで筋が通らない。だから、将来そこらのところをどういふふうにか考へるかということも御検討いただかなければならぬということも申し上げたわけである。そこらのも皆さんは御了承いただいてあの特例を認めて改正をしたわけでありませう。

ところが、そこらのもそのまま今日に至つてゐる。やつぱり抜本的な問題、いま申し上げたような問題、少しこの際見直して見る必要がある。

で、今度の不服申請異議申請等の問題についても、いま提案理由の説明にございませうが、地方公務員の場合は恐らくこちら側が成立をすることをなれば、これ見合ひにということになるのぢやないかと思つておるわけである。当面は向こうにはないのぢやないかと思つて、したがつて、もう少しそこらの問題を掘り下げてみる必要があると思つておるわけでありませう。

したがつて、まずそこらのお話で申し上げた大きな問題点につきましても皆さんがどう考へておるかという点を冒頭に承つておきたいのでありませう。どなたとは申し上げませんが、所管の方からお聞かせいただきたい。

○藤井(貞)政府委員 国家公務員の災害補償の基本的なあり方等につきまして、非常に御造詣の深い先生からの御意見の開陳があつたわけでありませう。

確かにそれらの点は問題が根本的にはあるわけございませう。したがつて、国会の御議論もいろいろいまままでございませうが、人事院あるいは政府といたしましてこれに対して種々検討を加えてまいつたところございませう。また事実、そのために一歩一歩前進をしてきておるといふことも事実であらうかと思つておるわけでありませう。

私たちがいたしましては、国家公務員の勤務条件の維持改善ということは何よりも大切に考へておる者としていたしましては、これらについて大変関心を持つて日々の業務の中でも反省を加えておるところございませうけれども、一般的な公務員の給与等の問題とも同じことにならうかと思ひますけれども、一面においてやはり一般の民間との対比において均衡を保つていかなければならぬということと同時に、やはり国民一般の支持と申しませうか、そういうものもこれを常に背景として持つていかなければならぬという問題もございませう。要するに全般として民間の従業者、また労働に従事しておられる方々との均衡ということを常に配慮していかなければならぬという基本的な前提があるわけでありませう。そういう意味で民間の

関係の公務災害についてもいろいろ検討をし、実情の把握をいたしております。

いま先生がお話しになりましたように、民間の大企業等におきましてはいわゆる法定外給付というふうなことがかなり広範に実施されておるといふようなことも事実でございませう。しかし、これはもう全部が全部の企業でそういうことが行われているというわけのものでもございませうので、それらの点をどの程度にやつていくかということも全般の国民の納得を得るといふ点からも大変重要なこととございませう。

そういうことで、国家公務員の場合、いま御指摘もありましたように、これは法律でもつて基本が定まつてまいりませうので、災害補償といつてもいわゆる最高限である。ところが民間の場合は、労災というものの基本がございませうけれども、それに対して、要するに法定外給付、付加給付というものが行われているという現実がございませうので、そういう点を配慮しながら、国会の御議論の指示も受けまして、いままでだんだんと改善を加えてまいりまして、いわゆる特別の支給金であるとか援護金であるとかいふような道も開いてきたような実情にございませう。全般といたしましては、まだまだ問題が多いこともあると思ひますけれども、われわれといたしましては、基本的にはいま申し上げましたような点を配慮いたしまして、今後ともさらに改善すべき点は積極的に改善していくという姿勢で取り組んでまいることが必要ではないかというふうにか考へておる次第でございませう。

○大出委員 それと、いまのお話はわかるんですが、これは総合的に考へなければいかぬのですが、たとえば安全衛生規則なんというものを、四十八年ですか、七年ですか、安全衛生法にかえて、災害をなくす五カ年計画をおつくりになつたり、建設現場だとか港湾だとかといふのは特に死亡事故が多いのですから、とにかく亡くなる人あつたわけですから、そちらの方も相当な力が入らなければ

はいかぬわけですが、これは、不幸にして  
という場合の措置でございますから、したがって  
万全な法体系にはして、かつ片つ方で事故が減っ  
ていくということが望ましいわけでありませんが、  
そこまで触れて申し上げると時間がありませんか  
ら基本的なことだけしか言わないわけです。

そこで、もう一つは、特別公務ですね。さつき  
私が申し上げた例外措置、特別措置、この方な  
んかも、どうも世の中にアヒルする、国民の皆  
さんがひとしくながめていて気の毒だと思つた、  
だからという発想というのは、時にそれも必要で  
ございませぬけれども、私、やはりそれだけで済む  
筋合いのものじゃないと思つてゐるんですね。だ  
から、さつき申し上げましたように、警察官の方  
は常に生命を対象になさつてゐるわけですから、  
特別公務があつていいんですけれども、それだけ  
ではないはずだという気が私です。そこら  
の問題についても実はあわせて皆さんからお答え  
をいただいておりますけれども、そこら  
のところはどうかでございますか。

○中村(博)政府委員 特別公務の問題につきま  
しては、確かに先生御指摘のように範囲という問題  
がございませぬ。たとえば、先ほど例にお挙げにな  
りました先生の問題を考へてみますと、国家公務  
員たる先生、地方公務員たる先生、私立学校の先  
生といふいろいろいらっしゃるわけでございます。な  
さつておられるお仕事内容は皆同じでございます  
。そういう場合に、たゞいまいたしてございま  
す。ような警察官の場合等々のように、特殊な国  
の、しかも職務として大変危険な仕事に挺身しな  
ければならない、そういう場合の取り扱いをいま  
申し上げましたようなたとえ先生の場合にどう  
いうふうに考へていくか、実はこの問題に悩んで  
おるのでございます。したがうい、そういう  
意味での平仄と申しますか、対等性、公平性と申  
しますか、そういう点に一つの問題がございま  
すので、その点、現段階におきましては、私ども  
といたしましては振り切れてございませぬ。また  
いろいろお教を賜りたいと思ひます。

そんな状況でございますか。

○大出委員 いま余り突つ込み過ぎる時間がない  
ので、いろいろ申し上げたいことはたくさんある  
のでありますが、災害補償法の問題はとりあえず  
いま申し上げておきます。さつき冒頭に申し上げ  
ましたように、そういう問題を広範に含めて労  
働団体の方で議論を進んでおりますから、また改  
めてひとつ提起をさせていただきたいというふう  
に思つておられます。

そこで、次に公務員の賃金について少し承つて  
おきたいのでありますけれども、私さつき質問  
をすることにしたのは連休前の理事会でございま  
すが、ところが、どうもやたらとほかばか新聞に  
出始めまして、四日の新聞でございませぬか、何  
か新聞によつては書き方が多少ずつ違つたりも  
ありますが、どうもおかしな書き方をしているの  
もあり、わけのわからぬ書き方のところもあり、  
いろいろするのであります。

その前に一つあわせて承つておきたいのであり  
ますが、公労協、つまり公企体関係のあつせんあ  
るいは委員長談話などというものが一つ一つのま  
とまり方をしているわけでありませぬけれども、こ  
の方は国鉄なり電電なり、国会承認という問題が  
一つ出てまいりますが、値上げの法案が二つある  
わけでありませぬけれども、私は、筋論として、余  
りそちらの方と絡ませて物を言われると物事は逆  
になる。あつせんの段階で三公社五現の理事者側、  
管理者側の方からの値上げに絡むような発言もあ  
りました。最後の段階でそういうものが皆消え  
ていったというのはその理由があるので、本来、  
賃金のあり方を決めようというわけでありませぬ  
から、そこらは大蔵省の言い方が何気になつてい  
るわけでありませぬが、これを一体どういうふう  
に扱おうというお考えなのかです。さつきは労働  
省お見えいただきましたし、大蔵省お見えいた  
さしましたから、そこらところを、長い議論をする  
つもりはないのでありますけれども、気になりま  
すので、その問題に触れて単刀直入なお話を承つ  
ておきたいのであります。いかがでございますか。

か。

○唐沢政府委員 たいだいま大出先生から三公社五  
現業の賃上げについてのお話でございます。こ  
れはたし四月二十二日から公労委の仲裁段階に  
入つておるわけでございます。いづれにいたしま  
しても、仲裁が出た段階で各公共企業体について  
収入、支出の両面から財政事情を十分検討する必  
要がある、かように考へておられます。特に、た  
だいま仰せになりました運賃、料金改定両法案を抱  
えております国鉄、電電につきましては、国鉄の  
場合に運賃の増収がたしか五千三百億、電電の場  
合に料金の増収五千八百億と見込まれております  
が、これが予定どおり施行されないと、  
特に国鉄、電電の場合は財政事情が深刻なものに  
なるのでございませぬ。ぜひ予定どおりの施行を  
期待をいたしておりますが、これらの機関を含め  
まして、各公共企業体について裁定が出されまし  
た時点で、またそれを見たと各方面とも御相談  
の上、具体的な取り扱いを決定したい、かよ  
うに考へておられます。

○大出委員 労働省の方々もおいでになるのです  
けれども、私がいま聞いてゐる範囲で言いますと、  
五月二十二日仲裁裁定提示ですね。それで、調停  
委員長談話もございませぬが、八・八%、一万二  
千四百四十四円ですか、このくらいでおさまるとい  
う——これは初めてやつてゐるわけじゃないの  
で、それぞれ経験者がそろつてゐるわけじゃないの  
で、それと経験者がそろつてゐるわけじゃないの  
違ひのあることじゃないので、はつきりしている  
と私は思つてゐるわけでありませぬが、そこらと  
ころを労働省側の方は、所管でございますが、い  
まどういふふうに見ておられるわけでございます  
か。青木さん、さつきお見えになつてゐるよう  
でございますか。

○青木(勇)政府委員 お答え申し上げます。  
本年度の民間賃金の動向につきましては、賃金  
交渉も大勢としてはかなり煮詰まつてまいりま  
しております。しかし、まだ妥結しておらない企業  
もかなりございませぬので、いま労働省として春闘  
の民間賃金何%くらいにおさまるかという点につ

きましての見解表明は一応差し控へさせていただきます  
たいと思ひますが、御参考までに民間の主要業  
種の賃上げ状況を申し上げますと、鉄鋼大  
手五社で八・五%、それから電機機の総合三社で  
九・五%、それから家電三社で一一・六%、自動車  
大手八社で八・八%、私鉄十三社で八・九七%等  
と相なつております。現在の民間の賃金動向状況、  
大手の方はそういう状況でございます。

○大出委員 公労委の仲裁をめぐつての動きの方  
はどうかというふうに見ておられますか。  
○青木(勇)政府委員 公労委の方は先生御存じの  
ように四月十七日にそれぞれ各当局が有額回答  
を出しまして、二十二日に調停委員長見解、た  
だいま先生おっしゃいました一万二千四百四十四円、  
単純平均で八・七六%でございますが、これが出  
ましたのですが、不調に終わりました。当日直  
ちに緊急総会を開きまして、公労委の決議により  
して仲裁に移行いたしました。御存じのように、  
公労法の施行令では仲裁が開始されたときは三十  
日以内に裁定をするようにしなければならぬ、  
こういう規定に相なつておりました。現在公労委  
の方では事情聴取の段取り等を決めておりま  
して、それが終わりました後で仲裁裁定が出てま  
い、従来の経緯から申しまして大体三十日以内に  
新賃金については出ておられますので、そういう  
経過で進んでまいるのではないかと、こういうふう  
に思つておられます。

○大出委員 五月二十二日ごろに出されること  
になると思つておりますが、単純平均、加重平  
均、とり方ございませぬが、加重平均で八・八%ら  
いになるだらうと思つておられますけれども、そ  
うすると一万二千四百四十四円くらいになるの  
だろつと思つておられますが、唐沢さん、政務次官お見えにな  
つておつて、電電あるいは国鉄の経営状況は深刻  
である、こういうふうにおっしゃいましたが、条件  
云々という言い方はなされておられないので、と  
おっしゃればもう少し物を言おうと思つたの  
ですが、そこらでおっしゃつていない。私はやは  
りここでまた争いを再燃させることはよくない

いう気がするわけでありませぬ。大蔵省、労働省は  
おいでになります。五月二十二日に仲裁裁定が  
出たという段階で物を言うべきものでしょう、そ  
れは認めます。だが、そこで争いを再燃させるべ  
きでないという気が私にはいたしますので、十六条  
があることも百も承知でありますけれども、それ  
なりのつまり割り切り方を皆さんがおとりになる  
べきであらう、そして争いの再燃をさせずに問題  
を決着をつけるという必要があるという気がす  
るわけでありませぬ。またどうもストライキを打た  
なければならぬとかけしからぬとかいう騒ぎを起  
こしてもしょうがないので、その辺をひとつ申し  
上げさせていただきますが、何かまた御意見がござ  
いましたら承りたいと思ひます。

それから、大蔵省の方々には後ほどまた週休二  
日制問題等をめぐりまして少し承りたいこともご  
ざいます。特に週休二日制の問題は銀行が絡ん  
でおりますから後ほど承っておきたいのでありま  
すけれども、順序をいたしまして人事院の総裁に  
承りたいので。

ことしの人事院勧告に至ります過程の順序、順  
序、どういふふうにならぬかお進めになるかとい  
うことですね。例年のことではありますが、お考え  
を一応承っておきたいのであります。

それから、すばり申し上げませぬけれども、こと  
しの人事院勧告は一つ間違つと人事院の存在価値  
を問われることになると思つておられるわけであ  
ります。とんでもないことがでござりませぬか  
という気がするのであります。と申しますのは、  
新聞がお書きになっている中身、これをまず聞き  
たいのでございませぬ、どこで、どうして、どうい  
う発表でございませぬのかからぬのでございませ  
ぬ、一斉にお書きになったのだから人事院が何か  
おっしゃつたのだらう、人事院がおっしゃつてい  
ないとなれば大蔵省がおっしゃつたのかもしらぬ  
が、こゝろ一体どういふ場面で何がどうなつてこ  
んな記事がたゞさん書かれるようになったのかと  
いう真相をまず承りたい。

うなことを何となく言つておられるように書いて  
ある。細かいことは私は時間ありませんから掘り  
下げませんが、5%以下でも勧告をする、さて5%  
以下であつても勧告した年がこれこれかくかくあ  
るのだなんて、中だるみかどち向いたとか初任  
給がどうだとかいふようなことを本格的には触れ  
なかつたがなんといふことが書いてありませぬ。  
5%以下でも勧告をするなどいふことを皆さん  
がおっしゃるとすると、5%以下のこともあり得  
るということになる、とんでもないことをおっ  
しやる筋合ひで、そうすると、人事院なんといふ  
ものはない方がいじやないかなんといふよう  
なことに世の中なかねない、これは重大な問題、  
人事院の存立にかかわると私は思つておる、その  
点は、よくもまたこれ5%以下のことまで人事院  
が物を言つたものだと思つて私はびっくりしたの  
ですが、不用意千万といふよりはけしからぬと  
思つておるわけですが、まずそのあたりを……  
もう一遍言ひますが、まず一つは、これからど  
うお進めになるのかという点、またいかなる場所  
で、いかなるいきさつでこゝろ新聞の記事がた  
くさん、しかもきよ私に質問を賃金についてす  
るといふ通告を下さるのに、がたがた載つたか  
たのか、5%以下でもなんといふこと、まことに  
もつてこれは不可解でございませぬから、それは一  
体どういふことなのか、大蔵省と御相談の上でお  
やりになつたのかどうか、それから最後に申し上げ  
ましたように、一つ間違つと、これは人事院は  
ない方がいじやないかなんといふような話にな  
つても困るので、そこらのところをひとつあわ  
せてすばりお答えをいたしたい。

うな次第でございませぬ。いまお話しの中に出てお  
りませぬが、本年の場合も大体例年と同じよう  
なやり方で調査をやりたいと思つておられます。調査  
の時期は実はちょうど本日から来月の大体半ばご  
ろまでを期間といたしまして調査を実施をしたい  
といふことで、それぞれ周到な準備をいたしまし  
て本日から実施に移したいといふふうにご承りお  
る次第でございませぬ。  
ちよつと新聞のお話がございませぬが、こ  
れは大体例年もそうであつたと思ひますが、調査  
項目等が決まつてまいりませぬ、これを新聞の方  
に発表をいたします。その説明を事務当局として  
いたしたことは、これは事実でございませぬ。そ  
ういふことから、その間にいろいろ新聞の方とい  
つたしまつても関心があることについて質問等があ  
り、それに対して答弁をしたといふようなことか  
ら、ああいふような一斉の取り扱ひになつたとい  
ふふうにご承りおられますけれども、しかし、これ  
は内容に至りましては無論のこと、何ら具体的に  
申し上げておるつもりはございませぬ。また、申  
し上げるべき筋合ひでもないといふことでもござ  
いませぬ、非常に形式的な問題でございませぬ  
も、調査のやり方について御説明を申し上げます  
といふことでもございませぬ。これはごく事務的に処理  
をいたしたといふことでもございませぬので、無論  
私が新聞の方に対して、何かのことは申し上げ  
たといふことでもございませぬので、その点ひとつ  
御了解を賜りたいと思つておる次第でございま  
す。

また、本年の勧告がどのようになつていくかと  
いふようなことは、いまの段階では申し上げる筋  
合ひでもございませぬ、また申し上げる時期で  
もございませぬ。厳密な民間の給与の実態調査を  
やりました、それと国家公務員の給与の較差がど  
う出るかといふことを厳正な資料でもつて調査の  
結果、判断をいたす問題でございませぬので、これ  
にまつわるいろいろな問題でございませぬ、これは  
人事院の全然本意でございませぬので、その点  
も合わせてひとつ御了解を賜つておきたいと思  
つておる次第でございませぬ。  
○大出委員 ちよつと筋の通らぬお話をなさるの  
で、そのところをもう一遍聞きたいのですが、  
この新聞の書いておられるのによりますと、「人事  
院は「これまで5%以上の格差がなかつた年にも  
勧告しなかつたのは二十九年の一回だけ」と述  
べているが、――述べているんだから、述べたので  
しょう。何で一体5%以下の話をしなければなら  
ぬのですか。あなたは、厳正にやるんで、い  
まはわからぬのでそんなことは言へた義理ではな  
いとおっしゃつたつて、そんなことを言うんなら、  
何でこんな必要があるのか。「人事院は「これまで  
5%以上の格差がなかつた年にも勧告しなかつた  
のは二十九年の一回だけ」と述べているが」と。  
で、ほかの新聞には、5%以下でも人事院は勧告  
なんといふ見出しでみんなそう書いてあるでしょ  
う。それはどこかの新聞の方が解説をしただけな  
らばこんな記事にはならない。新聞はほとんどこ  
こにありますが、全部あなた方は5%以下を述べ  
ている。それは幾らになるかわからぬ、いまあな  
たは、だから厳正にやつていふんで、いまの時期  
でそんなことを言へた義理じやないと言つておい  
て、何で一体5%以下の話をするんですか。これ  
はけしからぬじやないですか。こんなふざけた話  
ありますか。何ですか。  
○藤井(貞)政府委員 先刻もお話を申し上げまし  
たように、調査方法について御説明を申し上げた  
段階におきまして質問がいろいろあつたことは想  
像ができるわけでもございませぬ。そういう際で、た  
とえば5%以上といふのは、これは法律でも書い  
てございませぬ、以上、格差が出れば、これは  
義務的に人事院としては勧告しなければならぬ  
といふことになつておられるわけでありませぬ  
も、それ以下の場合については義務を課していな  
いといふ現実がございませぬ。そういうことで、そ  
れを踏まえて、恐らくその場合はどうするんだと  
いふような質問があつたかと思つておられます。  
したがつて、それに対してさういふふうにご承り  
おるような発言をしたことはあり得るといふこと

はそのとおりだと思います。

○大出委員 だんだんわかってきたのですけれども、いま総裁は他人事みにたいに答えているので、これはあなたが物を言ったんじやないんです。質問があったかと思う、あったことに答えたことはあり得る、こう言っ。あなたが答えたのなら、そう答えたとおっしゃるでしょう。あり得ると言うんだから、それじやこれは言ったのはあなたじやない。責任追及の仕方があるんで、そこで逆立ちしてくれぐらいを言わなくちやいかぬものですか。それじやこれ言ったのはだれですか。だれが言ったのですか

○茨木政府委員 これは例年連休前に、御案内のように記者クラブの方からその期間の原稿等の関係でいろいろ取材を求められるわけでございします。たまたまそれが五月の六日から調査期間に入りますので、例年発表いたしましたわけでございします。私その現場におつたわけじやなく、実は私どもの次長にやらせましたものでございしますから、後でいろいろ報告を受けておりますが、こととしてはたまたま、御案内のように春から一けた台とかあるいはゼロとかいうようなこともいろいろ言われたものでございしますから、何回となくございしました組合との会見等の席でもこの五%云々とというような話も大変出てまいつたわけでございします。そんなことで、そういうことについての心配が大変あつたということは事実でございします。そういうことを聞きつけられておられたからであろうと思ひますけれども、記者会見の席上に記者の関心のポイントの一つとしてこの問題が出てまいつたようでございします。記者クラブの方とさういふことでは記事にならないということ、毎年、いつでも、率は大体幾らだとか、その中心点がそこに行くわけでございします。

そこで、ことしは五%を超えるのか超えないのか、一体勧告があるのかないのかというようになるところに大変質問が集中した結果、過去の経緯もこ

うでございました、しかし、いまの段階でこういういたしまつというふうにもはつきり言いかねるといううよううなところ、いろいろの説明をされたようございしますが、そこで記者の方々は、それれぞれの観測といたしましていろいろな書き方をされた。これがもし公式に発表されておれば、記事は恐らく一定の記事になるはずでございしますけれども、その辺のところはそういうことございしますものから、非常にきつく書かれたというよううなところになつたわけでございします。「世論操作だ、人事院のやることじやない」と呼ぶ者あり

○大出委員 後ろの方からやじがあらまして、これは世論操作だ、人事院のやるべきことじやない、と。これは全く賛成ですね。けしからぬ話だ。角野君を呼んできて、そこで逆立ちでもおまえしろと言わなくちやいけないところだけども、これから聞いていきますが、皆さんの答弁いかんでそれは取りやめますけれども、答弁いかんでそういうわけにまいらぬということになる。

なぜならば、この記事の中には、去年も公労協妥結時点以後、民間賃金というのは先細りをした、だからことしはもと先細りするだろうと。調べているのは何も人事院じやないんだ、民間賃金というの、だから念のために青木さんにいま聞いてみたら、鉄大手五社で八・五二から始まって、これは私鉄十三社で八・九七、こういうところまで、去年、まあ一三・一を労働省は出したわけだけれども、何も先細りでなく、いってはいない、いまの話は、去年だつて、金融が何だ、入れなかつたりするからああいうことになるだけで、これも世論操作だつた。大体、それを人事院が世論操作を取ってはいけません、いままでもとしよう、これは公平の原則からいって、いままでもほとんど公労協にリンクしている。一年前に皆さんの方が一%高かつたというので、今度は仲裁裁定の方は逆に、向こうが一%高いと出した。公労協とそ

うリンクの仕方をしてきているわけでしょう。人事院は、マーケットバスケット方式なんというのはやちやいやない、マーケット方式なんというの、皆さんが行つて、一生懸命賃金台帳を聞いてきたり見てきたりするだけのことだ。そういう世の中、どうも五%以下の話なんぞしたり、先細りがどっち向いたなんというふうなことをいまの時期で言いつつなつたつて、五%以下なんて聞かれたら、五%以下なんというところを聞かれたら、五%以下なんというところを聞かれたら、加重量で調べてみて、公労協は八・八なんだ。引けばこれは六・五%になるに違いないんだ。六・五%になれば、六・五%の勧告をあなた方は出さなければしようがないんだ。それをやらない人事院なん、だから冒頭に申し上げたように、それになつちやいやない。これは人事院廃止運動でもやらなくちやいやない。そういうことになりかねぬのです。存在を問われる、だから申し上げている。

公労協が八・八ならば、定期昇給含みなんだから、二・三%引けば、いやでも六・五%の数字が出てこなければならぬ。それでなければ、調査諸表を全部公開しろとわれわれは言わなければならぬ。調査がインテグリティな、心が加わったのか何かだと言わなければならぬ。それを五%以下なんというふうなことを言いつつなつて、それと、勧告しなかつたのは一年しかた、あと三回は、基準賃金については勧告しませんでした、このほかのことでもやりましたなつてね。だから、この記事を読んだ、きのう私は退職公務員の皆さんの集會に行つてきたら、いきなり、大出さん、大変だと言つ。何だと言つたら、来年は恩給は上がりなのでしょう。何をと言つたら、五%以下だ、勧告はするけれども基本賃金はしないと新聞に書いてある、人事院がそう言つたと言つ。そうする

と公務員に本格賃金引き上げ勧告が出ないかもしれぬ。出なければ、それに見合ふんだから、恩給が来年は上がりだろ、こんなことを言いつつなつたから、角野君が言つたか横野君が言つたか知らぬけれども、縦野君が言つたかわからぬけれども、丸野君が言つたかわからぬけれども、こういう方をするから、そんな心配まで世の中じゆうするんですよ、いまの時期に。これは人事院の重大な責任であり、世論操作であり、言うべきことではない。いかがでございしますか。

○藤井(貞)政府委員 いまのお話がございまして、世論操作をするというふうな大それたことは毛頭考えておりません。その点はひとつ御了承を賜りたいと思ひます。われわれはひとつ御了承を賜りたいと思ひます。われわれはひとつ御了承を賜りたいと思ひます。われわれはひとつ御了承を賜りたいと思ひます。われわれはひとつ御了承を賜りたいと思ひます。われわれはひとつ御了承を賜りたいと思ひます。

○大出委員 それでは、先ほど総裁が、質問があつてそういう答弁をしたというふうなことも想定されるという言ひ方をされましたが、もしこういうことを事実言つていたとすれば、だつて述べたと新聞幾つにもみんな書いてあるのだから、これはまことに不用意であつた、質問にうつかり一般的な意味で言つた、ことし云々でなくて、だからここに述べたと言ひない、あなたはそういう答弁はあり得ると言つて認めたのだから、認めた以上は言つたに違ひないのだから、だからまことにこれは不用意であつた、はつきりさしてござい、みんな心配するから。

○藤井(貞)政府委員 不用意であつたという言ひ方は若干行き過ぎたろうと思つてあります。いろいろな質問答の過程におきましてそういううな論議があつたことは私も想像ができておるわけでございします。ただ、これは取材態度の問題でございしますので、私からとやく批判めいたことを申し上げることはいかかと存じますけれども、人

事院といたしましては、従来どおりの客観的な公正な資料の調査をやりまして、その結果に基づいて措置をするということでございますので、ことしから始め五分以下になるとかならぬとかというふうなことは人事院の現在における本意ではないということはおし上げられると思ひます。

○大出委員 これはいわゆる春闘のきなか、締めくくりの段階で皆さんは関係団体との間でいろいろとやりとりをなさっておいでになるわけでありませう。この中で尾崎さんの答弁などもあつた。ことは勧告なしなどという言い方を、つまりそういう意味の疑問などもあるが、そう消極的に考へていない、五分以下の較差なら勧告をしなくてもよいとする人がいるのが、次の年にべらぼうな数字になるのでやるべきだと思ふなどということも言つておられるので、これもどうも私に言わせるとおかしな話で、こういう答弁をすると思へば、これも五分以下なんというふうなことを一つ前提に置いておられることになる。これらのところは、事務総長がそう言つたとすると、これは皆さんの腹の中、頭の中に五分以下の想定だつて持つて置くことになる。総裁、首振つたつて、他にえがたき人物尾崎事務総長答弁となつた、これは総裁、あなたも昔事務総長をおやりになつたことがあるのだけれども、いま滝本さんがとくにやめていない限りは、給与局長としては尾崎さん以上の人はいないのだから、そうでしょう。私が官公労事務局長のときに研究課長でお入りになつていてあれ以来やつていたのだから、そうでしょう。だから、これは尾崎さんが言つたというのは重大な問題だ。ただ、言わんとする真意はまだわからなう。つまりやらなかつたら来年とんでもない賃上げになつた日には大蔵省がばたばたするからということを言つておられるわけだから、この点はわからぬわけじゃない。大蔵省をばたばたさせないために勧告するということだからわからぬわけではない。ないが、あなたの方腹の中にこういうことがあつては困る。

そこで承りたいのですが、公労協との関係、こ

れをあなたの方がどういふふうにご考へておられるかというところをいまの問題を踏まえて、総裁と事務局長に公労協の仲裁規定との関係についてどう考へか承つておきたい、いかがでございますか。

○藤井(貞)政府委員 再度の御質問でございますけれども、人事院といたしましてはパーセンテージのことをいま予測的にとやかくというふうなことを考へておられるわけは絶対にございません。あくまで客観的に調査をいたしました事実に基づいて措置をするという基本的な態度は変わりがないことを重ねてはつきりと申し上げておきたいと思ひます。

なお、いまお話しのごさいます公労協の関係でございますが、これはいままでも先生からいろいろの機会に御指摘がございましたし、われわれとしても申し上げておるわけでございますけれども、あくまで私の方から申し上げておるわけは民間の給与の調査をやりまして、それとの比較というところでやつておるわけでございます。したがつて、直接的にはこれは公労協の関係はございません。しかし、お話しでございますから私から申し上げる必要もないわけでありませうけれども、公労協自体もやはり民間の動向その他について留意をしておつておるわけでございます。これは従来の結果的には全く関係のないということであつて、われわれも重大な関係を持つてこれをながめておるといふことは事実でございます。

○植木國務大臣 いま御答弁がございましたように、人事院は民間給与の実態調査を行われ、また公労協の賃金につきましてもいろいろをしながら勧告が行われるものであるというのが従来ながら例でございます。私といたしましては、組合が私との意見をおきまして民間や三三五現と同程度の給与改定を希望するということを要請せられましたのに対応して、勧告が何とでもなければならぬわけでございますけれども、そういう期待をせられることは理解ができません。これを申し上げたので、御了承いただきたいと思ひます。

○大出委員 念を押しておきますが、この関係組合、つまり植木事務局長官所管の関係団体あるいは関係組合の皆さんが民間や三三五現、特に三三五現中心になりますけれども、身分法は公務員法であるところが多いわけですから、三三五現と同程度の改定を期待するというのが率直な関係団体の気持ちでございます。これはよく理解できるというお気持ちにはあなた方はお示しになつておられるのを見受けるのですけれども、そういうお気持ちに変わりがないかどうかです。つまり民間、三三五現、特に三三五現と同程度の給与改定を期待するといふ、それが植木さん所管の関係団体の要求であるいは気持ちだと思ひますが、これはまあさうだろう、その気持ちはよくわかる、理解ができるというふうにお考えならばそのようにお答えをいただきたいのですが、いかがでございますか。

○植木國務大臣 一般職国家公務員の給与を担当してはいたわけでございますけれども、いまお話ししていただきましたように、民間や三三五現と同程度の給与改定を期待して、民間や三三五現と同程度のことは、私は会見の際にも申し上げたのでございませう。その考え方はいまも変わりございません。

○大出委員 藤井総裁に承りたいのですが、法制上賃金勧告そのものに総務長官はやはりみずから所管する関係諸団体の要請もございませうから、それは三三五現程度の賃金改定が欲しい、こういうことなので、それはよく理解できる、こういうふうにお考えだというわけでありませうから、さつき総裁の答弁によれば、三三五現の方も、つまり公労委は民間との較差といふものがそのポイントであります。だから私鉄とシーソーゲームをやりますが深夜に及んだといふきさつなものでありまして、そこにやはり目標を置いておられるわけでありませう。先ほど労働省の青木労働局長が答へた民間の賃金動向を見ても、おおむねその辺にいつているわけでありませう。だから、公務員諸君が、人事院所管の方々がそれを期待するのは当然であります。また、それと大変かけ離れた勧告が出た

歴史的経過はない。佐藤前人事院総裁の時代には三三五現見合いの勧告が出ておられるわけでありませう。だからそれが大きく狂つていけば、政治的配慮であるとか、何かそこになければならぬこととなる。それでは困る。したがつて、旧来の経過、三三五現と皆さんの勧告とがそうかけ離れていない、このことを、過去の経過に立つてお認めになるのかどうか。だとすると、今回もそんなにかつ離れた結果が出るはずがない、こう考へていはいはすななであります。そのところはいいかでございますか。

○藤井(貞)政府委員 公務員諸君のいろいろの組合と総務長官との折衝の経過等も私詳しく承つております。また、私自身もいろいろな機会にいままで組合とも折衝をしてまいりまして、その言いつ分その他についても十分に腹に入れておるつもりでございます。

事の経過というのは、非常に形式的になつて恐縮でございますけれども、やはり民間との較差ということが主眼になりますので、その客観的な調査結果を待たなければいけません。決まり文句になつて恐縮でございますけれども、しかし、これは従来の経緯もございませう。長期間の積み重ねの経過もございませう。したがつて、それらの点は私自身も十分腹にしまつて持つておるつもりでございますので、その点で私自身あるいは人事院の考へ方というふうなものはひとつ御了解を賜りたいと思ひます。

○大出委員 念のために茨木さんに承つておきたいのですが、去年とおとしの人事院勧告と公労委の仲裁規定は、数字は幾つございませうか、ちよつとそこで挙げていたいただきたいのですか。

○茨木政府委員 四十九年、おとしでございませう、これは定昇を除きました三三五現系統の数字が二六・六六でございませう。これに對しまして、人事院勧告の方は二九・六四でございませう。それから昨年、五十年の数字は、三三五現系統は、定昇を除きましたものが一一・七七、人事院勧告の

方が一〇・八五でございます。

○大出委員 これは総裁に承りたいのですけれども、四十九年、五十年の数字をいまお挙げになつたのですけれども、四十九年、どうも人事院の方にちよいと高く出された、これは中身は言ひませぬが、私も大変議論したのです。昨年は公労協の組合の關係の代表幹事の諸君が仲裁委員会、調停委員会に申し入れて、去年は後から出た人事院の方がちよと、一％ばかり有利である。

したがって、ことしはそれを取り返してくれなければ困るぞというようなことをさんざん言つたわけですよ。私も、これはしようがない、立ち合った場面まであるのですからね。それは、いやいや確かに結果的に考えなければならぬところなんです。当時仲裁委員長は答えた。結果的に出てきたら一・七七公労委、一〇・八五人人事院勸告、だから私も今度は人事院に、何でこれを認めただんだ、こういうばかんなことがあるか、去年どうもわが方がちよと高過ぎたわい、だから今度はちよと下げておくれいというふうに公労委と話し合つたんじゃないかと、そこまで私は言つたのです。

総裁、これは何を意味するかというと、過去の歴史はそういうふうな公労協關係とそれから人事院傘下の公務員關係と、それだけ密接な相關關係を持つていて、これは否定できない。この否定できないことをお認めになるかと私は申し上げておるのですよ。いかがでございますか。

○藤井(農)政府委員 これは公労委關係の給与決定等の基本的なたてまえでございます。調停あるいは仲裁ということと、人事院がやっておりますやり方とのたてまえの相違というものが基本的にございまして、御承知のとおりでございます。そういうことから、やはり三公五現の場合におきましては、民間とのならみ合わせ等の、要するに大局的な見地からの総合的判断というものが一つあるというところは、これは事実であると思ひます。その点、わが方は民間の客観的なデータを集

めまして、非常に正確な集計の結果から出てくるものでございまして、そのたてまえはかなり違います。違ひますけれども、そこに相關關係がないのだというところは、これはあり得ないこととございまして。従来の経過から見てもその点は明らかでございます。

したがって、私たちといたしましても、民間の調査ということも基本的にはいたしますけれども、それと同時に、やはり三公五現關係のやり方、動き方というものが十分に横にらみしながら重大な關心を持つておるということも申し上げておるは、そういう意味でございます。

○大出委員 そのことをお認めになるとすれば、私はこの人事院システム、一緒に歩いて調査しているわけではないのですから、おまけに皆さんは調査諸表をお出しになつたことではないのですから、そんな余地がないのだが、マバ方式をとるのではない、皆さんは足を使って、人数で分けまして百人以上、五十人以上の事業所を歩かれるわけですね。それで、賃金台帳その他、皆さんはここで念を押しておきたいのですが、春闘の上がつた分というものは的確にとらえると、こう關係団体には答えておられるわけですね。だからそこまで調査をしていただいて結論をお出しになるといふ方式ですよ。だからそうなれば、加重平均で八・八になつていく三公五現の賃金改定、もちろんこの中には定昇二・三％を含んでいるわけですから、だから八・八から二・三を引けば六・五残る、これは間違いない。そうすると六・五という較差が出てきて、これは公労協とそう変わらないというところになるわけですね。六・五がなければこれはおかしい。だからその将来見通しからいけば、これから御調査をなさるわけだけれども、まさか、その法律上の五％、こういう枠がありませうけれども、その法律に立脚して報告ができませんよ。その法律に立脚して報告ができませんよ。その法律に立脚して報告ができませんよ。その法律に立脚して報告ができませんよ。

まえになるなら、だからその意味では、当然これはことしも報告を正面からするという数字になるはずだ、こういうふうにお考えいただけなければ筋が通らない。これは当然でしょう。いかがでございますか。何も六・五％と言ひ切るわけではないけれども、あなた方調査をされるのだから、だ、その辺にいかなければ、その前後どうなるかわかりませんが、いかなければおかし、こういうことになる。調査諸表をお見せいただくわけではないし、私が調べに行くのじゃないのだから、そこから先は言えないからこう言つたのだから、やはりそうでなければ、この記事が載つた以上は、みんな心配してしまつておるわけですから、これは五十万からの方が、地方公務員を入れればもつとの方が。だからさつき申し上げたように退職者を含めてそういう心配をしているのだから、放任できないですよ。この記事というのは皆むさぼり読んでおられるわけだから、たくさんそういう退職公務員の方が出てくる。五％以下なんになつたら、現職公務員の給与にリンクする恩給の仮定俸給表の改定はなくなつてしまつてしまう騒ぎ、そんな騒ぎを起こさせては困るので、だからくどいように聞くのだけれども、その歴史を前提になさるなら、相關關係をお踏まえになるなら、八・八から二・三引けば六・五なんだから、その前後のところはいくということにならなければこれはおかしい。まあ将来に向かつてどうなるかはわからぬけれども、おおむねそうあつてしかるべきと、この辺のところぐらゐまでは御答弁願わないとこの混乱は解消できませんですよ。いかがですか。

が調査の結果を見ませんとはつきり申し上げかねるというの、実はことしのむずかしい情勢判断の一つでございます。そういう点がございまして、その点、わが方は民間の客観的なデータを集めまして、非常に正確な集計の結果から出てくるものでございまして、そのたてまえはかなり違います。違ひますけれども、そこに相關關係がないのだというところは、これはあり得ないこととございまして。従来の経過から見てもその点は明らかでございます。

○大出委員 ただ、さつきあなたの方で五％以下の場合云々というのは、これは本意でないという御答弁が総裁からあつたわけでありまして、去年、おとしなどの例からいまして、旧來のいわゆる春闘相場というふうな形のもの、総合的に考える民間と官業というものからいけば、大体私の言うようなことになる。だが、そこに一つ要素があつて、ことしは少し情勢が違つたから、これがひつひついたわけですね、あなたの話は、多少そのくらいのことにはひつひつかけることを私の方も認めないと、現時点での人事院のお立場がある。だから、これはなかなか苦しいお答えになることがわからぬわけではない。が、しかし、青木労政局長が答えたこのいまの段階は、昨年の傾向から言つて、いずれも一つの春闘相場をとらえての数字が出てきておるわけですよ。多少落ちた上がったというなら、労働省流に言へば、どういふ職種をとらえて後追いをするかということになるので、金属が残り、金融共闘が残つたのですから、ところが、これは去年ばくがここで指摘したように、銀行というものは労働省の調査に出てこない。私は総評系ですから、民間の金属關係まで数字を持っていますけれども、それまでいまままで述べている時間がない。ないが、去年も先細りはしているんだが、これは大変な先細りではない。だから、その後のものは確かにクエスチョンマークだが、さつきお話が出たような五％以下を云々する時期じゃない。これは六・五％前後のところをいかなければ人事院の存在価値に云々が出てくるわけですから、そのところを総裁、これで終ります、やはり一つの傾向というものはいかなる場合でも毎年あるわけでありまして、一つの傾向、それは公労協が一つの官業の相場づくりをして、その傾向、

○大出委員 例年の關係はそんなふうな前後の数字になつておることは事実でございます。これは大体いままでの経済情勢下でございます。これは大抵いままでの経済情勢下でございます。これは大抵いままでの経済情勢下でございます。これは大抵いままでの経済情勢下でございます。

○藤井(農)政府委員 これは公労委關係の給与決定等の基本的なたてまえでございます。調停あるいは仲裁ということと、人事院がやっておりますやり方とのたてまえの相違というものが基本的にございまして、御承知のとおりでございます。そういうことから、やはり三公五現の場合におきましては、民間とのならみ合わせ等の、要するに大局的な見地からの総合的判断というものが一つあるというところは、これは事実であると思ひます。その点、わが方は民間の客観的なデータを集

めまして、非常に正確な集計の結果から出てくるものでございまして、そのたてまえはかなり違います。違ひますけれども、そこに相關關係がないのだというところは、これはあり得ないこととございまして。従来の経過から見てもその点は明らかでございます。

まえになるなら、だからその意味では、当然これはことしも報告を正面からするという数字になるはずだ、こういうふうにお考えいただけなければ筋が通らない。これは当然でしょう。いかがでございますか。何も六・五％と言ひ切るわけではないけれども、あなた方調査をされるのだから、だ、その辺にいかなければ、その前後どうなるかわかりませんが、いかなければおかし、こういうことになる。調査諸表をお見せいただくわけではないし、私が調べに行くのじゃないのだから、そこから先は言えないからこう言つたのだから、やはりそうでなければ、この記事が載つた以上は、みんな心配してしまつておるわけですから、これは五十万からの方が、地方公務員を入れればもつとの方が。だからさつき申し上げたように退職者を含めてそういう心配をしているのだから、放任できないですよ。この記事というのは皆むさぼり読んでおられるわけだから、たくさんそういう退職公務員の方が出てくる。五％以下なんになつたら、現職公務員の給与にリンクする恩給の仮定俸給表の改定はなくなつてしまつてしまう騒ぎ、そんな騒ぎを起こさせては困るので、だからくどいように聞くのだけれども、その歴史を前提になさるなら、相關關係をお踏まえになるなら、八・八から二・三引けば六・五なんだから、その前後のところはいくということにならなければこれはおかしい。まあ将来に向かつてどうなるかはわからぬけれども、おおむねそうあつてしかるべきと、この辺のところぐらゐまでは御答弁願わないとこの混乱は解消できませんですよ。いかがですか。

が調査の結果を見ませんとはつきり申し上げかねるというの、実はことしのむずかしい情勢判断の一つでございます。そういう点がございまして、その点、わが方は民間の客観的なデータを集めまして、非常に正確な集計の結果から出てくるものでございまして、そのたてまえはかなり違います。違ひますけれども、そこに相關關係がないのだというところは、これはあり得ないこととございまして。従来の経過から見てもその点は明らかでございます。

○大出委員 ただ、さつきあなたの方で五％以下の場合云々というのは、これは本意でないという御答弁が総裁からあつたわけでありまして、去年、おとしなどの例からいまして、旧來のいわゆる春闘相場というふうな形のもの、総合的に考える民間と官業というものからいけば、大体私の言うようなことになる。だが、そこに一つ要素があつて、ことしは少し情勢が違つたから、これがひつひついたわけですね、あなたの話は、多少そのくらいのことにはひつひつかけることを私の方も認めないと、現時点での人事院のお立場がある。だから、これはなかなか苦しいお答えになることがわからぬわけではない。が、しかし、青木労政局長が答えたこのいまの段階は、昨年の傾向から言つて、いずれも一つの春闘相場をとらえての数字が出てきておるわけですよ。多少落ちた上がったというなら、労働省流に言へば、どういふ職種をとらえて後追いをするかということになるので、金属が残り、金融共闘が残つたのですから、ところが、これは去年ばくがここで指摘したように、銀行というものは労働省の調査に出てこない。私は総評系ですから、民間の金属關係まで数字を持っていますけれども、それまでいまままで述べている時間がない。ないが、去年も先細りはしているんだが、これは大変な先細りではない。だから、その後のものは確かにクエスチョンマークだが、さつきお話が出たような五％以下を云々する時期じゃない。これは六・五％前後のところをいかなければ人事院の存在価値に云々が出てくるわけですから、そのところを総裁、これで終ります、やはり一つの傾向というものはいかなる場合でも毎年あるわけでありまして、一つの傾向、それは公労協が一つの官業の相場づくりをして、その傾向、

常識的に言えば、必ずしもびたりいくことはあり得ないかもしれぬ、調査が違ふのだから。しかし、そう開きのないところに落ちつく筋合いなんて、世の中の大方の心配は総裁の口から消してほしいので、一言答えてください。

○藤井貞政府委員 五%以下云々ということが大変論議の対象になっていくわけでごさいます。その問題が出てきたらいろいろいきさつ、経緯等については、ここで私自身が直接に知っているわけでもございませんで申し上げかねますけれども、それらの点は五%になるとかなんとかというのを頭に置いてのことではなくて、むしろこの状況から言って、仮に五%以下ということになつた場合にどうなんですかというふうなことが質問として出てきた。われわれの腹の中にもございますね。そういう場合にも、それは先刻御指摘になりました事務総長等の発言の中で、やはり仮に五%以下でもこれは見送るというふうなことになるか、来年も大変なことになるか、ということがございまして、現在五%自体が基礎的な給与がかなり上がつていますから大変な額なんです。そういうふうなこともわれわれは考えないわけではございませんで、そういう意味合いからの気持ちのほとばしりが何かそういう表現になつたのではないかと、何か五%以下に抑え込むんだとかなんとかということ、むしろわれわれとしては全く論外のことであつて、その点はあくまで客観的な資料に基づいて判断をしていくということでごさいますので、その点ひとつ御了解を賜りたいと思ひます。

○大出委員 五%以下云々は論外だということですから、さつき茨木さんがおっしゃつたように、昨年、一昨年等の……(茨木政府委員「それはちよつと」と呼ぶ)いや、いいですよ。もう聞かない。あなた言つちやつたんだからだめですよ。これは角野さんと呼ぶことは帳消しだ。しようがない。わかりました。

といふことですから、ひとつ総務長官、安心して——三公五現程度の賃上げといふことについて

理解できる、こう総務長官答えたが、どうもそのとおりになりそうでごさいますから、御安心をいただきたいわけでありませんで、大蔵省の方も、そこらところは御覚悟いただきませんで、五%以下なるといふのは論外なことから、唐沢さんもおいでになります。ひとつ大蔵省の方もちゃんと財源措置をするようにお考えいただきたいわけでありませんで。

○唐沢政府委員 昨年十一月から十二月中旬にかけて、全銀協でヨーロッパと北アメリカに週休二日制調査団を派遣いたしました。その調査結果の概要はわれわれ受けておりました。もし何でございませしたら詳細は事務局から御報告をいただきます。

○戸田政府委員 概略申し上げますと、調査項目は、まず金融機関等が週休二日制をどのように実施してあるか、その状況でございませんで、それから二番目が、移行の順序でございませんで、それから諸外国ではどんな順序で週休二日制を取り入れていったか、そういう順序を調べておきます。それから三番目が、実施の契機、これは金融機関がなぜに週休二日制を取り入れるようになってきたか、その契機でございませんで、それから四番目として、移行時の顧客対策と申しますか、どんなような準備をいたしたかという問題、その他は、法制的にどんな措置をとったか、これは各国によって違つてございませんで。

そこで、その調査結果の骨子といひますか概要を申し上げますと、まず第一の実施の状況でございませんで、これは各国とも貯蓄金融機関といひます

か、そういうものを除きますと、おおむね週休二日制を実施いたしておる、そういうことでごさいます。それから二番目の二日制の採用の順序といひますか、それにつきましては、フランスを除きませんで、いずれの国もまず一般の民間企業が週休二日制を取り入れていって、おつたことでごさいます。フランスの場合にはちよつとごさいます。

○大出委員 私の手元にもございませんで、念のためひとつ後ほど皆さんのお手元にある資料がございませんで、いろいろ細かいものもございませんで、これは省略させていただきます。

私なりにそれその組織を通じまして調査結果を聞いてみました。いまお話がございませんで、に、イギリス、フランス、西ドイツでは商業銀行を初めとする全金融機関がおおむね週休二日制を実施してある。アメリカ、カナダも、商業銀行の一部の中小金融機関で週六日出勤制をとっているところがあるけれども、大勢は週休二日制に移行済みである。それからまた、イギリスやアメリカは民間企業がまず先で、イギリス、アメリカの場合には民間企業、官庁、そして金融機関、こういう順だといふわけですね。ところが、西ドイツは、官

庁に先駆けて金融機関、それからフランスのごときは傾向として民間企業に先駆けて金融機関、というふうに見えらる。そこで全銀協の考え方を、人を介しますが、そこには御存じの総合調整室がございませんで、そこには聞いてもらひましたら、国際的な配慮から見てできるだけ早く実施したいという気持ちです。また低成長時代には週休二日でなければおかしいのではないか、こういうお話が実は返つてまいりました。だから、国際的な視野から見て、銀行側は実施すべきであるという気持ちなんです。ただ問題は、人事院が基準をいまたなにながらおつたという時期に、先駆けてというのはいかかものかというのです。そこが一つのネックになつておる。あるいは冗談話ですけれども、銀行はもうけ過ぎていると言われておる世の中に先走るというところはどうか、一部にはある。もう一つは、不況というふうなことがある。こういうところなんです。だから、官庁が動き出せばついていけるということとは間違いない、こういうことなんです。このあたりが私は大勢だといふふうな思つてございませんで、銀行関係では、特に郵便局と競合する金融機関がございませんで、そこからは協会側からすると郵便局がという問題がもう一つ別な角度からある。ところが大きつたに言つて、いまの全銀協の考え方、こうなんです。

大体いまのお話とそう大きな違いはないのじやないかと思つてございませんで、この辺にとらえておいていんどうかと思つたのですが、いかがでございませんで、簡単に結構です。

○戸田政府委員 おおむねさうなことだと思ひます。ただ、いまおつちやいました中で、ちよつと訂正といひますか、私どもが把握しておりましたのは、移行の順序中、西ドイツも一般企業が先行いたしてございませんで、次に銀行といふことになつてございませんで、それからフランスの場合は、最初に官庁、金融機関、大企業と一斉にやりまして、



それが戦争で中断いたしましたので、その後官庁、銀行といふようなぐあいになっておる、こういうことでございます。

それから金銀協の考え方、おむねそのとおりでございますが、特に心配いたしておりますのは、やはり中小企業、この方面からの、むしろ率直に言いますと、これはいろいろな場合に出てまいりまして、金融機関というのはサービス部門、人間の体で言えば血液を供給しておるようなところが、こういう非常に苦しいときに先に体むのはどうだということな批判が非常に強いということも、事実でございます。金銀協の方としましては、やはり社会的なコンセンサスがなされ実施できない、かように考えておるようでございます。

○大出委員　そこで承りたいのでありますが、たとえば日曜配達を廃止するという郵便局の問題が提起された時期がございまして、張本人が当時私でございまして、新聞関係の方々が日曜夕刊廃止というの上乗りをするということで、一緒に実は郵便の日曜配達廃止、新聞関係の方々の日曜夕刊廃止という抱き合わせで浅草の問屋街で実はしゃべったことがあるのでございまして、新聞関係の方が先にいって、日曜夕刊を廃止して、私どもの郵便局が残ります、この時期に西ドイツの労働総同盟会長ウィーリ・リヒター氏が日本に来てられて、私と一緒につき合いました。それから、西ドイツの週休二日制問題を彼が説明していましたが、やはり部分的に相当なトラブルがあるというわけですが、ところが、割り切つてやってみたら、やった結果としてほとんど解消してしまつたというわけですね。だから、部分的にいろいろあるものに余り気をとられずに進めた方がいいです。よといふことを言つて帰られました。その後、私はウィーリ・リヒター氏の招待で戦後初めてドイツ労働総同盟大会に総評代表であいきつに行つたのですけれども、そのとき私、調べてきた経験もございまして、私はやっぱりここまで来ることは社会一般からすれば、いろいろな部分的

な現象はありますけれども、大勢としては週休二日制ということに踏み切つていかなければならぬ時期にきている、こういうふうな思いです。

そこで、去年の約束がありました、森美秀さんが政務次官のころに大平さんと大蔵委員会の山田耻君との論争などもあつて、この六月目途に、銀行法十八条が絡みますから、何とか考えにやならぬということだつたわけでありまして、この国会に改正案が出ていない限りは、これはまだ六月が来ていませぬけれども、どうやら約束違反と言わざるを得ぬわけでありまして、そのあたりを政治的にどうお考えか、一言承つておきたいのですが、いかがでございますか。

○唐沢政府委員　ただいま大出先生から約束違反ではないかというふうなお話でございまして、私も昨年申上げましたのは、「金融機関の週休二日制の導入は、一般経済取引その他社会経済全般に与える影響がきわめて大きいので、週休二日制関係関係懇談会において「検討を開始し、なるべく早く結論を出して」いただくよういたしました。また、この問題は銀行法その他の法令にかかわる問題でございますので、金融制度調査会においても御審議をお願いをしてお答えをいたしたわけでございます。銀行法十八条を改正して銀行の週休二日制を実施するよう努力するとは申し上げておらないわけでございます。

○大出委員　いまの議事録は大蔵委員会の方でございまして、それからやつていただきましたが、私の委員会の方では、森美秀さんの答弁は、大蔵省といつたしましても大河の流れに逆らひ得ない、こういうふうにお答えになつて、したがつて、その方向で努力すると言つておられるわけでありまして、それは努力はされたができていないと言われれば、これは約束違反ではないことになるので、すけれども、政治的なやりとりというのは、私からすれば約束違反だ、こつ言いたいわけでありまして、唐沢さんは森さんではございませぬから、唐沢さんを追及しても森さんではないので、ちよい

ちよいとおかわりになるので困るのだけれども、これはまあいたし方がない。

○中村(博)政府委員　昨年のお話でございまして、これは一月の二十日でございますかね、官房長官にお出しになつておるのですか。これはどういふことになるのですか、皆さんが政府にお出しになつた文書は、これは何と何という文書なんでしょうか。これは人事院は公務員法に基づけば、意見だとお出しになれるけれども、何だかわけのわからぬものを、強いて言へば要望か何かみたいなやつでございます。これは一体何ですか。

○中村(博)政府委員　昨年の報告におきまして、「昭和五十一年初期より一定の条件の下に試行計画を具体化する」とし、その方策について所要の検討を進める、こういうことを申してございまして、したがつて、その報告をいたしました後、いろいろな検討をいたしまして、その所要の検討結果を御報告申し上げた、こういうことでございます。

○大出委員　だつて、これは「配慮をお願いする次第であります」というのです。これは大体私は総裁に申し上げたのだが、週休二日問題は総裁、人事院自身がいささかではない大変へつり腰なんです。配慮をお願いする総裁は、総裁におなりになつて間もなく私が承つたときにお答えになつて、週休二日問題について人事院がもう一遍前に出て、はつきりとした態度をとらざるを得ないのではないかと、私はそのとき切に感じておるというお話だつた。私はそのときに、勧告のどこかにつけるとか、何かお願ひの文章を出すとか何とかというけちなことは困る、勧告をするなり、意見書なり、きちつとやつてもらわなければ困るということをやつたら、もちろんそういう気持ちだとあなたはおっしゃつた。そ

の責任を問うわけじゃないけれども、ここまで来てこのままの形で、しかもやがて人事院の賃金勧告を迎える。このときに、もう一遍その勧告のときにあわせて週休二日制をなすというお考えだと思つれば、一つ間違つたら一年延びる、試行が一年延びる。こういうふうなことを私は承つておる限りでは、私に思つたが、これは植木さんに承りたいので、関係懇談会などで、これは植木さんに承りたいので、すけれども、相談をなされたときに、法務大臣の稲葉さんは、本當かうそか知りませぬ、私が聞いた限りです。こんな週休二日だなんてことをやれば、日本という国は滅びるなんていうたわ言を言つたといふんだ。稲葉さんの言ひ、そんなことではあるけれども、日本が滅びちゃ大変ですよ、週休二日くらいやつて、冗談じゃない。

○中村(博)政府委員　そうかと思つて労働省が反対したというのは、どういふわけだか知らぬけれども、そんならばうな話があるかといふんだ、労働省は、私は労働省のある人に聞いてみたんだ、何か年次休暇の計画付与かなんかをおやりになつて、何年か休みの計画付与した。これは個人の権利なんだから、計画付与したんだ。これは個人のことだからそれでいいといふんだ。大変なことだと思つて、そんなことは、それで後になつてそれが消えていたなんて、なつた大変なことだ。これはもうわさだから確たることじゃないけれども、そういう労働省当局の姿勢については私は納得できない。これは先に立つて進めなければならぬ筋合いのもの。

○大出委員　労働省の調査も承つておきたいのだが、労働省調査によつても一六％かなにかのもの、二一％くらいに進んでおるわけですよ。進み方が遅々としていても着実に進んでおる、完全週休二日制は、それを調査資料として持つておられる労働省がそんなことを、とんでもない話であります。

○中村(博)政府委員　そうかと思つて行政管理局、きつとお見えになつておるのだけれども、行政管理局もけしからぬ。行政管理局あたりが一々足を引つ張るようなことを考へるといふのは間違ひ。これは総定員法を抱えていて、来年は総定員法を改正しなければ

ならぬかもしれぬなということが頭にあって、人がふえちや大変だくらいな気持ちかもしれぬが、それは大河の流れじゃない。てをははです、そんなものはもつてのほかだと私は思っている。経済企画庁もまた、どういふ理由か知らぬが反対だということだが、これも私はふざけていると思うのです。

したがって、各官庁に承りたいのですが、総裁、一体これをどうするつもりなんですか。総務長官、これの取りまとめの役に当たっているのですけれども、何か御努力いただいていることはわからぬわけではないけれども、当面の責任者として一体——これはけしからぬと私は思う。約束事などからなせやらぬか、試行一つできないのか。そしてまた労働省、経済企画庁、きよう法務省は呼んでおられませんけれども、あるいは行政管理局などが反対だなんというのは、これは一体何事かと言いたいのですが、一々御答弁いただきたい。

○藤井(真)政府委員 週休二日制の試行の問題につきましても、御案内のような経過で今日まで相なつてきておるわけでございまして、私いたしましたとしても、これが当初予期したように順調に行つておらないということについては、大変遺憾に存じておる次第でございまして。

ただ、この問題は御承知のように給与その他の勧告の問題とは違ひまして、各省庁がそれぞれ実施に移していただかなければできないという筋合いのものでございまして。それと、やはり民間のいろいろな考え方、国民の影響というような大変深刻な問題もございまして、われわれといたしましても、慎重な態度でもって臨んでまいりましたことは御承知のとおりでございまして。

去年の八月の給与勧告の際にも報告として取り上げまして、本年の当初からひとつ試行に踏み切りたいという決意を述べたわけでございまして、事柄の性質上、各省庁とも本間に緊密な連絡をとりにまして問題点を洗い直し、また整理もいたした結果、大変時期的にも手間取りましたけれども、本年に入りまして人事院としてはとるべき手

段というものは一応終えたということでございます。切つていただきたいということをお願いして、時期あることに要望を繰り返しておる次第でございます。

いま御指摘もございましたように、総理府といたしまして大変各省庁の調整には骨を折つていただきまして、試行の計画その他につきましてもお集めをいただいております。いままでのところまだ本格的に試行の実施に入つておらないというところは、御指摘に相なつたとおりでございます。

私たちがいたしましては、これを趣旨の徹底を図りまして協力していただくように、さらに推進を図つてまいりたいと存じておる次第でございます。大変重要な影響を持つことでもございまして、各省庁のひとつ緊密な御協力を得るという努力はさらに今後も積極的に続けてまいりたい、かように考えておる次第でございまして。

○植木国務大臣 人事院からの勧告あるいは意見あるいは申し入れ等につきましては、これを尊重するというのが政府の基本的な姿勢であるということ、まず申し上げておきたいと存じます。

そこで、この週休二日制の試行につきましては、先ほどもお話ございましたように、一月二十九日に関係関係の懇談会を開きまして、関係省庁連絡会議で検討を続けているというのが現状でございます。そして、この試行基準に基づいての具体的な試行方法及びその場合の問題点について検討を重ねますとともに、連絡会議におきましてはそれぞれの調整を行つたつとあるというのが現状でございます。

うのが現実の姿でございます。一方、関係関係の意向も確かめていまして、いますけれども、国内景気が御承知のように回復基調にあるとはいえ、企業の倒産でありますとか失業者数が依然として高い水準にあるというこの現状の社会経済情勢のもとにおきまして、試行の問題についても、まだ踏み切るには慎重な姿勢でなければならぬというような御意見が相当数出ていますのでございまして、したがって官房長官との関係懇談会の開催につきまして数次にわたつて相談をしております。なかなかございませぬけれども、現在のところまだ開かれていないという状況でございます。

なお今後とも、私の姿勢につきましては、いろいろな問題はありますが、試行自体は必要なことでありまして、人事院の申し出は尊重すべきであるという立場をとっておりますので、できるだけ早い機会に関係懇談会が開かれて試行に移りますことを期待しつつ最善の努力をしてみたいと存じております。

○藤井政府委員 お答え申し上げます。労働省が週休二日の推進について熱意がないではないかというお話しでございまして、労働省といたしましては、経済社会の伸展に伴いまして労働時間が短縮されていくことは大変望ましいことというのを一貫して考えておりました。先生御案内のように、週休二日制・定年制延長問題関係懇談会も、昭和四十七年に当時の田村労働大臣が提案をいたしまして設けられたというふうないきさつがあるわけでございまして。その後、私もいろいろ調査などをいたしておりますが、先ほどもちよつとお話が出ましたように、昨年九月の時点では、企業数で、これは三十人以上でございまして四四・二%、労働者数で七〇・九%の者が何らかの形の週休二日制を享受している、七割を超えたという段階ではなからうかというふうに思っております。それから完全週休二日制も、先ほどお話しがありましたように、昨年一六・何%でありましたものが二一%になつ

たというのも事実でございます。ただ問題は、三十人未満がどうだというのがなかなかつかまえない、恐らくはともそういふ水準にはいっていないだろうと思ひますし、それから、いま御議論になつております公務員の場合は、先ほど賃金のお話も出ましたが、やはり民間準拠、そういうことが基本になるのであろうと思つております。人事院から先ほどお話しがありましたような文書が出まして、それを受けていま総務長官がお答えになつたようなことでもございまして、一月の段階の関係懇談で労働大臣がどういふふうにお話されたか、私も実はつまびらかにいたしておりませぬ、おりませぬけれども、労働省といたしましては、いま一番頭痛い問題はやはり雇用、失業問題でありまして、不況の浸透に伴ひまして出先の窓口が大変忙しいというのが実情でございまして。そういう中でどこまでやり切れるかということが実は非常に頭を痛めているわけでございまして。いま内部で検討いたしておりまして、まあ政府の統一方針の中でできるだけ努力をしてやるべきものではなからうかというふうに思ひますので、今後とも検討させていただきます。

○小田村政府委員 週休二日制の問題につきましては、ただいま人事院総務長官から御答弁がございまして、いろいろ問題がございまして。そこで、ただいま問題になつておるものは週休二日制の試行ということにございまして、これは週休二日制にまつわりますところの各種の問題点を検討するための実験的な試みであるというふうな理解しておるわけでございまして。そこで、問題点を今後検討していただきますために、私どもとして週休二日制の試行自体に反対するということではございません。ただ、ただいま総務長官からお話ございましたように、その試行の時期あるいはやり方等につきましては、各省ばらばらになつてはよくないことでもございまして、この点はひとつ慎重に調整していただくように、また、ただいまの社会経済情勢等との関係もございまして、その時期等につきましては最高首脳御判

断をいただくことが適當であらうということをし上げておる次第でございます。

○辻政府委員 経済企画庁からお答えを申し上げます。

私ども週休二日制一般につきましては、その実施はいわば世界的な傾向でございます。わが国におきましても大勢として最近次第に普及しつつございますことは十分認識をしておりますのでございませぬ。

公務員の週休二日制につきましても、基本的に申しますならば、そういう傾向の上で立って判断すべきものと考へておるのでございます。ただ、この問題につきましては、申すまでもなく一方におきまして行政サービスの確保という問題もございませぬ。先ほど来各省からお答え申し上げましたように、全般的な経済情勢や景気動向とも関連をいたしますので、それらを含めて総合的に検討する必要があります。かように考へておるわけでございませぬ。

なお、当面の試行の問題につきましては、関係省庁間で事務的に協議検討している段階でございます。経済企画庁もこれに加わって各省とも調整に努めている最中でございます。

○大出委員 いま聞いていますと、総論賛成だといふのは皆さん意見が一致している。総論賛成、各論反対で、動物保護管理法をつくるのに私は往生したことがあるのです。五年もかかっちゃった。ところで、いまの話聞いていますと、反対ではない、こう言うのだが、これは総論について反対ではない、各論というのはいま試行、つまり試験的に実施するということなんです、これに賛成なのか反対なのかはつきりしていただきたい。

もう一遍承りたいのですが、経済企画庁さんは総論は賛成なんだが、試行そのものにはちよつと不況だ云々とおっしゃいましたが、反対だといふわけですか。行政管理局さんは試行、試験的にやる、これには賛成、反対いずれなんです。労働省さんも、失業、雇用対策で大変骨が折れるから人の差し繰りがつかぬというふうなことをち

らつとおっしゃるのだが、天下の労働省が週休二日制に反対をしたということになったら、これは特重大事すべき重大な問題だ。だから試行にせよ、賛否の意見をびたつと言つていただきたい。お答え直しをいただきたいのですが、いかがでございますか。

○藤縄政府委員 私どもは、人事院から出された試行の提案について反対ということは全然ございませぬ。これはやらなければならぬことだと思つております。

○小田村政府委員 ただいま御答弁申し上げましたように、試行ということ自体についての反対ということは申しておりませぬ。ただ、その時期、やり方等につきまして慎重に御検討いただきたいということを経理府の方にお願ひしておる次第でございます。

○辻政府委員 私どももいたしましても、試行そのものに反対しているわけはございませぬが、行政管理局からもお答え申し上げましたように、方法、時期等についてなお検討調整すべき余地がある、かように考へておるわけでございませぬ。

○大出委員 いまの話聞いていますと、行政管理局の答弁なんです。わが委員会は行政管理局を所管する委員会でございますからちよい行政管理局さんのお話を聞いていたが、試行そのものに反対ではない、だが時期、方法ということになると、時期、方法が適當でないからと言ふのなら、これは実際には反対なんだ。行政管理局さんがおっしゃるようによつてやるのだから、経済企画庁さんも同じことなんだ。試行に反対ではないと言つておきながら、時期、方法が適當でないということになると、これは反対だということになる。そういういかげんな答弁はいけません。じゃ、反対なんです。反対だといふなら、時期、方法についてあなた方に詳しく聞きたいのですが、ところが、そうなる時間になくなつて本会議のベルが鳴ることになりますので……。

そういうぬえみみたいなものをおっしゃらない

で、試行に賛成なら時期、方法についても協力をなさつて実施しなければおかしいじゃないですか。それでしよう。あなた方は試行に賛成だとおっしゃるなら、時期、方法について協力しなければいかぬでしょう。労働省さんの方は、試行についても賛成だとおっしゃらぬで反対ではない、こう言つておきながら、これもまたどうも……。だが、せめて反対ではないと言つだけ行政管理局さんよりは筋がいい。やはり天下の労働省だから、これは反対だとは言えぬでしょうから。どうですか、人事院が苦勞されてこまで進めてこられたところと一緒になつて一生懸命足を引っ張つておられるという風聞があります。行政管理局がそんなことを言つようだと、総定員法はどつち向いておられるんということを考へなければならぬと私は思つておるのですが、江戸のかたきを長崎でとつて締め上げなくちゃいけないと思つておられる、行政管理局を。

総務長官に重ねて承りたいのですが、いろいろなお考へがあると思つた。だが、機械化という形のものがある中で、時間短縮というものはアメリカの例からいけば並行して出てきておるわけですね。職場確保ということが中心なんです。いま不況だと言つたのが、だがしかし、いま従業員数でいけば、労働省がお答えになつておられるように、七〇%週休二日制に踏み切つておられるわけですね。だから大勢はそうなんです。ならば、さつき私は西ドイツの例を挙げましたが、やはり踏み切る腹を決めていたかかないと、これはいつになつたつて前に進まずという結果になつてしまふ。それじゃ踏み切れないのですね、こま

で来たのですから。時間がなくなりましてから私は改めて承る場所はつくりませんが、方法と時期が悪いと言われると、人事院は方法を提起しているのですから、悪いと思つて方法を提起しているのではない。職務専念の義務免除なんというの、方法としてはそのぐらしかない。まさか年次休暇という個人の固有の権利を——どこかでおやりになつ

ているそうだけれども、計画付与なんということではかみたいなことをおやりになる。これは筋じゃないです。じゃそのほかに方法があるか、方法が悪いと言つたつて、方法なんてありはしませぬよ、人事院が考へた以外に、あなた方がおられるなら、それは反対でもいいですよ。人事院の言つておられる方法が悪い、こうやれ、こうおっしゃられるならわかる。そんなことも言わずに、方法が悪いと言つたのじゃ、あなたの方に方法の案がないなら、つまり腹の中は何かこれをつぶしたいという気持ちで先行していることにしかならぬ。そういうのは筋論じゃない。不況だから時期が悪いと言つたつて職場確保の必要があるのだから、それなら週休二日制に踏み切つたつていい。筋論からいけば機械化のときと一緒ですよ。西ドイツだつてど

こだつて相當な失業率を抱えているのだから、どこへ行つたつて、それだつて週休二日でやつておられるのだからできないはない。つまり、問題はこういう決断をするかなんです。重ねて承つておきたいのですが、総務長官、これは船頭多くして船山に登るようなことをさせておいてはよろしくない。だから、まとめ役が官房長官だといふのなら井出さんに来ていただいて物を言わなければならぬ。もう一遍、どういふふうに進めていけばできるか、当面いつころまでという日途をお持ちなのか、この辺はつきりしてくだ

さい。○植木國務大臣 先ほど来申し上げておりますように、社会情勢、経済情勢あるいは窓口、交代制部門を抱えました省庁の実情がございまして、いろいろ結論をまとめるのは困難なものでございませぬけれども、しかし、調整は大分進んでおることは事実でございます。そしてまた、私自身もいたしましては、試行自体は必要なことであり、基本的には人事院の申し出を尊重すべきであるといふふうにお考へておられますので、そのような方向で各省庁の合意が得られるように努力をいたしたいと存じます。この点につきましては、さらに官房長官と十分協議いたしまして、早期に閣僚懇談会





○中路委員 時間をきよは一時間と短くして  
いますので、給与の問題あるいは週休二日制の問  
題等は別の機会にまた詳しくお聞きしたいと思  
うのですが、もう一点だけ、午前中の論議でな  
った問題でお聞きしておきたいのです。

○秋富政府委員 いま先生のお尋ねの点がちよ  
とはつきりいたしません、一般的な交渉の問題  
でございませうか。一般的な問題でございま  
すか。——そのとおりでございませう。

○中路委員 これは海部副長官はお受け取りに  
なつて、総理府の方は受け取るのを断つておら  
れるようですが、四月十七日付で国家公務員労働  
組合連合会、国公労連から質問状が出されてい  
るわけですが、総理と官房長官と総務長官あて  
に出されているのですが、この問題は総理府はこ  
存じてすか。

○秋富政府委員 国公労連の公開質問状の問題で  
ございませうか。——それは私の方の海老原参事  
官が会いまして受け取つております。

○中路委員 総理府の方はこれを受け取れないと  
いうお話だったということなので御質問してお  
きたいと思つたのですが……。

○秋富政府委員 それは、昔からこの問題はいろ  
いろございましてけれども、向こうといたしまし  
てはそういう意向だということ、別に回答は  
いたさないというところで、受け取つたといひま  
すけれども、事実上、私は内容は拝見いたして  
おります。

○中路委員 この中身について私、きょう質疑す  
るつもりはないのですが、この中に書かれてい  
るわけですが、いまお答えのように、一般的な勤  
務条件では、国公労連の交渉の相手というか、当  
事者は総理府である、いまもお話しになったと  
おりなんです。それで一九七三年十二月五日以降

現在まで、当時は国公共闘と言つた場合もありま  
すが、国公労連の交渉に応じられたのが、国公労  
連結成のあいさつに赴いたとき総務長官が応待さ  
れたのを除けば、人事局長が二回だけという状態  
です、というのがこの中に書かれていたわけだ  
ね。私はこの点で、国家公務員労働者の一般的  
労働条件については総理府総務長官が交渉相手  
であり、また、人事局長が窓口だということも御答  
弁になっておりますし、また、事実上ILOの調査に  
対する総理府の返事の中でも、当時の国公共闘の  
相手は総理府総務長官であるという返事も出して  
おられますし、対外的にはこういうことをお  
っしゃつておられるわけですが、実際にはいま訴えられ  
たような実情だとすれば、これはやはり改善をし  
なければいけない。こういう労働条件の問題で  
一々全部長官が会うという意味じゃないですが、  
人事局長の場合もあつていいのですが、やはり重  
要な問題では長官が会われて、いままで公務員共  
闘として会つておられるからお話もあつたそう  
ですが、やはり地方公務員の場合は自治省なんか  
も関係してきますし、国家公務員労働者というこ  
とになれば直接は総理府総務長官でありますか  
ら、この点はぜひともひとつ改善をしていただ  
い、少なくとも重要な問題では交渉に応じる、話  
をしていくということとはひとつ明確にしてい  
たいと思つたのです。

○秋富政府委員 御承知のとおり、国公労連も公  
務員共闘というお話もいまございまして、一つ  
の組織の中の一つでございまして、年度の春にお  
きまして、公務員共闘の皆様方にお会いしたと  
きに国公労連の幹部の方々ともお会いしたわけ  
でございませう。なお、これ以外に、国家公務員  
賃金共闘の場におきましてもお会いいたして  
おられるわけにございませう。決して拒否してお  
るわけにございませうが、国公労連の皆様方の御  
意向というものはそういう場において十分総務長  
官にはお話しする機会がございませうし、総務長  
官もお答えいただく機会があるわけにございま  
す。

○中路委員 絶えずそういうことが一つの口実に  
なつておられるわけですが、いま言いましたように、  
公務員共闘と言つた場合は、地方公務員の労働条  
件も含まれているわけですね。むしろ自治省の問  
題である場合も多いわけですね。国家公務員の場  
合は直接の問題でありませうから当事者でありませ  
う、この質問状の内容を見ますと、中身はやはり  
国家公務員労働者に関する問題なんです。こ  
ういふ問題については、やはり公務員共闘とい  
う場だけじゃなくて、そこにも入つておられるからとい  
う意味じゃないかと、やはり国家公務員の直接の問  
題ですから、入つておられるからという——これは  
独自の、国公共闘から国家公務員労働組合連合会  
というものが結成されて、四十万の国家公務員  
労働者の多数を占める組合でありますから、もち  
ろん非登録団体であっても、これは交渉の地位を  
持つて、総評にも入つておられるわけですから、そ  
ういふ点で今後私はずっと——公務員共闘に入  
っているからということ、事実上いままでの経過を  
見ても、国公労連とは長官がお話をするというこ  
とはほとんどないわけですね。この点はひとつ改善  
をされる必要がある。意見ですけれども、述べて  
おきたいと思つたのですが、長官のお考えはどう  
ですか。

○榎本國務大臣 先ほど来人事局長がお答えを  
いたしておられますように、組合の方々の勤務条件  
の改善等につきましての要請につきましては人事局  
が窓口になっておられて、局長自身もいろいろ  
お会いをいたしておられますし、また副長官もお  
会いをいたしておられるという経過をたどつて  
きたわけにございませうが、私自身が会見を要請  
を受けるのは、ただいま人事局長が申しました  
ように、公務員共闘及び全官公の二つの団体にお  
会いをするということによりまして、すべての  
国家公務員の組織を網羅いたしました代表的な  
方々との会見になるというところで今回もその  
ような会見をいたしましたのでございませう。私  
が私自身で私といたしましてはただいま申し上げ  
たような方式で組合側とお会いをいたします  
のが適切なことではないかと、こういうように  
判断をいたしておられます。

○中路委員 もう一点だけいまのと関連するの  
で、公務員共闘の場合、いわゆる国公労連、そ  
れから地方公務員関係の組合あるいは全駐労働  
関係、それから政労協ですか、こういうところも全  
部含まれているわけですから、労働関係の適用の  
法律を見ても、国公法、地方公務員法あるいは地  
公労法、労組法、いろいろ分かれておられますし、  
国公労連が直接に雇用されている同一の法律制度  
のもとにいる労働者で組織された組合員の連合  
体だということの意味で、給与を含む労働条件の  
決定の方法も労働条件の内容もやはり共通のもの  
を持つておられるわけですね。今度の場合のように  
中身には触れませぬけれども、質問状は主として  
それに関連した問題でひとつ話をして、交渉を  
したいという申し入れなわけですから、この場合  
はやはり国公労連とも会うというふうにして  
おかないと、公務員共闘以外には、そこに入  
つておられるのだから、公務員共闘から話があ  
つた以外に国公労連とは一切話をしてないのだ  
ということになれば、一番最初におつしやつた  
公務員労働者の一般的な勤務条件の問題につ  
いての交渉の相手は総理府だと思つておられ  
ないかと、実際上の多数を占める組合とは一  
切会わない。公務員共闘には会うけれども、  
直接皆さんが交渉の当事者だと言われている  
組合とは結果として会わない、事実上という  
ふうには拒否するということにならざるを得  
ないわけですね。この点は私は、かたくなな  
態度はひとつ改めて、重要な問題については  
やはり会う話をするということもやるという  
ふうになるべきじゃないかと思つたのですが、  
もう一点ちよつと……。

○秋富政府委員 決して会わないというわけ  
にございませぬ、先般の申し入れにつきまして  
私どもの総務参事官がお会いいたしてお  
りませう。また、先生からも御指摘がござ  
いましたように、私自身も何回もお会い  
しているわけにございませう。あるいは副  
長官がお会いすることもございませうが、  
総務長官の場合にございませうと、国会の  
動きその他にございましてお時間のセ  
ットがなかなか

なつておられるわけですが、いま言いましたように、  
公務員共闘と言つた場合は、地方公務員の労働条  
件も含まれているわけですね。むしろ自治省の問  
題である場合も多いわけですね。国家公務員の場  
合は直接の問題でありませうから当事者でありませ  
う、この質問状の内容を見ますと、中身はやはり  
国家公務員労働者に関する問題なんです。こ  
ういふ問題については、やはり公務員共闘とい  
う場だけじゃなくて、そこにも入つておられるからとい  
う意味じゃないかと、やはり国家公務員の直接の問  
題ですから、入つておられるからという——これは  
独自の、国公共闘から国家公務員労働組合連合会  
というものが結成されて、四十万の国家公務員  
労働者の多数を占める組合でありますから、もち  
ろん非登録団体であっても、これは交渉の地位を  
持つて、総評にも入つておられるわけですから、そ  
ういふ点で今後私はずっと——公務員共闘に入  
っているからということ、事実上いままでの経過を  
見ても、国公労連とは長官がお話をするというこ  
とはほとんどないわけですね。この点はひとつ改善  
をされる必要がある。意見ですけれども、述べて  
おきたいと思つたのですが、長官のお考えはどう  
ですか。



ように考えてございます。

○中路委員 避け得ざる経過というお話ですが、  
じや、総理府が本当に迅速、公正にやるために努力  
をされておられるのかどうかという問題、すくなく  
ていて、そこに何らかの障害がまだあつておくれ  
ていて、みんなが納得できるという問題なら、私  
も再度これを取り上げるといふつもりはないので  
すよ。

それじや、これは総理府の関係者にお聞きしま  
すけれども、この前私が、ことしの初めだったで  
すかね、この問題がお話されているので、いつこの  
結論が出るんだというお話をしたら、三月末  
までには何とか結論を出したいという努力を  
してはいるんだというお話がありました、それが、それ  
もすでに過ぎていた。その際もお話したんですが、  
申請者自身の方に書類の不備だとかあるいはいろ  
いろ障害があるのじやないのだ、これはおくれ  
ている障害ですね、障害はそこにはないのだとい  
うお話もされていたのですが、今日なお、三月も越  
えて結論が出されていない。まだそれを出せない  
要因、おかれている要因はどこにあるのですか。  
問題はどの問題がまだ解決しないというので今日  
までおきているのですか。

○川村政府委員 お答えをいたします。

先生が昨年二月の十八日、三月二十五日、当委  
員会でお伺いを私ども受けました問題と承知をい  
たしてあります。その後につきましては、私ども、  
総務長官の特段の御指示もございまして、早期に  
解決を図るようにといいことで、実は鋭意努力を  
いたしてあります。

その中身を若干申し上げますと、すでに過去の  
経緯につきましてはもう先生十分御存じと思いま  
す。四十五年の、第三者による特別健康診断の問  
題、これも結果的に不調に終わりました、さらに  
四十八年に人事院から指示をされました労働衛生  
学的な検査も、職員団体の協力が得られず、これ  
も挫折をいたしました。しかしながら総理府とし  
ては、やはり事健康に関する問題であるだけに早  
期の認定を図りたいということで、頸肩腕症候群

に関する専門家を擁し、かつ一般の信用の厚い総  
合病院に依頼をいたしまして、その意見を聞いて  
やるのでいかかでしょうかというのを、四十九  
年二月に職員団体に私の方は相談を申し上げまし  
た。これも御協力が得られず実施ができなかつ  
た。そこで最終的に、当該罹病者の主治医から  
資料の提出を求めたわけでございまして、その点は  
昨年二月十八日にここで詳しく御報告を申し上げ  
たつもりでございます。それが出てまいりまし  
て、ある程度資料は参りましたが、そのほかに、  
いわば主治医だけの資料でございますので、私ど  
もが一般的に——これは新しいケースでございます  
から、過去及び現在の、特に国勢調査のマーク  
づけの業務それから家計調査の集計業務につい  
て、それぞれの労働負荷の程度の検査分析をする  
ということ、昨年の五月から六月にかけて、い  
わば職場診断と私ども申しておりますが、これを  
労働衛生関係の専門家に依頼をいたしました。こ  
れらの資料が実は整い次第、既存の関係資料とあ  
わせて審査資料とし、専門的事項については必要  
に応じて専門医師の参考意見を聞きながら、実は  
早急に処理するということで、現在その報告書が  
間もなく出てくるのではなからうかといいところ  
でございます。

○中路委員 七年間の経過についての論議はまた  
意見もあるのですが、きょうは時間であれですが、  
いまの時点でまだ結論が出ていないという要因で  
お尋ねしたのですが、去年の六月に実施された職  
場の実態調査ですね、この診断の報告書がまだ出  
ていないというお話にありましたか、これが  
一番の障害になっているわけですか。一年たつ  
ていますがまだ報告書が出ていないというお話で  
すが、残っているのはこの問題だけですか。報告  
書が出てくれば、結論を出す作業はそれででき  
るわけですか。

○川村政府委員 資料をいたしましては、その資  
料が参りますと作業としては進行すると思いま  
すが、たとえばその資料が仮にきょう到着した、そ  
れではあした出るかというほどの問題ではござい  
ませんけれども、その資料を待つて、従来の資料  
と合わせて、いわば個々の認定業務を早急にいた  
したいと考えております。

○中路委員 報告書は大体いつごろ出るのです  
か。

○川村政府委員 もう近日中というふうにごえま  
して、まあ遅くとも今月中には大体到着するの  
ではなからうかと見込んでおります。

ただ、その理由は、何分にも専門家の先生、非  
常にお忙しいところを時間を割いていただいたと  
いう問題が一つございまして、さらに、昨年の六  
月に、五十年の国勢調査の集計業務、これは今後  
こういう病気の方を出さないという、多少当局側  
の決意もございまして、五十年の国勢調査とい  
うのは、先生御存じのように十月一日に行われて、  
調査票が十二月くらいまでに集まっているわけ  
ですが、それをいわば想定した作業を実際に実演を  
したわけですが、実際にことしの——年末まで来  
ましてその作業が実際に行われるものから、  
六月にいわば仮想してやっていると実際の仕  
事とのマッチングを、念のためお医者さんも見  
ておきたいということで、これは三月に、実際の進  
行しているところと過去に仮想してやったものと  
の実際の比較もやっておるものですから、その意  
味で報告書は若干おかれているという事情にござ  
います。

○中路委員 この問題を担当されている官房人事  
課の職員の方は何名くらいおられますか。

○石川説明員 官房人事課の職員は三名でござ  
います。

○中路委員 その三名の担当される方は専任です  
か、兼務でやっておられるわけですか。ほかにい  
ろいろ公務の災害の仕事も担当しておられると思  
うのですが……。

○石川説明員 企画職員係というところで担当し  
ているわけでございますけれども、この係は職員  
の服務全般の問題、組合との窓口、それからその  
ほか、定期的に各省庁の人事担当課長会議を開  
いておりますが、これの庶務的な事項、その他もろ

もろのことをやっております。その一つとして公  
務災害に関することも処理しているわけございま  
す。

○中路委員 私が聞きましたところ、この三名は  
いまおっしゃったような公務災害の他の仕事も兼  
務してやっています。特にこの前の国勢調査の際に、  
国勢調査員の中でいろいろ災害もあつた。たとえ  
ば犬にかまれたとか——犬にかまれただけでも八  
十数件あるというのです。それから交通事故、自  
動車事故で死亡された方も二人ある。こういった  
問題も皆担当してやっているとこのこと、  
三名でこういうものを全部やっていると、なか  
なか大変だというお話も聞いているのです。

国勢調査の問題で公務災害がこれだけあつて、  
それにも追われているというお話ですが、たとえ  
ばいままでの職業病の認定の申請をされた方で最  
初問題になったのは四十年からですね。そうしま  
すと、国勢調査だけでももうすでに三回経過して  
いますね、この期間に。だから、今度の国勢調査  
のそういう公務災害に関連した仕事も一方で兼務  
してやっているので忙しいというだけでは済まな  
いですね。国勢調査の仕事だけでもこの間で三回  
もやっているわけですからね。だから、体制から  
いっても、三名で兼務をしてやっていると、こ  
とが、この目的である公正、迅速にやるというこ  
とからいっても、とうていいまそういう体制にな  
いと私はお話で思うのです。しかも一年前に職場  
診断をされて、これも私、聞きましたら、最近や  
られた二回目の職場の調査ですが、これは今度の  
認定の問題には直接関連はないんだ、去年六月に  
やった職場診断、この報告をもとにして、資料に  
してやるんだということを話されているそうです  
が、いまのお話だと、今度は最近のものも関連さ  
せて見るんだ、だからお話を聞いているんだとい  
う話ですが、これはどういふことなんでしょうか。

○川村政府委員 先生が先ほど御質問されました  
確かにこの公務災害の実施機関としては総理府の  
官房の人事課でございまして、担当者は、いま参



事官の答えたように三名でございます。ただ、国勢調査の問題もここで最終的には持っているわけでございますが、実際には国家公務員災害補償法によります補償事務主任者というのはこの私でございます。なお統計局におきましてもそのために職員厚生管理室という組織もございますし、そのためにかかっておる担当者が課長補佐あるいは係長、係員と別に担当者を持つておりまして、これが国勢調査の問題もあわせて官房人事課の方と連携をとりながらこの頸肩腕の問題も進めているわけでございます。

先ほど先生がおっしゃいましたように、国勢調査の問題もここに正確な数値を持つておりませんが、ざっと全国で二百件に近い、その中で確かに犬にかまれた方もおりますし、交通事故もございまして、中には不幸にして死亡なされた方も実はあるわけでございます。その辺の問題も実はあわせて処理をする、大変忙しくやっていると聞いております。

そこで、先ほどの御質問で、ことしの三月には確かに五十年国調の労働負荷の方を調べたわけでございますけれども、それは昨年の六月にやりました職場診断、これは先生にある程度お話を申し上げてございまして、四十年国調の状況と、それから五十年国調の状況というふうになされたわけでございます。過去をできるだけ再現し得るようという条件をつけてやったわけでございます。五十年は、その当時としては将来起こるであろう状況を想定してやりましたわけです。それが実際の状況が来ちゃったものから、お医者さんとしてましては実際の状況と合わせておけば、そこそこは実際の状況が少なくとも当時仮想した問題と、いまは実際にやっておりますので、そこを合わせておけば、データの信憑性というのをより高めたいという、むしろお医者さんとしての良心的なお申し出がございましたので、それじゃもう実際にちよと取ったかかった折だから、それと合わせて見てくださいますかというので実施をいたしたわけでございます。

○中略委員 三十八名が申請を出しております

が、その他に統計の職場で同じような症状で診断書を出して通院をされているとか、さっきの新聞のあれでは百名近い方がそうだと出ていますけれども、皆さんの方でそういう職員がどれくらいおられるかというのはどのようにつかんでおられますか。

○中村(博)政府委員 先生は先ほど三十八名が申請されておられるという問題で、七年経過をされているじゃないかということについて、あるいはお言葉に反するかもしれないが、確かに最初に申請が出されたのは四十四年に十七名が出されました。それ以降は四十五年に二名、四十六年に一名、四十七年は飛んで、それから四十八年に十二名、四十九年も飛んでおりますが、五十年に六名、計三十八名でございます。ですから、最初に申請なさった方から見れば確かに七年の歳月が流れているということも御指摘のとおりです。ただ、一番最近の方は五十年に申請されているということもあわせて申し上げておきたいと思っております。

なお、投書の中で、実際に百名ぐらい通院している者がいるよというお話がございましたが、この点につきましては、私も把握いたしておられます。申請はしておらなくても、実際に一週間以上の病休の場合には診断書に理由が書いてまいります。その場合に頸肩腕症候群とか、あるいは肩が痛い、指が痛いというふうに出てくるものを実は把握をいたしておりますが、それは現在の職員について五十名でございます。

○中略委員 この申請者の以外に相当多数の、いずれにしてもそういう症状で通院をされている職員が去年ですとか職場を一通短時間で見て見させていただいた。お話し聞いたのですが、休憩時間だとかあるいはいろいろ肩たたきなども置いてありまして、それだけでも、そういう若干の手当てもいろいろやっておられる。こういうことから見ても、通院をされているのが申請者以外に相当多数出ている。あるいは皆さん自身が職場の労働条件もある程度改善もせざるを得ないという中に、この問題

が公務外の要因で特殊にあらわれたのじゃないというところは、一般的に私たちのような素人が職場を見ても、一般的な背景の状況を聞いてもわかるわけですね。これが職場の問題と何らかの関連で起きているということはわかるわけですね。キーパーソンチャーの問題では、労働省あるいはそれに基いて人事院から基準が出されている。

私はこれも人事院にお聞きしたいのですが、基準を出されたということは、できるだけ迅速、公平にこういう問題の作業が進むように、そういう立場から出されているのじゃないか。基準を出してそれに一つ一つ当てはめてみて、それで厳格にやっていると意図じゃない。基準が出されているのは、基準を出して迅速、公正にやるために出されたというふうにご考慮のようですが、それは間違いありません。

○中村(博)政府委員 御指摘のような基準はいろいろな方面にわたって出しております。これは、先生御承知のように、医学的にはつきりして、そして特に反証がない限りは公務上だということなことが現代の医学水準において明白に確定されたといえますが、そういうものについて出しておるわけでございます。なお医学的にもいろいろな論争があり、また公務との因果関係性についてもなお論議すべき点があるという場合には、こういう基準はちよと出にくい、こういう状況でございます。

○中略委員 いろいろ話を聞きますと、この職場診断のやり方にも問題が多いと私は思うのです。いずれにしても職場から現にこれだけの通院者も出てきています。それは決してとまっていたりしてなくて、いまおっしゃったように五十年になってもまた申請が出ていますね。三十八名と言いましたが、実際にいま扱っていられるのは三十二名でございます。五十年のあとの六名の中には入っていないでしょう。入っていませんね。それでいまままた申請者がふえていっているわけですね。しかもそれと似た症状の人たちもふえてきて

いるという中ですから、この問題は公務外に起因しているのだということよりも公務に起因している、職場のいろいろの条件に起因しているのだというところが、いろいろのそういう客観的な情勢からいって、そうならざるを得ない状態にいまあるわけですね。だから、これを急いで結論を出すということについては、最初の申請者が出されてから七年間放置されているということは、人事院は、総理府はもう一生懸命やっているのだからそういう指示はまだ出していないのだというお話ですけども、総理府がこの問題にやはり結論を——それは職員団体が協力してくれぬだとかいろいろ理由を挙げています。しかし、いままでの全体の七年間の経過を見た場合に、やはり人事院として総理府に対してこの問題を一日も早く結論を出すように指示されるということがなければ、人事院の存在意義がなくなってしまうのじゃないかと私は思っております。いまの体制だつて実際にそういう十分な体制にはないわけですね。この問題に早く結論を出す、迅速に出すというだけの体制でやっていると決まらぬという状態なわけですね。

もう一度もとへ戻りますけれども、若干のいまの質疑の中で、人事院として総理府に対してやはこの問題について早急に結論を出すということについては必要な指示を出すべきだということに思いますが、いかがですか。

○中村(博)政府委員 一般論としては、すでになるべく早く公務上外の認定はしていただきたくてという注意的な通達を出しております。御承知かと存じます。しかし、本件の場合には、先ほどの御説明にもございましたように、なお医学的な問題についていろいろ御検討なさっておる段階でございます。したがって、やはりその決着を私どもとしては見守るのが現在としては最もよき態度ではないか、かように考えております。

○中略委員 これは五十年の二月二十五日の最高裁の第三小法廷での判決ですが、中身は詳しく紹介しません。国と公務員との間における問題で

判決としては最初のものじゃないかと思うので、国の側が公務員の日常の安全配慮の義務を負うということをはっきりさせた非常に注目しなればいけない判決だと私は思うのですが、この中にこういうところがありますね。国家公務員災害補償法について「一、国が公務員に対し安全配慮義務を負うことを当然の前提とし、この義務が尽くされたとしてもなお発生すべき公務災害に対処するために設けられたものと解される。」ということ、国家公務員災害補償法というのは、その前提として、国が公務員に対して健康で安全な職場を確保していくという安全配慮の義務を負っているのだ、それを当然の前提にして、なおそれで災害が発生したという場合にそういう公務災害に対処するために設けられたものなんだということ、その前提として公務員に対する安全配慮の義務を負うということをこの判決は明記をしているので

統計局の職場を見た場合に、皆さんのお話でも、五十名はいま現に通院している、そういうことで、それから申請者も三十八名から災害申請が出ていたという状態なわけです、また、それに類似した症状の人たちが非常に多いということ、私は職場に行っても聞きました。こういう現状から見た場合に、国が安全配慮の義務を負うということの最高裁の判決から見ても、統計局で職場に対してもっと責任ある日常的な健康、安全の問題についての予防措置、積極的な対策というのが使用者として義務づけられているのじゃないかと思うのです。しかもそれを前提にして起きている問題ですから、この問題を迅速に結論を出すということとは当然のことだ。こういった点から見ても、やはりいままでの非常に結論が延びていること、最初のケースだから、新しいケースだからとかいろいろ理由は言われていますけれども、現実には間にこれだけまた同病者がふえてきているという点に対する責任は私は免れないというふうな思っているのですが、この点について総理府あるいは人事院はどのようにお考えですか。

○中村(博)政府委員 御指摘の最高裁の判決、私も拝見いたしました。安全配慮義務があるかどうかという点は別問題としまして、国公法の中に能率の増進計画として職員保健、安全はしっかりとやらねばならないことがうたがってございます。特に健康及びその安全の問題につきましては、それを受けて人事院規則の一〇一四というのを発出してございまして、いろいろな安全衛生措置を講じておるのでございます。その内容は、先生御承知のように労働基準法ないしは労働安全衛生法あるいは国家公務員独自のものというように、私どもなりに十全なものの中規定しておるものと考えてございまして、したがって、そういうことを受けて、先ほど申し上げましたようなキープンチャーのたとえは勤務態様につきましての通達でありますとかその他の措置もあわせて講ぜられておるものでございまして、

したがって、ただいま問題になっております場合でも、先ほど申し上げておりますように、医学的にはつきりいたしますれば、そのようなことが職場で多々発生することのないような基準というのものもおのずから明らかになるわけでございまして、私どもの気持ちとしては、一日も早く統計局の方で処理なすって、そしてその医学的な貴重な結果をもとにして、そういうった基準をつくっていきたいという気持ちでおるわけでござい

○川村政府委員 昨年の二月二十五日の最高裁判決につきましては人事院の答えたとおりでございまして、なお、統計局におきまして、法令の趣旨にのっとりまして、職場環境が良好に保たれ、職員が健康かつ安全な状態で勤務することができるよう、従来より十分な配慮を払ってきたことろでございまして、  
具体的な対策といたしましては、職員の健康維持につきましては、人事院規則で定められている健康診断の検査項目のほかに、特に特別なものを大幅に充実してつけ加えてまいっておりますし、職場環境につきましても、照度とか騒音の測定も

年二回いたしております。休憩所の設置も行いました。さらに、作業体制については、従来の作業の単調性を解消するために、作業の横割り方式を縦割り方式に改めるとか、あるいは一連続時間を最長五十五分に調整をし、五分ないし十五分の筆休め、職場体操の時間を設ける等の改善を図ってまいっております。  
以上のほか、人間関係改善のために各種の研修であるとか、あるいは職場単位のミーティングを実施しておりますほか、レクリエーションの行事やサークル活動に対する援助、さらに職員相談室を設置いたしましたして、疲労回復やストレス解消について積極的な施策を行ってまいりましたつもりでござい

○中路委員 いま言われたように、不十分でもないが、いろいろ改善処置がやられているわけですね。やられていること自身は、いままでの職場が十分でない、こういう改善処置をしなければいけないということを皆さん自身が認められた結果なわけですね。こういう罹病者が出ているわけですから、事実上やらざるを得ないわけですね。そのことろが、いろいろもつと調査をしてみなければいけない、新しいケースだから、こういうことも調査してみなければいけないということ、結果としてこの結論をどんどんおくらせているわけですね。しかし、現実にはその間に罹病者がふえてい

○榎本国務大臣 私は、昨年の二月、三月、中路委員からの御質問に対しましてお答えをいたしましたように、就任いたしました直ちにこの問題があることを説明を受けまして、自ら解決を促進するようにという力を強力で指示してまいりました。昨年もお約束をしたわけでございまして、その後もこの促進についていろいろ中間報告を受

ろいろ言っていますけれども、これ自身はきょうは論議はしませんよ。両方言い分があるんだから、しませぬけれども、それは理由にならないで、一方でその言いながら改善処置をやらざるを得ない、また、現実には罹病者がふえてきているということが、何よりもその職場に関連があるということをお客観的に示しているんじゃないか。  
いずれにしても、その点でこの結論を急がなければならぬという問題をはっきり示しているとは私は思うのですよ。だから、こういう面では、七、八年間、こういうこともあったら、もつと早くできたらうというふうなことはお互いにいろいろあると思っております。しかし、こゝまで来て、最初十六名ですが、訴えられてから少なくとも七、八年間、遅くとも一年では認定の結論は出しているんですよ。こういう問題は、国家公務員というよりも、民間で言えば現場の職場と同じですよ。そういう中で出てきている問題が、いろいろ理由はあるにしても、最初に訴えられてから七、八年間も放置されているということについては、やはり人事院なり総理府に非常な責任があるんだということ、自覚していただいて、この結論を一日も早く出すというところへ明確な態度を出していただかないと、この七、八年間受けてきた苦しみというのは、本人だけじゃなくて家族も含めて大変な問題だと私は思うのです。

この面でも、いままで若干論議してきましたけれども、総務長官どうですか、ここではっきりとひとつ認定の結論を出していただきたい。  
○榎本国務大臣 私は、昨年の二月、三月、中路委員からの御質問に対しましてお答えをいたしましたように、就任いたしました直ちにこの問題があることを説明を受けまして、自ら解決を促進するようにという力を強力で指示してまいりました。昨年もお約束をしたわけでございまして、その後もこの促進についていろいろ中間報告を受



先にして患者を後にしたというような性格のものではございませんので、念のためお答え申し上げます。

○中路委員 これが終わりますが、こういう委員会の席ですからそれ以上のお話をしませんけれども、職員団体や申請者の皆さんの話を聞きますと、いろいろまだ、局の当局の皆さんとの話の中で、それが事実だとすれば、積極的にこの解決に当たっている、本当にそういう使用者としての側の姿勢という点で、私は疑われるようなやはり言動もあるのです。この点はひとつ局長として、局を挙げて、千六百人ですか七百人ですか、女子職員が働いている職場に責任ある局長ですから、その中でこれだけ多くの罹病者が出ているわけですから、解決にもっと積極的な努力を払っていただきたいと思ひます。

終わりに、私はこの問題を何回かこの席で、他の問題も除いて時間をさいていただいて御質問したのですが、長官、ひとつこれはもう何ともしません、この次また何か公務員の問題をやるときに質問しなくともいように、それまでに認定の結論を、この問題の解決を出すように、ひとつ長官からももう一度関係者に指示もしていただいて、結論を出すようにしていただきたい。そのことを最後にもう一度要望してお答えをいただいて、終わりたいと思ひます。

○植木國務大臣 できるだけ早く結論を出します。

○竹中委員長代理 ちよつと速記をとめて。  
〔速記中止〕

○鬼木委員 午前中からずつと質問があつておりますので、あるいは私がお尋ねすることが重複するかもしれませんが、その点は御了承を得たいと思ひます。

聞くところによると、藤井総裁は何かおぐあいが悪いとかということで、速やかに御金快なさるようにお祈りをいたしつづ質問をいたしたいと思ひます。

います。

この傷病補償年金制度の創設ということで論議しておるわけでございますが、補償年金制度の創設ということの目的が私らが考えますとどうも明確でない。まずその点について明確にこういう目的だということの決定的な説明をひとつお願いしたい。人事院総裁がお見えになつていなくても人事官が見ているでしょう。だから責任をもつて、これは総裁がおらぬからわかりませんなんというふうなことは承知しませんよ。そういうことだつたら質問はきよはとりやめますから、ぜひひとつ。

○島田政府委員 お答え申します。  
補償年金制度の創設の目的でございますが、職員が公務上の傷病または通勤によつて傷病にかかりまして療養のために勤務することができない場合で給与を受けませんときは、平均給与額の百分の六十に相当する額の休業補償を支給することとしていたつてございますが、長期間にわたつて療養いたします者の中には、たとえば脊椎の損傷症というふうな者に見られますように、療養の継続中であつても実質的に痲痺状態にあると認められる者が相当ございますので、これらの者に対してはむしろ障害補償年金に相当する給付を行つた方がその保護を厚くするという意味で適当であらうと考へて行つた次第でございます。

○鬼木委員 それは大体提案理由の説明であなたのおつしやつたようなことはよくわかりませんが、しかし、この制度の適用を「療養の開始後一年六月」と書いてある、この点がすこぶるあいまいじゃないですか。期限を一年六月と、そこに期限を切つたその根拠、これはわれわれ素人が考えなくても、一年六月見なければ病状がわからないんですよ、それはなるほどそういう場合もあり得るでしょう。しかし、病を起したその時点から、これはとも一年や二年、三年、四年ではよくならないということもあり得る。私はわかると思ふのですよ。それを一年六月と期限をつけたという根拠はどうしてもわれわれは納得できない。病になつたその時点で、これはとも一年や

二年じゃよくならないというような病も現にあり得るでしょう、ありますよそれはいいですか、長官もお聞きくださいよ。そういうひどい重症患者でも一年六月たなければ、待つておらなければならぬ。半年や一年くらいでよくなるだろうと思つている人が、治療をして一年六月たつてもよくなる、そういう場合もあるでしょう。それを一律に全部一年六月と決めたその根拠、それはどういふことでしょうか。

○中村(博)政府委員 一年六月にいたしました根拠は、確かに先生御承知のように、ある公務災害を受けられた方、長年おかかりになるといふような場合もあると思ひますけれども、現在の法体系のもとにおきましては、年限のいかんにかかわらず治られるまで、あるいは不幸にして死の転機をたどられるまで療養の給付を続け、そうしていろいろな療養をなすつて、その結果、もうこれ以上療養の給付を加えても症状が固定して病状が変化しないという段階に至りました場合に治癒といふことになつてしまつて、そのときは療養の補償給付並びに休業補償を差し上げておるわけでございます。それから、治られてから後、障害を

お残しになつていらつしやれば、その障害の程度に應ずる障害補償年金あるいは一時金を差し上げ、かような構造になつてございます。  
ところが、長年療養をなすつておられる方は遺憾ながら千人近くいらつしやるわけでございますけれども、そのような場合に、やはり一年半もたつてなお症状が直ちに治らないといふような場合に、そうしてまたその障害の程度が障害補償の一級から三級までに当たるような労働能力の全損といふような非常にひどい状態であられる方につきましては何らかの措置をする必要がある、これが第一点でございます。

現に一年半といふ時点は、厚生年金保険の方でも障害年金をその時点から差し上げてございませぬ。また、それと平仄を同じくして、そのような時点から、そのような重篤な病を養つておられる方につきましては、障害補償年金の一級、二級、

三級程度と同じ額を傷病補償年金として差し上げる、そういういたしますれば、これは休業補償よりもずつとその内容が改善されるわけでございます。あわせてそういった優遇措置を講じながら治癒に向かつて療養に専心していただく、こういうような考え方でこの制度の導入を図るといふのが私どもの考え方でございます。

○鬼木委員 だから、私はそう言つておるのです。いまあなたのおつしやることはわかつておる、これに書いてあるから、これにちやんと書いてあるからわかつておりますよ。そうじゃなくて、一年六月経過しなくても、これはとも今後まだ将来一年や二年じゃよくならない病人といふことがわかつておつても、二年六月しなれば補償年金がもらえない、そこがおかしいじゃないかと私は言つておる。それは現行法によれば、休業補償は六〇%出ているでしょう。六〇%じゃ困るじゃないですか、実際の話が、将来も二年も三年もよくならぬといふような重い病気の人がたつた六〇%もらつては、しかも二年、三年ととてもよくならぬと医者が診断しても、この法律案によつては一年六月しなれば年金はもらえない。そんな気の毒な人をどうするか、こつ言つておる。そんなあなたの説明では、これは根拠がすこぶる薄弱です。納得できませんね、これは。あなたはお見受けしたところ非常に頑健で御健康だから、そんな病人のことはどうでもいといふような顔をしていらつしやれけれども、こんなことじゃ話になりませぬ。

長官、私が言つておるのをおわかりでしょうか。これは納得できませんよ、そんな説明では、これは労災法の関連で、労災法がこうだからどうだこうだといふ、そんなことばかり言つたのでは、いま社労委員会の方で労災法のことは盛んに審議してはいるようですが、だつたら私に言いたいことは何ほどもあるわけですよ、実際の話が、けさほどもお話がちらつと理事会で、私も一緒に列席して、あつておつたようですが、民間は、仮に非常にぐあいが悪いとか、あるいは亡くなつたとい



す、そういう場合もあるかもしれませんが、ということをおぼろげに言っておくべきです。それから、労災法となるべく均衡を失しないように、それは私も不肖ですが、それくらいのことには知っています。この労働基準法等との関係といたしまして第二十三条に載っています。それはあなた、もうおわかりだから全部読まなくてもいいけれども、業務上の災害に対する補償又は通勤による災害に対する保険給付の実施との間における均衡を失わないように十分考慮しなければならぬ」といふのが載っているんです。そのくらいのことには知ってお尋ねしているのです。それはわかっていますけれども、だつたら、「均衡を失わないように十分考慮しなければならぬ」といふことには十分考慮しなさい。それから、先ほどから私が指摘しましたように、今度の問題でも、亡くなったときの遺族の年金なんかは全然改善してない。民間の場合は法定外の給付があるのでしよう。ところが、こちらの公務員は額面以外には何もありません。いわばこれは均衡を失っているんじゃないか。そんなことを言うならば、私も承知せぬ。こつちはそのぐらゐのことはわかって切っているんだ。ここにちゃんと法的に、二十三条に労働基準法等との関係において均衡を失わないようにと書いてある。だけれども均衡を失っているんじゃないですか、こういうような場合にも。なぜ人事院はそういう点を考えないのか、わかっている。これは法に違反しているんじゃないか。均衡を失わぬようにとあなたが言うならば、百歩譲ってあなたの論を私が肯定するならば、こういう均衡を失っておるものこそ人事院はもっと考えなければならぬ。それは考えていない、ここに出ていないんだ。民間の場合は法定外の給付が多いんですよ。ところが、公務員の場合はずかしく千日だ。これは大変なあれがある。

だから、私が言っているのは、あなたのおっしゃる通りに、これは原則として一年半、それはわかるんですね。しかし、これは原則としてじゃない、とにかく一年半でこれはもう決定だ。だから、こ

れは原則として一年半というならわれわれはわかる。ただし、発病の時点において長期療養を要するようならば、一年半でなくとも、そのときの病状によつて傷病補償年金を支給することができるといふふうな理屈はわかる。あなたは、そういう場合もあるでしょうと言ったんだ。それは医者が診た場合に、この人はとても将来一年や二年、三年じゃよくなりませんよ、再起ができまじやないというふうなことが、診断の結果わかつた場合にはどうするかと私は言っている。それをあなたに一般論の説明はかりしているんだ。一般論の説明は、そんなことは聞かぬでもわかっていると言った。そこにこの法案としてこぼれているところがあるのじゃないか。取りこぼしが、大體福祉の根本精神というものは、一人でも取りこぼして小の虫を殺すなというの、これは福祉じゃない。福祉というものは、一人でも気の毒な人を取りこぼしてはいけない。一〇〇%の中に一%不幸な人がおつたら、あとの九九%がまた不幸になるというこの前提なんだから、一人をも取りこぼしてはならないというのが福祉の原則なんだ。百匹の羊がおる、一匹羊がわからぬようになった、あの一匹がわらぬやないか、だつたら、あとの九十九匹はまたその二の舞を踏む、ですから、その一匹のために全力を挙げて皆が総合的にこの一匹を助けなければならぬ、これが福祉の原則なんだ。その点においてこの法案は欠陥があると私は言っている。それはあなたのような説明で、そんなこと説明なくてもわかっていますよ、書いてありますから。長官いかがですか、私が申し上げていることは。

○植木国務大臣 たいま鬼木先生の御所見をいろいろ伺つておりました。さすがに長年月深い御所見として非常に貴重なものであるといふふうにごさいますけれども、たいま鬼木先生の問題についてお述べになりましたこともまさに當を得たところ

見であるといふふうに存するのでございます。一年半たたくなくても、半年後でも、一年でも、もう長期にわたつて療養するものがはつきりする、診断できるじゃないか、そういう者に対してなぜやらないのだ。これは本當にこういう御意見が出るというのには私も大變理解ができるわけでございます。ただ、と言いますとまたおしかりを受けるかもしれないけれども、三年でありましたものを一年半ということ、人事院が専門的な研究の調査を行つておりました、また他のものとの均衡等も考へてこつたという報告を出したわけでございます。まして、国家公務員の災害補償制度の企画立案及び実施につきましても、いずれも人事院がこれを行つておりました。政府といたしましては、この報告を受けまして、それを忠実に法改正案として提案をしたような次第でございます。

また、民間における法定外給付の御所見も伺いました。現在は福祉施設に企業内給付としての性格を持たせることといたしまして、それに見合う遺族特別援護金が設けられました。また人事院規則によつて障害特別援護金が四月一日にさかのぼつて設けられるという予定にもなつております。

いずれにいたしましても、全体として今回の改正案はいままでと違ひまして一つの前進でございます。この今回の改正案については御理解を賜りたいと存じます。また、いまの先生の御所見につきましても、人事院も将来にわたりますれば、専門的に研究をし、その成果が生まれたならば、政府に対してもいろいろ御報告もあろうかと存じます。ただいまの貴重な御意見は人事院と総理府ともども承つたところでございます。今回の改正案は前進としてお認めをいただきます。このように思つた次第でございます。

○鬼木委員 長官の御説明で大体私は納得ができて、人事院の方に、人事官も見えておるからこの問題について最後に要望しますが、総裁は

いらつしやらないが、人事院の人事官の責任者が見えておるから、いま長官もおっしゃつていたことをおぼろげに、この問題について、ただわかり切つたことをだらだらと説明するのではなくして、いま長官のおっしゃつたの対策を協議、研究します、そういう答弁を得たならばこの問題に限つて私は承知しよう。確かにいま長官がおっしゃつたように、この件に関しては前進しておるといふことについては私は冒頭に申し上げておる。決して後退してはいるんじゃない、まことにこれは慶すべきことだ、その点はもう私は冒頭に申し上げておるからわかっているはずと思ふ。私は全面的にちつておるんじゃない。その一点について総裁の代理としてあなたの方いらつしやるんだから……、じゃ御答弁願ひます。

○島田政府委員 お答え申し上げます。たいまの非常な貴重な御意見を非常に印象深く伺ひまして、私どもとしまして今後検討する一つの指針としてまいりたいと思ひます。私どもといたしまして、わが国の中の社会保障制度の中の均衡といふことも一面において考えなくちやならないといふのは、これは人事院としてはずすことができない一つの柱だろつと思ひます。片一方で、いまのお話のような問題がございまして、法定外給付のような問題がございまして、そういうものが多々あるだろう、また現にあることも私も耳に入つておりますけれども、それじゃそれが全体のどだけかを占めておるかといふことは、これは調査しようといひます。法定外給付なものでございまして、なかなか現実につかまえていけませんから、なかなかに御承知のとおりでございます。そういうふうなものがある場合に、公務員だけ法定外給付のある方だけをつかまえてその給付をするということも人事院として踏み切りがたいといふような面もいままでございました。これからそういうことも全部含めまして、今後、先生が御指摘になりま

した労災との間の問題というふうなことを含めまして、十分検討させていただきたいという考えでございます。

○鬼木委員 それでは同じことをいつまでも言っただけではいいから、十分ひとつ私の指摘した点は検討をさせていただく、研究をさせていただくというところで承知いたします。

それから同じようなことですけれども、いわゆる病状の重い、長期療養を要する方が、一級から三級までの人だと別表で限定してありますが、これは四級以下でも同様という重病の方がおられるんじゃないか、私はそう思うのですよ。ところが、三級までで切ったというその点が、その根拠がまた私はどうも納得いかない。何か事務的にあなた方が実態を把握しないで、人員を掌握する、把握することがむずかしいというふうなことをいましておっしゃってくださったけれども、そんなことはありませんよ。これは人員なんかはつきりしてあります。一級が何人、二級が何人、三級が何人、四級が何人、それがわからないようじゃこれはまずまずもつてのほか。ですから、その病状の実態をよく把握されて、三級までで打ち切る――私は、もっと重病の方も四級以下にも、四級から七級までぐらいですか、いらっしゃるのじゃないかと思うのです。そういうところをよく実態をあなた方がおきわめになつてやられたのか。人事院はただ机上のプランによつておやりになつたのか。その辺のところはどうも私ははつきり理解ができないのです。その点どうですか。

○中村(博)政府委員 三級以上にいたしましたのは、これはもう先生とくに御承知のように、三級は稼働能力の全部喪失の段階でございます。したがって、そのような重篤な方を今回の対象にするというところでございます。

○鬼木委員 いや、それはわかっているのだ。ここに書いてあるから、そんなこと言わなくてもそれはわかっているよ。実際は四級以下の方でも、当たつてみて、そんな重い病の人があるのじゃないかというのを聞いています。それなのに、

ここに書いてあるとおりのことを言わぬでも、だつたらこんなもの、書いた物を、説明資料をわれわれのところになんかいただかなくたつていいですよ。実態はどうなっているか。そういう方がおられるのじゃないか。もしおられたらあなた方どうしますか。

○中村(博)政府委員 先生、四級というふうにおっしゃいますけれども、三級と四級との一番顕著な差は、三級が労働能力の全損失ということでございます。もし仮に、いま障害補償等級表でいって四級の中にこのような三級に該当する方がいらつしやれば当然三級になるはずでございます。そういう方は当然対象になるということに相なるのでございます。

○鬼木委員 いやそれは、そういう方がおられたら三級になるとおっしゃっているけれども、だからあなた方、実態をよく調査されておるかと言つたのですよ。それじゃ、もしおられたらどうしますか。現在においては四級の者でも当然三級に上がるべきだ。上がつていなければならぬあなた方はどうしますか。

○中村(博)政府委員 私の言葉が足りませんでしたが、現在の何級と言いますのは、これもとくに先生御承知のように、傷病が治癒した場合の残存障害についての話でございます。

したがって、そのような場合にはなく、ただいまの傷病補償年金の話は、現在療養の給付が加えられておつて、できるだけ早くより軽い障害を残す、できれば残さないようにいろいろな医療上の手当てがなされて、そのような場合に一年六カ月たちまして、はつきり労働能力全部喪失だといふ時点におられる方はこれを今回の補償年金の対象とします。また一年六カ月たつた後、治らず

に、たとえばそのときには該当しなくても、その後症状が治癒しなくて、あるいはまた増悪するたといふような場合においてその三級に該当するような場合には、当然その時点で傷病年金の対象者と相なつてくるわけでございますので、その点

はやはり労働能力の全損という段階に達すれば傷病補償年金の対象に相なる、こういうことでございます。

○鬼木委員 あなた方の説明だけ聞けばなるほどと思えるけれども、これは実際を当たつてみますと、私どもでもやはり地方に行つていろいろそういう患者の方にお会いするといふと、非常に気の毒な方があるのですよ。実際の話がね。わずかな休業補償をもらつて、現行法では六〇％ですか、それで実際は植物人間といふんですか、もう本當にとてもじゃないがこの人は未来永久にだめだと思つたような人でもいわゆる六〇％で、当然こういうことはもう補償年金をいただかなければならぬ方なんです。そういう人でも間々三級以下になつておられる方がおられるのです。だから、そういうような人は病院に収容された時点からもうすでにこの人は植物人間としてだめだというふうな人はわかつておられるわけなんです。そこでやはり一年半しなればだめだ。これはまたさつきの話になるけれども、だから三級以下、三級でとめたという点もひとつよく実態調査をして再考していただきたい。よく実態を調査把握してもらいたい。ようございませう。

○中村(博)政府委員 先ほど島田人事官からお答え申し上げましたとおりに、なお先生の御指摘につきましましては私もこの段階に引き続いていろいろ研究をさせていただきます。

なお、先ほど御発言の中で休業補償六〇％とございまして、私どもとしましては、現在、先ほど総務長官も御発言に相なりましたように、法定外給付等にできるだけ近づけようというので、国家公務員独自にたとえ御遺族の方には百万円を国家公務員のみについて特殊な措置として差し上げておられます。また、この四月一日からは障害補償年金を三級該当の段階では百万円を特別に差し上げる、こういうことになっておられます。それと同時に、休業補償の場合でも、その給与が出なかつた場合には、福祉施設として人事院規則で施行できます。いわば民間の労使協議で決まりますよう

なのと平仄を合わせまして人事院規則で二〇％をつけ足してございまして八〇％に相なつてございませう。

○鬼木委員 はい、わかりました。次に、この法案について、第二の「神経系統の機能又は精神の障害等について、障害等級表の改正を行うこと」にしておられますと、別表に載つております。それは意見もありませんけれども、それでいいとして、厚生年金と災害年金の併給の場合に二割カットした。これは年金の種類別で率を違つたようにしてあるのですか、その点明確にしてもらいたい。

○中村(博)政府委員 いろいろな組み合わせで違つてございませう。

○鬼木委員 いや、組み合わせで違つておられるのだから、各種年金――ようわからぬのを聞いておられるのだ。各種年金――ようわからぬのじゃないか。もっと勉強してこいよ。年金の種類別によつてその率を替えておられるかということをお聞きしたい。

○岡田説明員 ただいまの点でございますが、私から申すまでもございませぬけれども、現在同じ事由に基づきましてはかの制度から給付を受ける場合、国庫負担の重複を避けるという意味で調整しておられますけれども、これにつきましては国家公務員共済組合法による年金を受ける場合、先生御承知のように、これが実は国家公務員が災害補償を受ける場合の大多数のケースでございます。したがって、これにつきましては国家公務員共済組法に基づきまして出ます年金の公務員による割り増し分を停止するという方法をとつておられます。

それから、国家公務員の場合でも、ごく一部には厚生年金保険法の被保険者である人がございませう。この場合には、従来までの調整方法といたしましては、同一事由について災害補償法による補償年金たる補償と、それから厚生年金の障害年金ないしは遺族年金が出る場合、向こうの年金の、





ことがございます。そういう場合に、国としても、御主人がお亡くなりになったわけでございますので、大変心細いからあらゆることに、できるできないは別としても、相談をするような体制をとってもらいたいという御要望がずいぶんございまして。そのような御要望を受けて、人事担当者の会議におきまして、できるだけ御遺族と接触してそのお声を聞き、また御相談に乗れるものは乗っていただきたいというようなことを念のため実施機関に向けて御要望申し上げたというように経緯のように、あらゆる場合において私どもは御遺族なりあるいは災害を受けられた方々のお言葉あるいはお気持ち、それを無視するというような気持ちはさらさらございません。

○鬼木委員 いや、だから遺族の方とかあるは患者の方からそういう御要望もたくさんあったからとあなたいま言ったじゃないか。私が先ほどそういう要望があったのかと言ったところが、あなたはそのことは特別あったわけではない、いまあなたはそのような要望があったからと、どうも言うことが支離滅裂で、何言っているかわからぬじゃないか。だから、要望があったからこういうことを念のためするようにしましたと、ではいままでは要望があっても聞いていなかったのかと、答えをはっきり聞いているんですよ。

○中村(博)政府委員 私の言葉足らずでございましたが、福祉施設についてこのような制度をつくるといふ御要望はございません。

○鬼木委員 わかりました。いずれにしても私も善意に解釈しまして、あなた方がそういう弱い方や気の毒な方、遺族の方のお声を聞いていない、弱い者をいじめておるとは思いません。今後ともこういう条項を修正して出される以上はこれが生きた法になるように、大体御病人の方とか遺族の方からあわせてくれこうしてくれと言われぬでも、こちらから皆さんが御満足なさる様に弱い方を本当に至れり尽くせりやうていくというのが福祉施設なんだ。福祉施設というのは観光施設じゃないのだ。だから私は、この条項を見た場合にどうも

納得がいかなかった。これは何かあるんじゃないかと思つた。根性が悪いようだけれども、私はそういうふうには考ええん。根性が悪いように見えて実際はいいんだからね。だから、時間が大分超過してはなはだ済みませぬけれども……。

○中村(博)政府委員 福祉施設の問題につきましては先ほど申し上げましたような態度でおるわけでございますが、私どもとしては現在の施設のあり方をもつて足れりといはしてはございません。したがって、もう一年くらい前から専門家の方々にお集まりいただきまして、現在のほかに国家公務員の福祉施設としてはいかがあるべきかというところを大変御熱心に検討していただいております。そのような結果も十分御参考になさせていただきます。そのような結果も一言申し添えさせていただきます。

○鬼木委員 よくわかりました。総裁もお留守であつたのであなた方に御迷惑をかけましたけれども、総裁には一日も早くお元氣になられるように私も折っております。また、あなた方からよろしくお伝えを願います。

どうぞひとつ、公務員の方々も好きこのんで病氣されたわけじゃないのだから、公務のためにお気の毒なそういう事態になられたのだから、十分ひとつ温かい気持ちで法案の立案でも実際の面においても至れり尽くせりお考え願いたいと思つてはこれで、御無礼いたしました。

○竹中委員長代理 受田新吉君。

○受田委員 今回の改正法案の中身に特色の一つとして取り上げられている改正点「神経系統の機能または精神の障害等について、障害等級表の改正を行うこととした」という提案理由の説明のもとに、五等級に掲げられていることは、公務執行中神経系統もしくは精神の障害ということはどういう状態を示すものであるか御答弁を願いたい。

○中村(博)政府委員 たとえばノイローゼにおなりになったような場合が一つあると思つています。

○受田委員 ノイローゼになった場合は神経系統の問題、しかし精神の障害とはどういう場合ですか。

○中村(博)政府委員 たとえば一つの精神分裂症等を発症なされた場合があると思つています。

○受田委員 公務に起因して精神分裂の症状を呈するということですね。公務に起因しなくてもいいわけですか。

○中村(博)政府委員 公務に起因することを要します。

○受田委員 公務に起因することになると、いじめられる、まあ国会でもつるし上げられて盛んにやられるものだからノイローゼになつて、高級官僚が精神の障害を来すという場合もあり得ると思つておる。そういうのは、それは国会の質疑の状態等が過酷で、恐怖心を起こさしめ、ついに分裂症を発症する、こういう場合は公務による、この規定に該当するのですか。

○中村(博)政府委員 いま先生のおっしゃつたことに直接のお答えになるかどうかわかりませんが、私どもがここで御答弁させていただいておりますのは公務でございます。したがって、それと仮に因果関係があることが医学的に立証された場合には、まあ精神病は別問題としまして、そのような因果関係があれば公務上と認定されるべきものである、かように考えます。

○受田委員 過去においても、政府高官が国会の質問が非常に手厳しくて、まさに自殺を志さんとするような人もあらわれた状態があつたわけですが、そういうときはやはり公務に起因する、こういうことになるかどうかということですが、精神の問題は非常にデリケートである。事は十分検討していただかなければならぬ。まだ法務省から解釈がどうかという問題があるようですが、それは法務省が来なくてもわかることでありまして、同時にここで私一つ取り上げさせていただきたいことがあるのです。

刑事訴訟法第二百三十九条に、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料

するときは、告発をしなければならない。」という官吏、公吏に特別重い義務規定がある。特に税務職員などは、この税務調査の過程において、これは犯罪——ちよと児玉馨士夫君のようなのがいま出てくるわけですね、そういうときに犯罪がここにひそんでいよう。脱税の意図がある。またそのほかにもいろいろ、麻薬取締官なるがゆえにいろいろな犯罪が予想される。海上保安官、これらもそうです。こういう特殊の勤務を持つておる官吏または公吏はその職務執行に当たつて犯罪がひそんでおると思量する場合はしばしば起るわけだ。そのときは告発しなければならぬという規定があるわけですね。「告発することができない。」のじゃない、義務、「しなければならぬ。」黙つておつてはいかぬのです。それほど官吏、公吏は重い使命を持つておる。ここにおられる皆さんも皆官吏、公吏ですから、同様刑法第二百三十九条においてどの公務員も全部その使命を持つておるわけですね。国会職員といえども全部同じことです。そういう重い使命を官吏、公吏は負わされておるのです。黙つておつてはいかぬ、傍観してはいかぬのです。

その官吏、公吏が犯罪ありと思量する、告発する、告発した結果、お礼参りが行われるということがよくあるのです。いいですか。あいつが言うたからお礼はこういうことになつたのだ。これはとにかく税金の問題など大変です。そういうときに、脱税その他の犯罪がひそんでおるといふことで官吏が告発した。そうしてそのためににお礼参りに殺されたといふときは、公務執行上の責任を感じて告発した、そのために相手からお礼参りをされて殺されたといふときは、公務による死亡といふことになるかどうかです。

○中村(博)政府委員 個別的な例ではいろいろな態様があり得ると思つています。しかし、それがお礼参りかどうか存じませんが、職務上の怨恨に基づいてさような事態が不幸にも生じた場合には一般に公務上とするという解釈でございます。

○受田委員 その恨みの仕返し、よし役所でな

くて、自宅においてあるいは別途夜陰に乗じて外部の、公務執行とは関係のない場所で見殺されても、公務執行に基づく死亡と、こういうことでよろしいかどうか。

○中村(博)政府委員 お説のとおりでございます。

○受田委員 非常に明快です。そうすると、公務員も安心して犯罪と思量するときはこれを告発して、そして社会正義のために闘うという意欲がわくわけなんです。そのお札参りという事態が起るなどということは、私予測することもいやでございますが、おおむねこうした税務官吏あるいは麻薬取締官、そういう特殊の使命を持つ公務員には、そうした仕返しを恐れてやめてはしようがない。現に児玉警士夫君がいまごろになって、彼がどうだった、こうだったということをいろいろと世間でやっておる。当時は恐れて黙っておった分をいまになってやめた。りっぱな邸宅ができたのに対して税金をよかけぬでやった。公務執行上の大変な大きな迫害を感じておったのが、これはこうだということはいまびつとやって児玉君にやられたというときは公務死亡と、こういうことですね。

○中村(博)政府委員 先ほど申し上げましたとおりでございます。

○受田委員 そうしたことで、公務員というのは非常に重い使命を持つておる。職務執行上傍観できない義務を負わされておる。これは人事局長さん、それほど重い使命を持つておる公務員です。自分の知ったことを黙って告発しなければいけない、済む問題かどうか。黙っておれば、さわるぬ神にたたりなすね。そういう公務員が多い中に、勇気を持って犯罪がひそんでおると告発するといふ公務員、むしろそういう公務員こそ優秀な公務員であつて、これに対して何らかの恩賞を与えるといふことはどうですか。

○秋富政府委員 ただいまの先生の御趣旨、まことに私たちがいたしましたもこともと思つても、また人事を預かつておる者といいたしましたも

まことにありがたい御指示でございます。ただ、現在のいゆる栄典制度と申しますものにはその規定がございまして、的確にいまの御指摘のことにこたえ得るかどうかということにつきましては、必ずしも冷い得ない面もあるかと思つて、そういう面も含めまして、私といつたしましては、今後もいかにあるべきかということを検討したいと思つております。

○受田委員 刑法の規定にかかわらず公務員に対する表彰という規定もあるわけなんです。人が恐れて、おびえて普通は言われないことを勇気を持って社会正義のためにがんばつておる人に対しては何らかの形で恩賞を与えなければいけないと私は思うのです。そういう人が本心に公務執行上のまじめな人で、黙つて、さわるぬ神にたたりなしというようなことをやっておるからマンネリ化して、官僚界だつてとろつとしてくる。信賞必罰、びしびしと、すべてをびしとやるところに、その勇氣、決断、そういうところに行政の運営の妙味があるわけなんです。時に悪いことをした公務員は処分し、よいことをした公務員は表彰する、信賞必罰がびしとつかなければいけません。そのことについては人事局長、いろいろと行政運営の上において、いま私が申し上げたことについてりっぱに運営が行われていない欠陥はないかどうか。

○秋富政府委員 私の方は毎年度人事管理運営方針というものを定めて、これは各省庁の人事課長、官房長また次官会合で報告しているものでございまして、その際にも、いま御指摘の信賞必罰、職場規律の明確ということには絶えず強調しておるわけでございます。今年度もその点は強調しておるわけでございます。私は、そういう点については、これは人事管理の基本に関する問題の一つでございますので、各省ともこの点については万々遺憾のない措置が行われておるものと確信いたしております。

○受田委員 法務省の方、来られましたか。鈴木審議官、御到着直後で大変申しわけないの

ですが、ただいま私が質問しておりますことは、刊訴法の第二百三十九条の二、官吏または公吏はその職務執行に当たつて犯罪ありと思量するときは、告発しなければならぬというこの規定について、いま人事行政上の質問をしたわけですが、そこで、今度は別の角度から、つまり公務執行に際していろいろな法規違反をやつたことを一応認めて告発した公務員に対して、お札参りという行き方が一つあつて、そこで殺害をする、傷害を与えるということがあつて、そのときは公務死亡、公務傷害だということになります。うしの刻参りのような不能犯の場合は別です。しかし、もう一つ、本人に対してお返しをするのでなくして、そこへ、本人の家を訪れて、本人がいなくて妻や子供に対してお札参りの仕返しをしたという場合はどういふことになります。その場合は、例の警察官の職務に協力、援助した者の災害給付という問題になるのかどうかです。家族は殺され損かどうかです。

ところが、御主人が殺されたんなら、それは公務死亡で五割増しの給付がもらえる。御主人と思つて殺された方が御主人でなくて奥さんだったら何にもないとなつたら、これは大変な不公平です。そうでしょう。ということはあり得るのです。大事な問題です。

○鈴木説明員 警察官等の職務に協力した場合に受けた災害補償の問題の主旨は警察でございますので、直接私ども関知しておりませんけれども、あの法律におきましては、警察官の犯人の逮捕等について警察官に協力した、あるいは警察官から援助を求められてこれに協力した、そういう場合に災害を受けた場合というように、ちよつと漠然としておりますけれども、理解しております。

○受田委員 これはどうですか。つまり、非常にデリケートな問題ですけれども、いま中村職員局長は、公務員が職務執行に当たつて犯罪と認めて告発した、そのときにお札参りにやつてこられて殺されたら公務災害、それでも五割増、そしてその五割増で奥様にも、亡くなつた方の遺族に対してもちゃんとした手当てができる。ところが、

御主人が殺されないで奥様が殺された、御主人を殺しに来たから、奥様はこれを支えて犯罪を起さないように防ごうとしたら逆に奥様の方が殺されたという場合に、つまり警察官がそこに出てはいるが、御主人を殺そうとした者に対して、公務執行をやつた御主人に対してお返しに来たのに、対して奥さんがこれを阻止しようとした、そのときに逆に奥さんが殺されたという場合は、これは警察官の職務執行に対する協力かどうかです。つまり、公務執行に対して怨恨で反撃が来た、それを阻止するために奥さんがやつたのです。法律論として非常に大事な問題です。

○鈴木説明員 先ほど申し上げましたように、警察官の職務に協力した者に対する補償の問題は少しむずかしいのではないかと申すに思つて、刑事事件について内容を知つてゐる者、すなわち証人とかあるいは参考人となり得る者、あるいはその親族に対してその事件のことで殺したあるいはけがをさせたという場合につきましては、別に法律がございまして、その法律で補償が行われるといふことになっております。その法律は、昭和三十三年法律第九号、証人等の被害についての給付に関する法律というのがございまして、いわゆるお札参り、刑事事件について、これは公務員であるかどうかということとは関係ございせん、刑事事件について証人あるいは参考人となる者について、その本人はもちろんのこと、本人の家族、親族に対して危害を加えたという場合に補償を行うことになっております。

○受田委員 この問題は、犯罪被害者補償制度といふものをどうするかという問題がいま世論として起つておる。当局としても御調査しておられると思つておる。そういう問題が根本的にその制度ができれば救われることですが、私がいまここで指摘しておるのは、公務員が公務執行上の結果犯罪があると認めて告発した、そして相手方が腹を立て、怨恨を感じて襲いかかつてきた、そのときにそのまま殺されれば公務災害死、奥さんが

やられたら何も無い。奥さんがそれを阻止しようとしたら何も無い。これは普通だったら——これは普通の人やられるのは違ふのです。公務死になる。公務災害の対象になるというふうな殺され方になる。ちよつと違ふのです。タイプが。そのときにそれを阻止しようとした奥さんがあるいは子供さんが逆に殺されたというのは、公務災害死かどうかというところへ立ち会つた場合だから、普通の、いまお話しの出たような昭和三十三年の証人等とは性質が違ふのです。こういうことは、ちやんとやはり一応こういう場面も想定した対策が私には要すると思ふのです。御主人と奥さんと、その相手が違ふことで大変な差が起きてくるのです。これは警察官がおらなければ警察に協力にならぬ、当然警察官がおらなければいかにぬのにたまたまおらなかつた場合においても、警察官がおらなければいけぬことになるのですか、あの法律は、当然これは警察官がおらなければならぬのにおらなかつたので、犯人をつかまへようとして殺される、警察官がおらうとおるまいと、そういう場合はどうなんでしょうか。

○橋本説明員 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律二条の規定によりますれば、警察官が協力援助した場合はもちろんでございますけれども、警察官がいなない場合であっても、人の生命、身体、財産に危害を及ぼすような被疑者を逮捕しようとした場合災害を受ける、あるいはそういう犯罪によつて被害が及ぶようとしている者を救助しようとして被害を受けた場合には、この法律の適用がございます。ただし、これが自力救済のような、たとえば自宅にどろぼうが入つてきてそれを逮捕しようとしたといつたような自力救済の場合は適用になりません。要するに、どこかの家庭にどろぼうが入つて、どろぼうだ、こゝう言つてお切、あるいは格闘しておる、それを第三者が見て援助なり逮捕行為をやつた場合には、警察官がいなくてもこの法律の適用があるわけでございます。したがしまして、ただいまの先生の御質問の件につきましては適用にならないと思ひ

ます。

○受田委員 それは課長の御発言でいくならば、その官吏が、たとえば税務職員にしましょう。税務官吏が脱税を見つけて告発した。なにあの役人のやつ、おれの秘密を暴露したと言つてお礼参りに来た。そしてそのまま黙つて殺されておれば公務災害死。それを御主人が殺されようとするんだから、奥さんがあるいは息子が行つてこれを阻止しようとする。つまり、当然第三者が出ると同じじゃないですか、妻や子が助けに行くのならば、それは警察官の協力と同じじゃないですか。

○橋本説明員 血族同居の親族等が被害に遭つてゐる場合には、その犯人を逮捕しようとしてもこの適用が除外されておるわけでございます。したがしまして、問題ではありますけれども、適用にはなりません。

○受田委員 これは非常な欠陥がありますね。主人が殺されようとする、父が殺されようとしてゐる。外部から殺人犯が襲つてきた。そいつを死を賭して覚悟で飛び込んで阻止しようとして殺された。それは何ら補償の道がない。しかも御主人は公務執行者として、御主人が亡くなるんなら公務災害死、奥さんは大死に、これは大きな相違ですよ。総務長官、検討してもらいたいです。

○植木国務大臣 これは公務災害死という中には入らないと存じます。これは専門家の御意見も聞かなければなりません。私が承知しております範囲内では、そういう場合には公務災害死の適用は受けられないと存じます。しかしながら、いま御指摘の問題はきわめてあり得ることであり、またそれが実現といひますか、そういう事件が起りましたときの被害者はきわめて悲惨であり、お気の毒であるわけでございますから、公務災害法とは別のものといひまして、何らかの救済の措置をとる必要があるかと存じます。研究をさせていただきます。

○受田委員 大臣は勘違いしておられるのです。私がいま指摘したのは、御主人が亡くなられたら、これは公務災害死になるのです。ところが、奥さん

んがそれを助けた場合は、公務災害死ということではなくして、警察官の職務協力という形の方の法律の適用にならぬか、こゝ私はいま指摘したので、警察官がいなくても、もう肉親であるとしてそれが外れておることですか。御主人の場合には、殺されたら公務災害死ということになる。奥さんや子供が御主人を襲つてきた者を阻止しようとして殺された場合は、そのいまの警察官の職務に協力をした立場から来る災害給付法のあの法律の適用を受ける、こういうふうな研究すべきものだと思ふのです。それを私がいま指摘したので、ところが、それが肉親でなければ警察官の協力死に当たるといふお説だから、これは矛盾だ。肉親であろうとなかろうと、そういうときには警察官に協力した者ですから、普通だつたら警察官がおつたら阻止できるのを、警察官がおつたら、それは肉親であろうと何であろうとすぐ協力になるわけです。警察官がおらぬとそれがだめになるというのは、これは大変おかしいので、どうもここに一つ矛盾がある。公務災害といふこととどこかに関連する問題です。そうせぬと公務員といふものは安心して告発しませんよ。つまり、知つておつても黙つておるような悪いくせがつくですよ。これは犯罪があるというのを、後からお礼参りに来るし、後がうるそうなるぞ、自分の家族まで怨恨でやられるかもしれないぞとなる、せつかく社会正義に立ち上がらうとする真つとすぐな公務員が脱線を知つておらなから黙つておつておる。これは今度の児玉警士夫事件と相通じておるんじゃないですか。

そういうふうなことを考へてみると、むしろこの際、公務災害死亡、この法律に関連して、そういうときに刑罰法二百三十九条をもつと活発にどんどん活用して——審議官、そうですね。あの二百三十九条をしっかりと生かした方がいいですよ。御答弁を……

○鈴木説明員 刑事訴訟法二百三十九条の第二項は、公務員が職務上犯罪を發見した場合には告発しなければならぬという規定になっておりまして、そういう事態が起きた場合には、原則として告発の義務があるというふうに解しております。

○受田委員 非常に大事な規定があるのです。黙つておる方が悪いのです。しかしながら、黙つておるようになるですよ、いまのような後の処理がよいかげんにされておつたら、もう不安で、自分やられる場合も、また家族がやられることを考へたときに、これはもう不安ですから、まあ黙つておるかということになりますよ。

それから賄賂の横行も当然ですが、この点お互い公務員が賄賂をもらつておる、あいつが賄賂を取つたといふときには、隣の公務員がちよつと職務関連であいつを告発してやろう、こうなれば賄賂で告発すればいいのをまあ黙つておらうといふことになつてくる。そうすると官界の腐敗、墮落の根源になるのです。むしろこの際、綱紀、官紀の厳正という意味から、この告発義務などを大いに奨励して、そしてそれに伴つて賞でも出すべきですよ。それは大事なことです。人事院の職員局長、中村先生どうですか。あなたの方がこういうことを国家公務員法で解釈その他でしっかりしたものを出す責任があるのですから。

○中村(博)政府委員 いま先生御指摘の点は、国家公務員法でもはっきりうたつておるのでございまして、国公法の九十八条一項は、「職員は、その職務を遂行するに於て、法令に従ひ、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」先生御承知のとおり。したがつて、職務遂行については法令に従ひといふ場合の法令には、ただいまのような御指摘の法令も当然入るわけでございます。したがつて、遵守義務は濃厚にここで決められておる、かように相なると思ひます。

○受田委員 だから、その際に、次の措置も十分とるよ様に、いまのような警察側の仕事に協力した場合の補償措置などももっと親切にとつておくべきですよ。この点、非常に問題がひそんでゐる。

公務員に犯罪の告発義務を与えておきながら、その後の対策を十分していないために、実際はさわらぬ神にたたりなしと逃避的な気持ちを公務員が持つようになる。残念です。植木長官はそういう人事の最高責任者です。むしろこの際びしっとしたものを手を持って官紀、綱紀の肅正、そのためには法規にもっと手だてすべきものがないかをしきりに見て——家族をいまの公務災害死にしてくれと言わないで済みます。私はそれを言っているのではない。別の警察官協力災害給付法の対象にせよということ、公務員に關係する法律だから、当然あなたが国務大臣として、後の問題に響くからどうかひとつこの法律は公務執行上の關係法規として改正していかないと法務省や警察庁に要望されたら、いい改正案が出ると思つておられます。

○植木国務大臣 先ほど私が御答弁申し上げましたのは、受田議員から警察官のみならず麻薬取締官でありますとかあるいは税務職員でありますとか、ほかの職員をも含めました国家公務員の刑事訴訟法との関連による事件が起きた場合の御質問として御答弁を申し上げたわけでございます。したがって、たゞいま仰せの警察官及びその家族等につきましても問題は、これは別個のものでございまして、いま仰せのような御趣旨につきましては警察庁長官が所管をいたしておりますので、私はその問題提起につきまして十分連絡をいたしまして、その救恤のための措置をとられるように要請をいたしたいと存じます。さらにまた、他の職員につきましても検討をすべき問題だと思つたので、各關係省庁に要請をいたしたいと存じます。

○受田委員 総務長官の御決意を伺つたから御期待を申し上げることにして、この問題は一応おさめることにします。鈴木審議官御苦勞でございます。突如としてお呼び申し上げて申しわけありません。非常に誠実なお方であることを感謝します。

私もう一つ、こうした公務災害というような問題にぶつかるまじめな公務員を大事にする意味

で、別途、危険も顧みずに職務の執行に当たつた公務員に対しては、それぞれの面で賞じゅつ金という制度があるわけですね。これは公務災害を基礎にしてその上にプラスアルファ。自衛官の場合、一身の危険も顧みずに抜群の功勞をもつて一般の模範とするに足るという場合は、三十八年四月の訓令で特別な措置をしていただく。いま最高一千万を超えましたが、幾らですか。

○竹岡政府委員 四十九年のときに一千万に上げていたございまして、ことし五十一年度からこれを千三百万円まで上げようということで警察庁といま打ち合わせ中で、大体これが実現するのではないかと、この中で努力しております。

○受田委員 自衛官の場合は、特にジェット戦闘機などのような非常に危険な飛行機に乗って、国土、国民を守るために、祖国を守るために奮勵努力して殉職した、非常に危険率が高い飛行機に乗って、あえて生命を顧みずに殉職したという場合などは、これは千三百万の賞じゅつ金が出ることになっておるといふことをいま伺いました。もちろん今度警察官だつて、そういう生命を賭してやつた場合は、これは警察官も同額にしてあります。警察庁どうですか、千三百万ですか。

○橋本説明員 同額でございます。

○受田委員 さらに警察官、自衛官だけでなく学校の先生。子供を連れて海水浴に行つた。急に波風が立って子供たちが波の間にさらわれる。あるいは船が転覆した。かつて大正時代の井の頭公園の松本訓導の物語を思い起こしますが、最近においても、こうした生命を賭して愛児を救つた教師が各所にある。そういうときに、波間を見え隠れする子供をまあまあ危ないからと見逃す先生と、危険も顧みず飛び込んで子供を救い上げて、そして御自身も救いに行くときは、もう自分は助かるかどうかかわからぬ、されどこの子供たちを助けたらという師弟愛に燃えた、教育愛に燃えた先生の行為、帰れるか帰れぬかわからぬのを飛び込んで救うというような行為は、これはもういまの自衛官や警察官の最高の功勞と全く同等か、また

はそれ以上の崇高な使命感というものである。こういう場合はどうなつてくるのですかね。

○中村(博)政府委員 その場合は現在の法制では、御承知のように一般の公務災害になるということでございます。

○受田委員 一般の公務災害の場合と、これはもう帰れるか帰れぬかわからぬ、しかしあの波の向こうに居る子供を、おれは力が尽きるかもしれない命をかけて助けに行こうという場合とがありますよ。その行為そのものはもう本当に生死を乗り越えた命がけ、捨て身です。そういうときは警察官なんかと同じような教育愛の権化ですよ。そういう場合には、やはり賞じゅつ金の対象にすべき性質のものじゃないか。あるいは災害時にそういうことが起こる。おむね普通の扱いをした公務執行と、危険を乗り越えて最高の扱いをした場合と、これはかけ隔てがあると思つておられます。そういう場合はしばしばはないが、しかし、そういう場合を考へていひのじゃないか。賞じゅつ金制度というものは別に警察官と自衛官だけでなくして、他の職種にも、海上保安官だつてそうですね。海上保安官にはありますかね、いまのような賞じゅつ金制度が。

○秋富政府委員 たゞいま賞じゅつ金制度がございまして、御指摘の警察庁、防衛庁以外に法務省、それから海上保安庁、消防庁にございまして。

○受田委員 そうそう消防庁がある。監獄官吏、これは監獄法が改正されなければまだ監獄官吏といふことになる。大変古臭い名前です。収監されて刑の執行を受けている人が脱獄しようとして、それを阻止しようとしてやつた場合などは——これはもう脱獄させるのが一番楽で、出ていけと言えど危ないが、それをつかまえてやうとして、せめてもいいのを無理をして殺されたらどうなるのですか。

○秋富政府委員 ちょっと私のお答が不明確でございまして、もう一度申し上げますと、警察庁、防衛庁、法務省、海上保安庁、消防庁にございまして。

○受田委員 その法務省の職種です。法務省といふのは普通の法務省ということですか。全部の職員ですか。

○秋富政府委員 これは趣旨からいたしまして、やはり職務に伴ひまして非常に危険度の多い職種を持ちますところの省庁でございまして、法務省と申しますと当然にいま御指摘のような職種でございます。

○受田委員 警察官の場合もこうした賞じゅつ金制度を受けるのは、地方公務員の災害補償法の対象になる人、国家公務員の方の対象になる人は大体警視正か警視長以上の地位にある人、こういう方々が生命を賭して殉職をされるという例がいままでありましたが、ないか。

○橋本説明員 たゞいま先生が御指摘しておられるようなケース、つまり高度の危険をあえて顧みず、その危険を避けることなく職務上の義務から職務を遂行して、そのために殉職したといつたようなケースは警視正以上の警察官にはございませぬ。ただし、警視正以上の警察官で公務災害補償の適用になつた事例はある程度ございまして。

○受田委員 土田警視總監が爆弾の贈り物を受けて奥さんが亡くなられたという悲しい事件がありました。そのときに、仮定の問題ですが、もし当時の土田部長、いまの警視總監がその小包をあげて、爆発で亡くなられた場合にはどういふことになるのか。

○橋本説明員 この場合も先ほどの御議論になつたようなその警視總監の職務と小包を受けたこととの因果關係が公務と認定されれば、公務災害と言へるかと思つた。ただし、これは制度省たる人事院の権限に属すること、ございまして。

○中村(博)政府委員 土田さんの場合は、あの内容をよく存じませぬので直ちにお答へ申し上げかねますけれども、やはりその荷物の発送者、あるいはその中でその中身が爆発物であるというようなことが予測されるというようないろいろな事情を勘案する必要がありますけれども、先ほどの御答弁申し上げましたようなことで、それが職務

遂行に関する怨恨に基づくことがはつきりすれば、これは公務上になります、そういうように思います。

○受田委員 こういうことはもう因果関係を必ずしつとしておかなければいかぬわけだ。結果から見てわかるわけです。これはもう不特定、つまり警察官に対する恨みという意味で小包が行ったか、あるいは土田さんがその親分であるから行った、それを奥さんが開いたのか。つまり特定であるかあるいは不特定であるか。つまり、警察官という職種に対する、その一番親分であるというで行ったのかというところもいろいろあると思います。こういうことは常に制度をきちっとしておいて、後から異論を差しさむすきがないほどしつと、こういうことはいい方へい方へ解釈して、この制度をつくっておかなければいけません。そうしないと公務員は、つまりさわらぬ神にたたりなしになるのです。これだ、身を挺して職務執行に当たりたいという気持ちを起こさせる。学校の先生にしても、子供が危険になったときには危険にさせぬように予防がけると同時に、危険になったら飛び込んでいくという師弟愛が発露されたときには、最高の補償をしてあげるといふように制度を設けておく必要があるのです。

自衛官でも、この間も山口県の私の郷里で、防府の北基地の若い将校が亡くなられた。その奥さんがどうするかという問題にぶつかってきた。また私の県では、三年前に警察官が犯人を逮捕に行つて二人ほどやられた。私はその遺族を始終見舞いに行つておる。見舞いに行つておるが、後は悲惨です。若い婦人が子供を抱えて、みんな悲惨。それから、そういうときには最高の待遇を、危険を顧みずやつたというよなことは本当に崇高な使命遂行だから、それは最高の礼をもつてしなければいけません。自衛官だつて若い自衛官で若い奥さんが後に途方に暮れることがないようにその後の措置がしてあるかどうかです。こういう一般の制度上以外に温かい愛情をもつて友情としてそ

の家族を別途激励しておるかどうか。人事教育局長、ひとつ若くしていきける自衛官の家族それから警察官の家族、そういうところへどのように心を使つておられるか、もう年数がたつたら忘れてくるといふようなことではいけないのです。

○岡田政府委員 私もかつて警察本部長をしておりまして、若い隊員を殉職させたこともございいますが、自衛官の場合でも同じかと思つてます。特に自衛官の場合には非常に危険な職におりますので、警察官と同じように公務災害でも五割増しの特別公務災害補償が出る場合もあるわけでありまして、賞給や金制度等もしておりますけれども、特に若い隊員で殉職しました場合の後の遺族のこと、できるだけの手当てはしたいのですが、それは制度上できるだけのことはします。ただし、いま言われましたように、後の心の温かみ、これは私の前現地で聞きましたけれども、その部隊の隊長なり司令なり、これがそのときそのときに法事その他で出ていくとかあるいは法事があればそこへ訪ねていくというようなことを聞いておりましたが、恐らくやつてくれておるだろうと思つてます。またそうあるべきだと私は思つてます。

○橋本説明員 警察におきましては公務災害補償、特に特殊公務災害補償制度を設けること、あるいは賞給や金あるいは内閣総理大臣特別ほうで法制度上の給付をいろいろ行つておりますが、それ以外に警察の関係団体といたしまして警察育英会というものを設置いたしまして、殉職者の子弟あるいは身体障害者の子弟の育英事業をやつております。なおこれには、先ほど出ました民間の協力援助者の子弟も対象にしておりまして、現在小学生は月六千円、大学生は月二万円の奨学金を給付いたしております。これは渡しっぱなしのものでございまして、そのほか共助会とか生活協同組合等をつくりましてお互いに助け合つて、あるいは警察協会から協力援助者あるいは殉職者の遺族に對して五十万から二百万円程度の見舞い金を差し上げる、あるいは一年忌、三年忌、五年忌、こ

いったときに、少なくともできれば本部長が持参してお見舞いを申し上げるようになつたような指導を各都道府県警察に對して行つておりまして、できるだけ手厚い援護の手を差し伸べるように努めておるところでございまして。

○受田委員 私も一つ、国家公務員共済組合法の九十二条に公務による遺族年金とこの遺族補償年金、こつちからくる今年度のこの法律の補償年金との調整規定が書いてある。それで百分の二十の停止規定が書いてあるのです。これはこの国家公務員災害補償法で最高御遺族に對して五〇%と二五%、七・五割、それへ今度一般の扶助料の共済組合の方が最高遺族補償で四割としますから、その上前をはねるといふ意味ですか、どうですか。

○岡田説明員 ただいまの点でございしますが、率が非常に高くなるので、いま先生おっしゃいましたように上前をはねるといふ考え方でございまして、国家公務員共済組合法の場合、いまの二割の上積みと申しますものは、公務災害であるためにまるまる国庫負担で上積みするということでございます。しかしその制度は、災害補償法がまだ一時金の制度しか持つていなかった時代に設けられたわけでございまして、先生すでに御存じのように、昭和三十四年十月一日施行の改正でございまして、したがうしまして、その後災害補償法の方に年金制度が導入されました結果、一方的な国庫負担による上積みというものが性格において重複するということになりましたので、その分をいけば重複を避けるという意味で停止するということのように理解しております。

○受田委員 この百分の二十という比率は、一体何を根拠にしたんでしょうか。

○岡田説明員 国家公務員共済組合法の率でございまして、私も正確にこの場で申し上げることはちょっと差し控えたいと思つてますが、先生御存じのようにその基礎になりますものは、私傷病の場合、年数にかかわらず百分の四十という年金に上積みするわけでございまして、それを、考

方としましては公務であるがための厚くということなどは思つておられませんが、私、百分の二十という算出根拠については現在つまびらかにしておりません。

○受田委員 三十四年の共済組合ができたときの規定、これはいまの災害補償という制度がきょうほどまだ充実しない時点であつたわけですね。しかし、公務員から見たら、これは公務員の立場を守る一番大事な法律が二つあるわけなんです。だから、いまの最高五割を支給を受ける公務災害の場合には七割五分になる。つまり五割と五割増しですから七割五分になる。一方は四割、そうすると十一割五分ということになる。そうすると、その二割を引くというものは共済の方の二割を引くんですよ。そうするとやはり一〇〇%は超えますわね。つまり公務災害の方は共済が二割引けて、四割から二割引くと三割二分ですが、それに七割五分が足せるわけだ、そうすると一〇〇%は超えて十割と七分というものはもらえるわけですね。

○岡田説明員 ただいまの先生おっしゃる数字的な問題でございまして……。

○受田委員 合計額が俸給額によりも超える。合計の二割を引くのか、あるいは共済の二割を引くのか。

○岡田説明員 共済の二割でございまして。

○受田委員 だから、つまり百分の百は超える……。

○岡田説明員 遺族の場合には、超えることもあり得ます。

○受田委員 わかりました。

最後に長官、私これに関係してお訴えしたいのですが、いまお互いの社会は非常にエゴに陥る危険が起りまして、さわらぬ神にたたりなしで、社会正義の乗り出しをしなればならぬよなところへもなかなか乗り出し得ないよな風潮がある。列車の中などですりの現行犯など、お互い「あいつはすりだ」とやつていけば片づくよなものを後難を恐れて黙つておる。酷罰者が暴れておる、これを黙つておる。ちよつと手伝いをすれば、皆さんが協力をしていけば犯罪が防止できるよな

ものを、傍観する風潮があるわけです。これを何とかひとつ閣議においても、お互いの社会の秩序を保つために、もっと国民的協力によって犯罪防止、社会正義の協力関係をしくように、長官はそういう方面の國務大臣でもいらつしやるわけです。犯罪防止への協力、そして酷刑などというこれに次ぐ迷惑をかける人間に対する注意、教育ということもこれは関係します。教育の力も要るが、お互い社会環境の中に社会正義に反する行為をする者に対して、これを防止せしむるところの運動というようなものをどうですか、何とか展開できませんか。本当にひんしゆくを買うような事態が各所に起こっているんだ。これをびしっと取り締まるということ。むしろ教育もある、社会教育もある。しかし同時に公務員——国家公務員、地方公務員の姿勢などもやはりそこへきちっとやることによつて、そういうものが救われてくると思つてんです。

長官、そういう私の願いが社会の秩序をまことにする。そのために私は、先ほどから後難を恐れて沈黙する公務員をつくっちゃいけないということも含めてやつたわけです。そのお答えをいただいて、質問を終わりにします。

○榎木國務大臣 暴力を追究し社会正義を実現をするということは、民主主義国家でありますわが国にとつての基本的な課題でございます。御指摘がございました点につきましては、各官庁と連絡を密にいたしまして、ひとつ大きな国民運動としてこれを取り上げてまいりたいと存じます。

なお、人事管理問題の中での職場秩序の維持及び信賞必罰ということは、一つの大きな柱でございます。本日御指摘がありましたことにつきまして、十分検討をし、努力をいたしてまいります。

○竹中委員長代理 次回は来る十一日火曜日、午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十八分散会

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第一条 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 第二十五条の規定による措置の申立てを受理し、審査し、及び判定を行うこと。

第四条第三項第一号中「公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは」を「負傷し、又は」に改め、同項第四号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第四号中「著しく公正を欠く」を「公正を欠くと認められる」に改める。

第九条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 傷病補償年金

(傷病補償年金)

第十二条の二 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは療養の開始後一年六月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日以後の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、国は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。

二 当該負傷又は疾病による廃疾の程度が、別表に定める第一級から第三級までの各等級に相当するものとして人事院規則で定める第一級、第二級又は第三級の廃疾等級に該当すること。

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による廃疾の程度が次の各号に掲げる廃疾等級(前項第三号の廃疾等級をいう。第四項において同じ。)のいずれに該当するかに応じ、一年につき当該各号に定める額とする。

一 第一級 平均給与額に三百十三を乗じて得た額

二 第二級 平均給与額に二百七十七を乗じて得た額

三 第三級 平均給与額に二百四十五を乗じて得た額

3 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は、行わない。

4 傷病補償年金を受ける者の当該廃疾の程度に変更があつたため、新たに第二項各号に掲げる他の廃疾等級に該当するに至つた場合には、国は、人事院規則で定めるところにより、新たに該当するに至つた廃疾等級に應ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。

第十三条第六項中「行なう」を「行つ」に、「行なわぬ」を「行わぬ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「行なう」を「行つ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「こえて」を「超えて」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5 別表に定める各等級の身体障害に該当しない身体障害があつて、同表に定める各等級の身体障害に相当するものは、同表に定める当該等級の身体障害とする。

第十四条(見出しを含む。)中「休業補償」の下に、「傷病補償年金」を加え、「一部を行なわぬ」を「一部を支給を行わぬ」に改める。

第十七条の八第一項中「障害補償年金」を「傷病補償年金、障害補償年金」に改める。

第十七条の九の見出し中「年金たる補償」を「年金たる補償等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 同一の公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負若しくは疾病(次項において「同一の傷病」という。)に關し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することになつた場合において、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。

3 同一の傷病に關し、休業補償を受けている者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなつた場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

第二十条の二(見出しを含む。)中「係る」の下に「傷病補償年金」を、「ついで」の下に、「第十二条の二第二項の規定による額」を加え、「こえない」を「超えない」に改める。

第二十一条中「身体障害」の下に「(同表に定める各等級の身体障害に該当しない身体障害があつて、同表に定める各等級の身体障害に相当するものを含む。)」を加える。

「第三章 審査」を「第三章 審査等」に改める。

第二十四条に見出しとして「補償の実施に關する審査の申立て等」を付する。

第二十五条を次のように改める。

(福祉施設の運営に關する措置の申立て等)

第二十五条 実施機関の行う第二十一条の規定による補給品の支給又は第二十一条の福祉施設の運営に關し不服のある者は、人事院規則に定める手続に従い、人事院に対し、実施機関により適当な措置が講ぜられることを申し立てることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の措置の申立てについて準用する。

第二十六条第一項及び第二十七条第一項中「審査」を「第二十四条の規定による審査」に改め

る。

二十八条中「障害補償」を「傷病補償年金、障害補償」に、「行なわれない」を「行わない」に改める。

附則第三項中「第二十四条から第二十七条まで」を「第二十四条、第二十六条及び第二十七条」に改める。

別表中「別表」を「別表(第十二条の二、第十三条、第二十一条関係)」に改め、同表第一級の項第三号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に改め、同項第五号を削り、同項中第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同表第三級の項第三号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に改め、同表第四級の項第三号中「鼓膜の全部の欠損その他により」を削り、同表第五級の項中第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

別表第六級の項第三号を次のように改める。

三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの

別表第六級の項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十七センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

別表第七級の項第二号及び第三号を次のように改める。

三 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

別表第七級の項第四号中「に著しい」を「又は精神に」に改める。

別表第九級の項中第一三三号及び第一四号を削り、第一二二号を第一六号とし、第八号から第一一号までを四号ずつ繰り下げ、同項第七号中「鼓膜の全部の欠損その他により」を削り、同項を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

一〇 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができぬ労務が相当な程度に制限されるもの

一一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができぬ労務が相当な程度に制限されるもの

別表第九級の項第六号の次に次の二号を加える。

七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの

別表第一〇級の項第四号を次のように改める。

四 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの

別表第一〇級の項中第一〇号を第一一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの

別表第一級の項第四号を次のように改める。

四 十歯以上に対し歯科補綴を加えたもの

別表第一級の項中第九号を第一一号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 両耳の聴力が聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの

六 一耳の聴力が四十七センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

別表第一三級の項中第一〇号を第一一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの

別表第一四級の項中第一〇号を第一一号とし、第三号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの

別表備考を削る。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第三項中(昭和四十九年法律第八十三号)を(昭和五十一年法律第 号)に改める。

附則第八条第一項中「事由となつた」の下に「廃疾」を加え、「同法」を「改正後の法」に、「年額から当該給付の年額百分の五十の範囲内で人事院規則で定める率を乗じて得た額を減じた額」を「年金たる補償の年額に、当該年金たる補償の種類及び当該法令による年金たる給付の種類に、労働者災害補償保険法昭和二十二年法律第五十号別表第一号又は第二号の政令で定める率を考慮して人事院規則で定める率を乗じて得た額(その額が人事院規則で

定める額を下回る場合には、当該人事院規則で定める額)に改め、同条第二項中「同法」を「改正後の法」に、「行なわれない」を「行わない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 休業補償の額は、同一の事由について前項の人事院規則で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、改正後の規定にかかわらず、改正後の法の規定による額に、当該法令による年金たる給付の種類に応じ、同項の人事院規則で定める率のうち傷病補償年金について定める率を乗じて得た額(その額が人事院規則で定める額)を下回る場合には、当該人事院規則で定める額)とする。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中国国家公務員災害補償法目次、第二条、第十三条、第二十一条及び第三章の章名の改正規定、同法第二十四条に見出しを付する改正規定並びに同法第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、附則第三項及び別表の改正規定並びに次項及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国家公務員災害補償法(以下「新法」という。)(第十三条、第二十一条及び別表の規定は、昭和五十年九月一日から適用する。

(経過措置)

第二条 新法第四条第三項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)(以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

第三条 第二条の規定による改正後の国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(以下「改正後の昭和四十一年法」という。)(附則第八条第一項の規定は障害補償年金及び遺族補償年金のうち施行日以後の期間に係る分について、同条第二

項の規定は施行日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、障害補償年金及び遺族補償年金のうち施行日前の期間に係る分並びに施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

第四条 施行日の前日において同一の事由について第一条の規定(附則第一条第一項ただし書に規定する規定を除く。)による改正前の国家公務員災害補償法(以下「旧法」という。)の規定による年金たる補償と第二条の規定による改正前の国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(以下「改正前の昭和四十一年法」という。)附則第八條第一項の人事院規則で定める法令による年金たる給付とを支給されていた者で、施行日以後も引き続きこれらの年金たる給付を受けるものに対し、同一の事由について支給する新法の規定による年金たる補償(傷病補償年金を除く。)で施行日の属する月分に係るものについて、新法及び改正後の昭和四十一年法の規定により算定した額が、旧法及び改正前の昭和四十一年法の規定により算定した年金たる補償で施行日の属する月の前月分に係るものの額(以下この項において「旧支給額」という。)に満たないときは、新法及び改正後の昭和四十一年法の規定により算定した額が旧支給額以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、これらの規定にかかわらず、当該旧支給額に相当する額とする。

2 前項の規定の適用を受ける者が、同項に規定する旧支給額以上の額となる前月において、新法第十三條第七項の規定により新たに該当するに至つた等級に属する障害補償年金を支給されることとなるとき、新法第十七條第三項又は第四項の規定により遺族補償年金の額を改定して支給されることとなるとき、その他人事院規則で定める事由に該当することとなつたときは、これらの事由に該当することとなつた日の属する月の翌月から当該旧支給額以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、

前項の規定にかかわらず、人事院規則で定めるところによつて算定する額とする。

第五条 施行日前に同一の事由について旧法の規定による休業補償と改正前の昭和四十一年法附則第八條第一項の人事院規則で定める法令による年金たる給付とを支給されていた者で、施行日以後も引き続きこれらの年金たる給付を受けるものに対し、同一の事由について支給する新法の規定による休業補償の額は、新法及び改正後の昭和四十一年法の規定により算定した額が施行日の前日に支給すべき事由の生じた旧法の規定による休業補償の額(同日に休業補償を支給すべき事由が生じなかつたときは、同日前に最後に休業補償を支給すべき事由が生じた日の休業補償の額)に満たないときは、新法及び改正後の昭和四十一年法の規定にかかわらず、当該旧法の規定による休業補償の額に相当する額とする。

(人事院規則への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第七項中「休業補償」の下に「若しくは傷病補償年金」を加え、「これ」を「これら」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第八十一条第二項中「退職の際に受けている者」の下に「のうち同法第十二條の二の規定による傷病補償年金又はこれに相当する補償を受けている者以外の者」を加え、「公務傷病がなかつた時」を「公務傷病が治つた時又は国家公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくはこれに相当する補償が支給されることとなつた時に」、「なおつた」を「治つた」に、「なおらない」を「治らない」に改める。

第八十六条の前の見出し中「障害補償年金」を「傷病補償年金等」に改め、同条第二項中「規定に

よる」の下に「傷病補償年金若しくは」を加え、「これ」を「これら」に改める。

第八十六条の二中「こえる」を「超える」に改め、「災害に係る」の下に「傷病補償年金若しく

は」を加え、「これ」を「これら」に改める。

第二十五条の表第八十一条第二項の項中

国家公務員災害補償法第十條の規定による療養補償又はこれに相当する補償

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十五条の規定による療養補償又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養補償

を

国家公務員災害補償法第十條の規定による療養補償又はこれに相当する補償

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十五条の規定による療養補償又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養補償

同法第十二條の二の規定による傷病補償年金又はこれに相当する補償を受けている者以外の者

同法第十二條の八の規定による傷病補償年金を受けている者以外の者

に改め、同表第八十六条第

国家公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくはこれに相当する補償が支給されることとなつた時

労働者災害補償保険法の規定による傷病補償年金が支給されることとなつた時

一項の項中「国家公務員災害補償法の規定による」の下に「傷病補償年金若しくは」を加え、「これ」を「これら」に改める。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第九条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「第二十四条、第二十六条を」第二十四条から第二十六条まで」に改める。

(義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部改正)

第十条 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育

児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「もつぱら」を「専ら」に改める。

理由

公務上の災害又は通勤による災害を受け、長期にわたり療養する職員の実情等にかんがみ、その者に支給する傷病補償年金の制度を創設するとともに、身体障害に対する評価の改善その他補償の内容の改善整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。